



『市民が考える青少年のケータイ世界』

報告書

平成20年11月15日

社団法人東京青年会議所
ソーシャルデザイン特別委員会
徹ロン プロジェクトチーム

挨拶

1. 徹ロンプロジェクトチームリーダー、千代田地区委員長 木原一雄

2005年に社団法人東京青年会議所千代田区委員会で始まった市民討議会(徹ロン)という新たな試みは、今年で4年目を迎えました。各地の青年会議所を中心に瞬く間に全国に広がり、既に40か所以上で同様の取り組みが行われています。

今回、我々が市民討議会(徹ロン)を行うにあたっては、将来、同一テーマで広域・複数箇所開催が行われることを念頭において、テーマの選定や設営を行いました。テーマは従前の地域固有の問題ではなく、日本全国で共通の問題であって、かつ国民的な関心が高く、熟慮した民意を必要とするものとし、そうしたものとして『青少年の携帯電話』を選びました。また、対象とする地域も衆議院議員選挙東京第一選挙区(千代田区、港区、新宿区)の市民としました。これは、多角的な情報をもとに様々な立場の市民が熟慮し討議した結果が、身近な議員の手に触れ、選挙時のマニフェストに影響を与えたいとも思ったからです。このような取り組みが、社会に浸透し、熟慮した市民が世論を形成し、マニフェストを媒介として政権選択の論点を示すようになれば、現在の民主主義を補完する重要なインフラになると考えます。また、当日参加した市民が市民討議会(徹ロン)を通して、テーマに対する問題、課題を自らのものとして考え、判断し、行動していくようになれば、市民が主体となって主導していく社会に近づくのではないのでしょうか。

この報告書をお読みになった方々が、少しでも市民討議会(徹ロン)に興味を持ち、参加者として、また、主催者の一人として参画することで現状の社会に一石を投じ、よりよい社会への変革に皆で進んでいくことができたら幸いです。

2. 早稲田大学大学院公共経営研究科教授,
「新しい日本をつくる国民会議」(21世紀臨調)代表北川正恭氏



みなさんおはようございます。¹

北川正恭でございます。

今日は東京青年会議所主催の徹ロンにご参加いただいて、盛大に市民が参画する社会をどうやって作っていくかということで、私は参加できませんけれどもみなさんに心からのエールをお送りしたいと思い、このビデオに出ておるところでございます。

私が三重県知事をいたしておりますところから、全国の青年会議所のみなさんとのコラボレーションや市民活動等々について一緒にいろんなことをしてまいりました。知事を退任してからこの5年間、東京青年会議所を始め全国の青年会議所のみなさんと民主主義のありかた、あるいは市民が参画して、リンカーンの有名なゲティスバーグの演説 “The government of the people, by the people, for the people” という市民の手による政府をどうやって作っていくかということについてマニフェストを通じ、あるいはマニフェストを通じた、いわゆる公開討論会等々で全国一緒にやらしていただいて今日までできております。

そしてこの徹ロンについては東京青年会議所が全国の JC をリードしていただいて一般的な世論調査と、もうひとつは専門的な意見のある人に集まっていたいただいて会議をするタウンミーティングなものとのちょうど中間節点ぐらいのところでも市民が任意に自由にご参画いただいて物事を深く掘り下げ、そしてそれをさまざまな政治や行政、あるいは公共の政策にいかしていこうという試みがここ3年ほど続けられているところでございます。

私は、これをとても素敵の一つの民主主義、全体討議にかけて市民が参画するということでは日本に新しい民主主義の形態をもたらすものだと思って、応援もさせていただき、また一緒に勉強もさせていただいているところでございます。

いま、大きな社会問題になっております、大変便利な使い勝手のいい携帯について、その功罪を議論して頂きながら冷静な会議をしていただき、そしてそれがみんなの意見として、総意として社会に繁栄するようなという、とても重要なテーマでございますが、ぜひみなさん方が任意に、そして自発

¹ 当日朝の参加者向けビデオメッセージです。

的にだんだんとご発言いただきながら最後にはいろんな形でお取りまとめいただいてという会議になるようにぜひみなさんのお力添えによって立派な徹ロンが終始して結論がでられるようにお祈り申し上げたいと思います。

民主主義の形態というのは今までこんなものだという思い込みで、人から頼まれて、情実で選挙に行くというようなことから、自らが自発的にマニフェストそれをよく読んでそして自分の意見をどんどん繁栄させて行くというそういった形も民主主義にとってとても重要なことだと思い青年会議所のみなさんとここ数年やってきました。

こういう会議の仕方、あるいは市民が参画する場の持ち方も我々は習熟していかなければ本当の民主社会はできないと思います。

今日一日がすばらしい一日であり、この運動が全国に広まって日本の次のいわゆる民主主義のネクストバージョンを切り開く大会になっていただいたら心から念願をしているところでございます。

ご成功をお祈りいたしましてご挨拶いたします。

ありがとうございました。

目次

| | |
|---|----|
| 挨拶 | 1 |
| 1. 徹ロンプログジェクトチームリーダー，千代田地区委員長 木原一雄 | 1 |
| 2. 早稲田大学大学院公共経営研究科教授，「新しい日本をつくる国民会議」 (21世紀臨調)代表北川正恭氏 | 2 |
| 第1部 市民報告 | 7 |
| 1. 概要 | 7 |
| 2. 市民の回答 ~ 全体について ~ | 8 |
| 2.1. 本プロジェクトチームの見方 | 8 |
| 2.2. 参加した個々の市民の見方 | 18 |
| 3. 参加者 | 19 |
| 4. 市民の回答 ~ 各部屋について ~ | 20 |
| 第2部 徹ロン(2008市民討議会)開催までの流れ | 52 |
| 1. 概要 | 52 |
| 2. 組織 | 52 |
| 2.1. 主催・主管など運営主体 | 52 |
| 2.2. 協力 | 53 |
| 2.3. 後援 | 54 |
| 2.4. 協賛 | 55 |
| 3. 設問 | 55 |
| 3.1. 問題構成 | 56 |
| 3.2. 「第1部 青少年が携帯電話を使用することについて」 | 56 |
| 3.3. 「第2部 フィルタリング導入問題におけるそれぞれの役割について」 | 57 |
| 3.4. 「第3部 フィルタリング導入問題をどう考えるかについて」 | 58 |
| 4. 参加者 | 58 |
| 4.1. 対象地域 | 58 |
| 4.2. 選出方法 | 59 |
| 4.3. 参加者の特徴 | 60 |
| 5. 設営 ~ 設計と実行 ~ | 64 |
| 5.1. 名称とロゴ | 66 |
| 5.2. 開催日程と日時 | 66 |
| 5.3. 開催場所 | 67 |
| 5.4. 諸謝金 | 67 |
| 5.5. 参加者の人数 | 68 |

| | |
|----------------------------|-----|
| 5.6. 参加の招待数 | 69 |
| 5.7. 参加の招待方法(招待状を送る方を選ぶ名簿) | 69 |
| 5.8. 参加の招待方法(名簿からの選抜方法) | 70 |
| 5.9. 参加できる方(参加者の資格) | 71 |
| 5.10. 参加の招待方法(招待状) | 71 |
| 5.11. 招待された方への説明 | 74 |
| 5.12. 招待された方の反応 | 74 |
| 5.13. 参加を表明された方へのご案内 | 75 |
| 5.14. 参加者の部屋割 | 76 |
| 5.15. 当日の事前準備 | 78 |
| 5.16. 参加者の受付 | 79 |
| 5.17. 市民討議の時間割 | 79 |
| 5.18. 市民討議(情報提供) | 80 |
| 5.19. 市民討議(討議) | 81 |
| 5.20. 市民討議(投票) | 81 |
| 5.21. その他(飲食類) | 82 |
| 5.22. その他(スタッフの服装と識別) | 83 |
| 5.23. その他(録音・録画) | 83 |
| 6. 報告 ~ 報告書作成 ~ | 84 |
| 6.1. 方針 ~ 第1部市民報告 ~ | 84 |
| 6.2. 作成方法と作成過程 | 84 |
| 6.3. その他 ~ 第3部から第4部まで ~ | 85 |
| 6.4. 報告先 | 85 |
| 7. 決算 | 85 |
| 8. 反響 | 87 |
| 8.1. 参加者 | 87 |
| 8.2. 当日見学に来た方 | 87 |
| 8.3. マスメディア | 87 |
| 9. 『徹ロン』(2008市民討議会)を振り返って | 92 |
| 第3部 資料 | 94 |
| 1. 当日資料 | 94 |
| 2. 高校生の携帯電話アンケート集計結果 | 106 |
| 3. アンケート結果 ~ 事前・事後・2週間後 ~ | 112 |
| 3.1. 事前アンケート | 112 |
| 3.2. 事後アンケート | 115 |

| | |
|------------------------------|-----|
| 3.3. 事前アンケートと事後アンケートの比較..... | 123 |
| 3.4. 2週間後のアンケート..... | 126 |
| 4. 参加者の個々の意見..... | 131 |
| 5. 本プロジェクトチームの担当者一覧..... | 132 |

第1部 市民報告

1. 概要

社団法人東京青年会議所 ソーシャルデザイン特別委員会 徹ロン(2008市民討議会)プロジェクトは、2008年(平成20年)10月4日(土)、東京ミッドタウンカンファレンスルームにて、無作為で集めた千代田区、港区及び新宿区の市民72名²に青少年の携帯電話の使用について考えて頂いた。

参加して頂いた市民(以下「参加者」といいます)にはRoom1からRoom4までの4部屋に分かれて頂き³、それぞれの部屋で討議を行って頂きました。討議は各部屋4名ないし5名のグループに分けてそれぞれのグループで行い、各グループに1つまたは複数の結論を出して頂いて、その結論に対して各参加者に複数票⁴の投票⁵を行って頂きました。各部屋内で討議毎にグループの組み替えを行い、各討議の前には関係者が設問に関連する説明を行いました⁶。⁷

記

第1部 青少年が携帯電話を使用することについて

1. 携帯電話を使用するメリットは何か。
携帯電話を使用するデメリットは何か。
2. 青少年による携帯電話の使用を認めるべきか否か。それとも条件付きで認めるべきか。

第2部 フィルタリング導入問題におけるそれぞれの役割について

1. 家庭の役割
2. 学校の役割
3. 企業の役割(キャリア、コンテンツ、審査機関)
4. 国や行政の役割

第3部 フィルタリング導入問題をどう考えるかについて

1. フィルタリング導入の是非とその理由
2. フィルタリング導入問題で重視する点
3. 誰がどのように規制するのか。

² 74名の方に来て頂きましたが、2名の方が退席したので72名となりました。

³ 各部屋間での参加者の組み替えは行いませんでした。

⁴ 1人5票。但し、第2部については第2部全体で1人10票として、誰の役割を重視しているかがわかるようにしました。

⁵ 投票は各部屋別々に行い、別の部屋で出された結果について投票できるようにはしませんでした。すなわち、各部屋は、設問、討議前の説明それから討議方法は共通していますが、その外はそれぞれ独立しています。

⁶ ただし、第3部の前には説明を行っていません。

⁷ 詳細は第3部に記載します。

2. 市民の回答 ~ 全体について ~

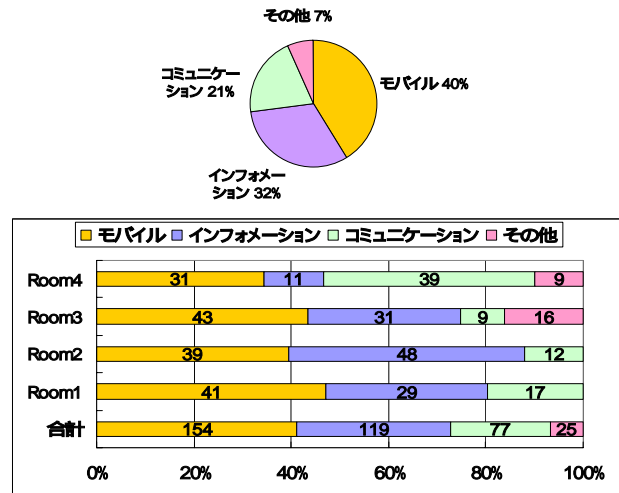
2.1. 本プロジェクトチームの見方

2.1.1. 第1部 青少年が携帯電話を使用することについて

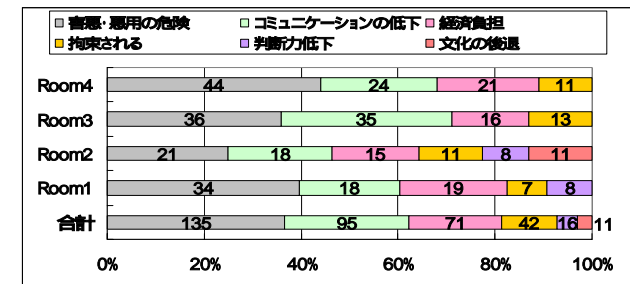
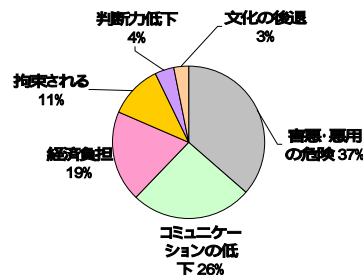
2.1.1.1. 携帯電話を使用するメリットとデメリット

青少年の携帯電話の使用については、いつも身につけて(「モバイル」)、そこから情報(「インフォメーション」)を得ることに便利さを感じる一方で、その「害悪や悪用の危険」について最も危惧を抱き、その後順に「コミュニケーションの低下」、「経済的負担」そして「拘束されてしまう」ことに危惧を抱いています。

メリット



デメリット

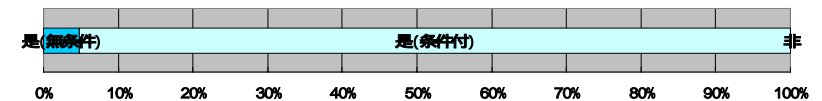


2.1.1.2. 携帯電話を持たせることの是非・条件

(1) 是非・条件の得票と割合

青少年に携帯電話を持たせるべきかどうかについては、持たせるべきではないという意見はなく、条件付であれば持たせてよいという意見が圧倒的多数の得票となっています。また子供の判断能力を育成できるとして無条件に持たせてよいとする意見も5%弱得票しています。これからの時代青少年に携帯電話を持たせること自体には肯定的に捉えていると思います。

| | 得票 | 割合 |
|--------|-----|--------|
| 是(無条件) | 18 | 4.83% |
| 是(条件付) | 355 | 95.17% |
| 非 | 0 | 0.00% |



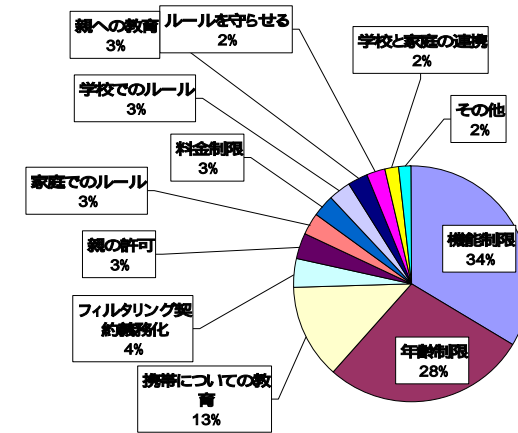
(2) 条件の内容(条件付でもたせてよいとする意見の方)

携帯電話を持たせる際の条件としては、「機能制限」あるいは「年齢制限」を含める条件を支持する票が多く(200票超)、次いで「携帯電話についての教育」が多く(100票弱)、その次に「親の許可」・「家庭でのルール」・「学校でのルール」・「料金制限」など規律的な条件項目を含むもの(20票前後)となっており、概ね年齢に応じた機能制限をベースに教育的な配慮を如何に施すべきかという感じではないかと思います。「年齢制限」について具体的な基準を挙げている意見を見ると、小中学生と高校生とに分けて、小中学生に対しては「電話とメールのみ」(J)という具合に機能を限定し、高校生に対しては自主性を重んじている感じとなっています。なお、「ルールを守らせる」

のみの対応 (B)⁸や「家族で決まりを作る」のみの対応 (N)⁹といった自主的対応のみによる条件案には留意が必要と思います。

| 条件内容 | 条件案 | A | B | C | D | F | G | H | J | L | M | N | P | Q | R | S | U | V |
|--------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 条件内容 | 得票 | 29 | 17 | 17 | 27 | 26 | 21 | 16 | 20 | 13 | 27 | 24 | 14 | 22 | 16 | 16 | 25 | 25 |
| 機能制限 | 244 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年齢制限 | 202 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 携帯についての教育 | 94 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フィルタリング契約義務化 | 29 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 親の許可 | 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家庭でのルール | 24 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 料金制限 | 22 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校でのルール | 21 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 親への教育 | 21 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ルールを守らせる | 17 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校と家庭の連携 | 14 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 13 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

E,I,K,Oは欠番,Tは無条件に携帯使用を是とした。



具体的条件内容

| | |
|---|---|
| A | 1.義務教育中は携帯機能を制限する（通話機能のみ） / 2.有害サイト等のフィルタリング契約の義務化（販売窓口と購入者） |
| B | ルールを守らせたいがルールが成立しにくい状況にある。 |
| C | 機能制限 |
| D | ・年齢に応じた機能の選択（パスワード設定等） / ・選択については、通話・メールに限定するかどうか / ・使用に対する教育（学校、家庭等） |
| F | 年齢別に機種を考える / 教育の中に取り入れる。 |
| G | 年齢制限 / 機能制限 / 親の教育の徹底 / 学校の規程 |
| H | 義務教育の間は保護者と。高校生以上の場合は各自の判断 |
| J | ・年齢で制限を設けるべき（小中学生には通話・メールのみ。高校生は親と相談の上 条件を付ける（メールのリストにある人だけと利用。顔も知らない人とは連絡しない）） |
| L | プラス・マイナス共存しているがプラスに期待して。 |
| M | フィルタリングを活用する。（危険を回避する） / マナーなどを教育する、親子のコミュニケーションに資する等、前向きな条件も考える。 |
| N | 家族での決まりを作る。 |
| P | 家庭と学校の連携による自己判断を高めれば良い。 |
| Q | 年齢（中学生以上）・サイトアクセス・料金等に条件を付ける。 |
| R | 通話とメールのみでインターネットに接続できないようにするべきである。 |
| S | 小中高のレベル（年齢）により、機能制限の内容を変える。 |
| U | 親の許可制とする（フィルタリングをかけ、機能を限定とする） |
| V | 年齢に応じて機能を限定し、使用料を制限する。 |

無条件とした理由 子供の判断能力を育成できる。

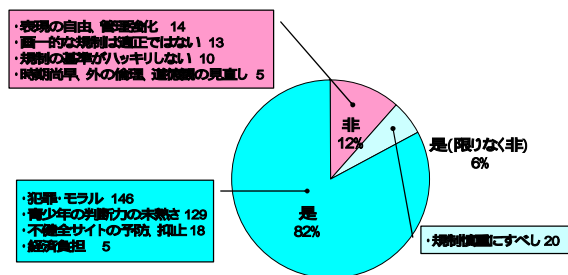
⁸ 具体的には『ルールを守らせたいがルールが成立しにくい状況にある。』という意見のみを挙げていることから『基本的には「ルールを守らせる」のみを条件とすることがよい。』と考えていると判断しました。

⁹ この条件案はRoom3で出されたものですが、同じ部屋のグループQの条件案には「年齢（中学生以上）…」とあり、少なくとも投票の際の参加者の発表によりこの部屋でも年齢別の制限は念頭におかれていたものと思われるので、年齢制限に触れていない以上、投票の際の選択肢の選択における理解としては、「年齢によらず「家族での決まりを作る」ことのみを条件としている」と判断しました。

2.1.3. 第3部 携帯電話へのフィルタリング導入問題について

2.1.3.1. 導入の是非とその理由

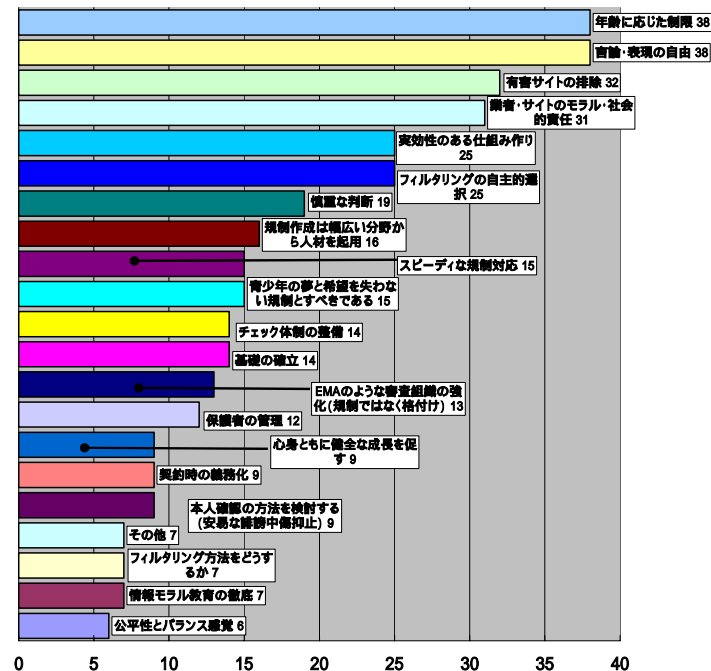
フィルタリング導入については、導入してはならないという意見に1割強が、「限りなく非に近い是」を含めるとフィルタリング導入に慎重な態度は2割弱がそれぞれ得票しており、携帯電話の使用とは逆にフィルタリング導入については慎重な意見が根強くあることが伺えます。



2.1.3.2. フィルタリング導入問題で重視する点

青少年の成長に合わせた「年齢に応じた制限」と「言論・表現の自由」の得票が最も多く、次いで「有害サイトの排除」と「業者サイトのモラル・社会的責任」が、その次に「実効性のある仕組み作り」と「フィルタリングの自主的選択」が続いており、規制を推進する方向の意見と規制を抑制する方向（ないし重視しない方向）の意見が拮抗しています。

従って、両者のバランスを如何に図るかが重要なのではないかと思います。また、「青少年の夢と希望を失わない規制とすべきである」とする意見や第三者機関に「規制ではなく格付け」を求める意見は大切にしたいと感じる意見です。



2.1.3.3. フィルタリング導入について誰が何をすべきか

第三者機関、業者、国、個人・家庭の順となって、第三者機関に対する期待が高くなっています。

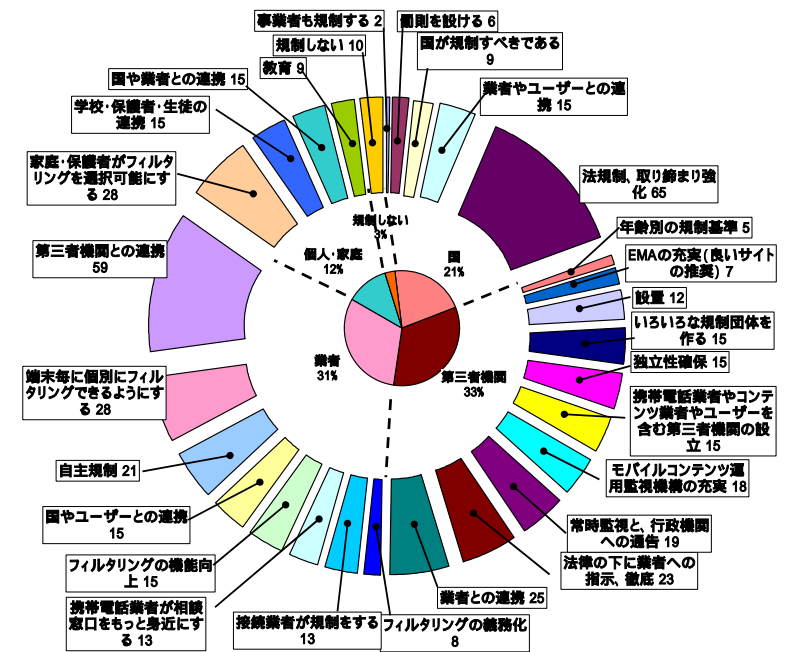
詳細を見ると、第三者機関に対しては、「業者との連携」、「法律の下での業者への指導の徹底」、「常時監視をして行政機関へ通告」、「監視機構の充実」、「独立性確保」など第三者機関の適正を保ちながら、業者への監視監督を期待しているものといえますが、独特な意見としては「良いサイトを推奨する」というものがあり、プラス面を伸ばすことを期待していることにも留意すべきだと思います。

業者については、「自主的規制」や「端末毎に個別にフィルタリングできるようにする」という意見の得票が少なくなく、「第三者機関との連携」という意見が多く得票しておりますが、これは規制をあくまでも慎重にすべきであるという考えが端的に現れているのではないかと思います。

国に対しては、「法規制や取り締まり強化」といった「秩序の維持」に関する意見が圧倒的に多く得票し、国に対する期待は一貫し明確なものと言えますが、全体として規制に対して慎重な意見が根強いことからすると、むしろこの点は国の役割がこの種類のものほかないということから票が集中していると考えられることもでき、法規制などの秩序の維持にあたっては自主性を最大限に配慮すべきではないかと思えます。

家庭に対しては、「教育」・「学校などとの連携」など教育的な側面を期待しているようです。なお「家庭・保護者がフィルタリングを選択可能にする」や「端末毎に個別にフィルタリングができるようにする」(端末機能は業者がすべき問題なので業者に分類)という意見が、現行では難しい旨の説明をしているにも関わらず、多く得票していることからすると、利用者側でのフィルタリングへの要求は高く、技術的な困難があるにせよ、改善が強く望まれていると思えます。

全体としては、「害悪・悪用の危険」から国や第三者機関への期待が高いものの、家庭などが自主的にフィルタリング導入を行い、家庭と学校が連携して、青少年が健全に携帯電話を利用できるよう教育をしていくことをメインに考えているものと思えます。なお、この設問ではフィルタリングへ導入を前提にした設問でしたが、それでもあえて「規制はしない」という意見を入れることを強く要望し、少なからず得票していますので、上述のフィルタリング導入への慎重な態度とあわせて考えると、かかる意見への配慮も必要なのではないかと感じます。



2.2. 参加した個々の市民の見方

個々の参加者の方から頂いた「市民が各設問についてこのように考えていると自分は思う」というご意見を、ほぼそのまま掲載します。

(72歳 男 職業：なし)

47頁にも記載されている『あえて「規制はしない」という意見』については、特別に、掘り下げて真意を分析して頂きたいと思います。

(72歳 男 職業：なし)

子供だけでなく、大人も多くの被害に合っていますよ！
2枚目に記入しました。
思い当たること全てを記入しました。
国も会社の内容に注目して安易に登録させてはいけませんね。(先物取引業者も同じことが言えます！)

機能制限が一番(トップ)に成っているのが救いです。

まとまりがなくて失礼致します。
電話会社、インターネット会社、機種製造会社
それぞれの責任問題を誰も訴えないのが不思議です。
子供任せは絶対にいけません。
悪い会社をすべて排除して下さい。お願いします。
個人の悪いメールも届く前に監視で排除して下さい。
電波会社と国の責任も重大です。
野放しのままではいけません。

3. 参加者

今回の市民討議会にご参加された市民の方々は、相生修一氏、浅川明氏、浅川みどり氏、阿部泰氏、阿部義高氏、安藤幸男氏、石井順子氏、石井通恵氏、上野武清氏、宇田川君子氏、遠藤秀子氏、太田剛氏、岡田孝毅氏、加藤善高氏、金子孝代氏、金子廣次氏、桑原廣子氏、久津野由雄氏、小柳浩氏、咲間全雄氏、杉本政昭氏、関博幸氏、高橋一夫氏、竹下邦彦氏、田中壮司氏、田中大輔氏、網島きみる氏、西山洋子氏、八田進平氏、菱川英章氏、福田稔氏、船尾豊子氏、本間勲氏、町田孝雄氏、松本直樹氏、丸茂元次郎氏、三村訓康氏、宮下勉氏、村上とし子氏、村上英雄氏、若井武司氏、渡辺卓氏、渡辺拓氏、渡邊浩志氏、渡里智氏外27名です¹⁰。

¹⁰ 鴨田允氏と吉田正義氏が第1部にご参加頂いております。

4. 市民の回答 ~ 各部屋について ~

第1部から第3部までの各設問について、各部屋の各グループからだされた意見と、これに対する各部屋の参加者の投票結果を「市民の生の声」として紹介し、その上で部屋毎に意見を分類して、各部屋の参加者がどのようなことを述べたいのかについて考えます。

第1部 青少年が携帯電話を使用することについて

4.1.1. ROOM1 第1部 青少年が携帯電話を使用することについて

携帯することにより「連絡がとり易い」や「居場所の特定ができる」といった携帯電話を身につけていること(分類では「モバイル」とさせて頂きました)をメリットとして重視し、「害悪・悪用の危険」をデメリットとして最も危惧しています。

青少年の携帯電話の使用の是非については、全グループで条件をつけて使用してよいとの意見を挙げ、「年齢制限」・「機能制限」・「フィルタリング契約の義務化」など物理的な制約が最も得票しました。この部屋特有の意見としては、メリットで「コミュニケーションがとれて皆との一体感が持てる」を挙げていることと、条件項目として「フィルタリング契約義務化」を挙げていることです。

4.1.2. ROOM2 第1部 青少年が携帯電話を使用することについて

他の部屋に比べて、携帯電話の情報関連機能に着目した意見(分類では「インフォメーション」とさせて頂きました)をメリットとして重視しているのに対して、携帯電話の連絡機能に着目した意見(分類では「コミュニケーション」とさせて頂きました)への得票が少なくなっています。他方デメリットについては、各グループから、それぞれ「害悪・悪用の危険」、「コミュニケーションの低下」、「経済負担」、「拘束される」、「文化の後退」および「判断力低下」に分類される多様な意見が出され(得票順)、大きく偏ることなく、それぞれに票が分散しています。

青少年に携帯電話を持たせることについては、全グループが条件付とし、その条件項目としていずれも「年齢制限」をあげ、そのなかでも「高校生の自主的判断」または「親と相談の上、条件を決める」という高校生の自主性を尊重した意見が特徴的となっています。

4.1.3. ROOM3 第1部 青少年が携帯電話を使用することについて

他の部屋と同じく、「すぐに連絡がとれる」こと(モバイル)や「有益な情報を入手できる」こと(インフォメーション)をメリットとして重視し、「害悪や悪用の危険」をデメリットとして危惧しています。さらに、メリットについては、親から見て、子どもとすぐ連絡が取れるので逆に安心安全であるという意見が印象に残り、他の部屋になかった意見として、情報機器、IT社会に早期になじむことが出来るというものがあり、1割弱を得票しています。また、デメリットについては、他の部屋に比べて、「コミュニケーションの低下」を危惧する意見の得票が多かったです。

青少年の携帯電話の使用の是非については、全グループで条件をつけて使用してよいとし、使い方のルールを定めたり、自己判断力を高めたりといった一定の教育的要素を重視する意見と、「機能制限」、「年齢制限」などの物理的制約を条件とする意見とがほぼ同数の得票となりました。

4.1.4. ROOM4 第1部 青少年が携帯電話を使用することについて

「コミュニケーション」をメリットとして重視し、その得票数はデメリットで2番目に得票している「コミュニケーション低下」よりも多いものとなっています。この部屋の独特の意見として「ゲーム・写メールとして遊べる」というものが挙げられ、得票しています。他方、デメリットでは「害悪・悪用の危険」を危惧し、その得票数はメリットとして重視されていた「コミュニケーション」や「モバイル」よりも多くなっています。

青少年に携帯電話を持たせることについては、この部屋が唯一「子供の判断能力の育成で対応可能」として無条件に携帯電話を持たせるべきであるという意見が出され、2割弱得票しています。条件付で持たせる条件案はいずれも「機能制限」を挙げっていますが、得票数としては「年齢制限」と組み合わせるものが条件付の得票数の半分の支持を得ています。条件項目の種類としては、票が多い順に「機能制限」「年齢制限」「親の許可」という3種類に集約されている点もこの部屋の特徴となっています。

ROOM1 第1部 青少年が携帯電話を使用することについて

| グループ | A | B | C | D |
|--|---|------------------------------|------------------|---|
| 青少年に携帯電話を持たせるメリット | 居場所の特定が出来る | 16 連絡がとり易い(旅先き、出先き) | 25 何処でも使える | - 連絡が取りやすい |
| 87票 | 情報が取り易くなり自分にとって良い判断が出来る | 8 メールは便利 | 11 情報入手が容易である | - 居場所の確認がしやすい(GPS) |
| | コミュニケーションがとれて皆との一体感が持てる | 6 交通案内、天気予報等 重宝 | - 知識が向上する | 10 情報の享受(自動配信等) |
| 青少年に携帯電話を持たせるデメリット | お金がかかる | 19 メールに支配される(授業中、夜中) | 7 犯罪に巻き込まれることがある | - 費用が発生する |
| 86票 | 悪用により危険度が大きい | 12 有害な情報がある | - 子供の学習時間が少なくなる | 0 紛失時の不利益(情報流失等) |
| | 正常な判断力・常理力の低下 | 8 会話が不得手になる | 7 匿名性 | 14 家庭内のコミュニケーションの不足 |
| 上記メリット・デメリットを踏まえて青少年に携帯電話を持たせるべき・べきでない・条件付きで持たせるべき | 条件付きで持たせるべきである。 | 条件付きで持たせるべきである。 | 条件付きで持たせるべきである。 | 条件付きで持たせるべきである。 |
| 条件内容(90票) | 1.義務教育中は携帯機能を制限する(通話機能のみ) 2.有害サイト等のフィルタリング契約の義務化(販売窓口と購入者) | 29 ルールを守らせたいがルールが成立しにくい状況にある | 17 機能制限 | 17 ・年齢に応じた機能の選択(パスワード設定等) ・選択については、通話・メールに限定するか否か ・使用に対する教育(学校、家庭等) |
| その理由 | | | | |

ROOM2 第1部 青少年が携帯電話を使用することについて

| グループ | F | G | H | J |
|--|--------------------------|----------------------------|-------------------------------|--|
| 青少年に携帯電話を持たせるメリット | 情報が手軽に入る | - 連絡がいつでもとれる | - 利便性 | 18 連絡をとりやすい |
| 82票 | 時・場所に拘束されない | 9 コミュニケーションがとれる | 7 インターネットの手段 | - インターネットが利用できて便利 |
| | 多くの情報が瞬時に手に入る | - 必要な時に必要な情報が瞬時にとれる | 17 インフォメーションの手段 | 13 言えないこともメールなら伝えやすい |
| 青少年に携帯電話を持たせるデメリット | 相手のことを考えない | 9 時間にしばられてしまう | 6 経済性の問題 | - コミュニケーション不足 保護者の知らない関係 |
| 84票 | 時間の無駄遣い | 5 事件・犯罪に巻き込まれやすい | 5 判断力の育成に(弊害) | 8 依存性がある 集中力が希薄 犯罪に対する意識がない |
| | 費用がかかる。 | 15 いじめの環境を作っている。 | 7 文化の後退 | 11 お金がかかる |
| 上記メリット・デメリットを踏まえて青少年に携帯電話を持たせるべき・べきでない・条件付きで持たせるべき | 条件付きで持たせるべきである。 | 条件付きで持たせるべきである。 | 条件付きで持たせるべきである。 | 条件付きで持たせるべきである。 |
| 条件内容(83票) | 年齢別に機種を考える教育の中に取り入れる | 26 年齢制限 機能制限 親の教育の徹底 学校の規程 | 21 義務教育の間は保護者と高校生以上の場合には各自の判断 | 16 ・年齢で制限を設けるべき 小中学生には通話・メールのみ 高校生は親と相談の上 条件を付ける メールのリストにある人だけと利用 顔も知らない人とは連絡しない |
| その理由 | こちからの情報社会を生きていく為には必要である。 | | | |

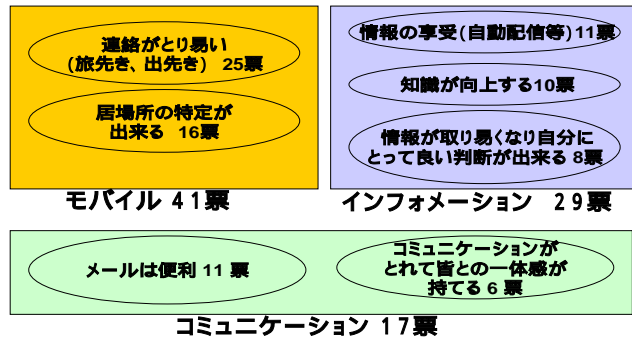
ROOM3 第1部 青少年が携帯電話を使用することについて

| グループ | L | M | N | P | Q |
|--|--------------------------|--|--------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 青少年に携帯電話を持たせるメリット | 連絡が即座にとれる(親、友、ほか) | 23 連絡がとれる(いつでも・どこでも) | - 通信手段として最高のもの(高、緊急時) | - 情報の収集が便利 | - 親からの連絡がとりやすい(GPSなど) |
| 99票 | 行動の明確化(例)約束の変更 | 8 子供連自身のコミュニケーション範囲が広がる | 9 情報・知識の取得 | - 安全性の向上 | 12 有益なサイトも多数ある。(電車の乗り換え、お店のクーポン等) |
| | 情報のピックアップ | 16 情報機器や社会に早期になじむことができる | 8 | - コミュニケーションが高まる | - プリペイド機能等が便利である。 |
| 青少年に携帯電話を持たせるデメリット | 経済的負担(使いすぎ、浪費) | 16 費用が高額になる(ことがある) | - 安直に使用する為、コミュニケーション力、社会性が欠如する | 14 いかかわしい情報との出会い 犯罪 | 6 有害サイトに簡単にアクセスできてしまう。 |
| 100票 | 犯罪に利用される | 11 危険性を含む(ことがある) | 0 犯罪の助長 | - 情報格差によるいじめ | 5 メールやネットでのつながりでは、人間関係がうすくなる |
| | いじめのやりとり | 7 子供連自身のコミュニケーション範囲を把握できない | 4 | 依存症 | 13 まれに料金が数万円にもなることがある。 |
| 上記メリット・デメリットを踏まえて青少年に携帯電話を持たせるべき・べきでない・条件付きで持たせるべき | 条件付きで持たせるべきである。 | 条件付きで持たせるべきである。 | 条件付きで持たせるべきである。 | 持たせるべきである(3) (条件付きで持たせるべきである(1))。 | 条件付きで持たせるべきである。 |
| 条件内容(73票) | フィルタリングを活用する。(危険を回避する) | 13 家族での決まりを作る。 | 24 フィルタリング位の対策は必要と考える。 | - | 22 年齢(中学生以上)・サイトアクセス・料金等に条件を付ける。 |
| | | 14 マナーなどを教育する。親子のコミュニケーションに資する等、前向きな条件も考える | | | |
| その理由(27票) | プラス・マイナス共存しているがプラスに期待して、 | | 13 携帯なしでは立ち行かない状況 | 14 家庭と学校の連携による自己判断を高めれば良い。 | |

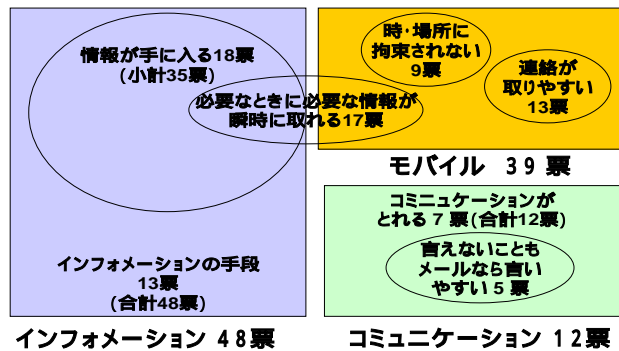
ROOM4 第1部 青少年が携帯電話を使用することについて

| グループ | R | S | T | U | V |
|--|-----------------------------------|-------------------------------|-----------------------|----------------------------------|--------------------------|
| 青少年に携帯電話を持たせるメリット | こどもの所在確認 | 7 利便性 | 13 常時状況を把握できる | 3 GPS機能でいつでも連絡できる | 12 コミュニケーションの広がり |
| 100票 | 緊急時の連絡 | 9 | 必要な情報を共有できる | 6 メールで言にくいことが伝えられコミュニケーションが取りやすい | 5 調べることができる(情報の検索が容易) |
| | コミュニケーションの充実 | 8 | 子どもたち同士のコミュニケーションが深まる | 5 ゲーム・写真などで遊ぶ | 6 |
| 青少年に携帯電話を持たせるデメリット | 携帯代の出費増大 | 9 違法サイトの利用 | 8 24時間携帯に支配されてしまう | 8 自殺・有害サイトへのアクセス | 5 有害・犯罪 |
| 100票 | 悪用 | 4 情報漏洩 | 9 会話が下手になる | 6 メールでのいじめなど(2ちゃんねる・学校裏サイト) | 8 家族の関係性が薄くなる |
| | 子供がゲイタイの世界にはまり、孤独化を促進する | 3 | 悪意が拡大される | 3 親がコントロールできない情報が入ってくる | 12 経済性の欠如 |
| 上記メリット・デメリットを踏まえて青少年に携帯電話を持たせるべき・べきでない・条件付きで持たせるべき | 条件付きで持たせるべきである | 条件付きで持たせるべきである | 持たせるべきである | 条件付きで持たせるべきである | 条件付きで持たせるべきである |
| 条件内容(100票) | 通話とメールのみでインターネットに接続できないようにするべきである | 16 小中高のレベル(年齢)により、機能制限の内容を変える | 16 子供の判断能力を育成できる | 18 親の許可制とする(フィルタリングをかけ、機能を限定とする) | 25 年齢に応じて機能を限定し、使用料を制限する |
| その理由 | | | | | |

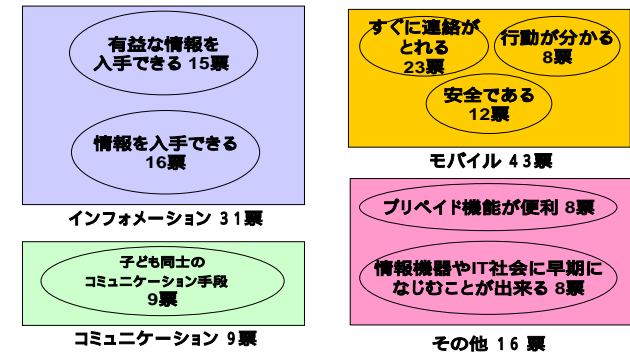
Room1 第1部 1 メリット回答(87票)



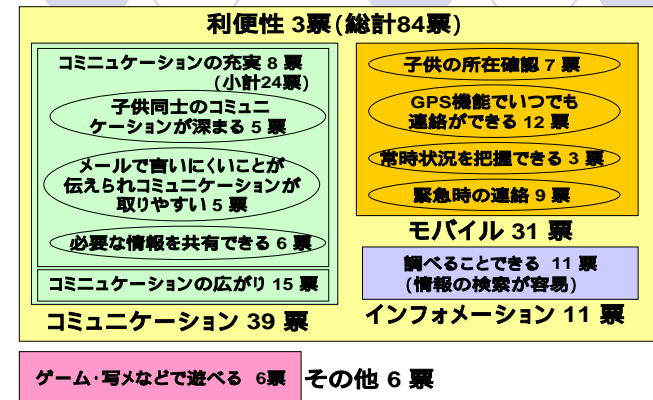
Room2 第1部 1 メリット回答(82票)



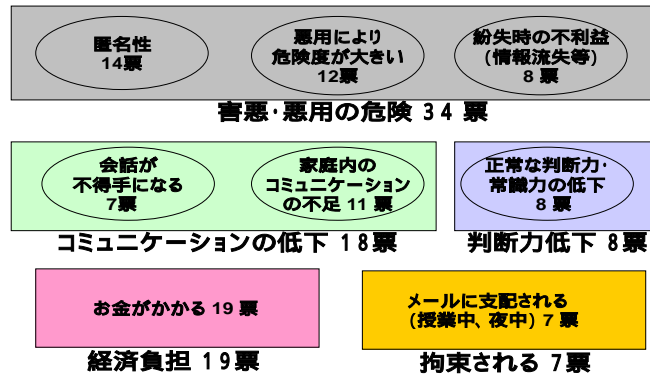
Room3 第1部 1 メリット回答(99票)



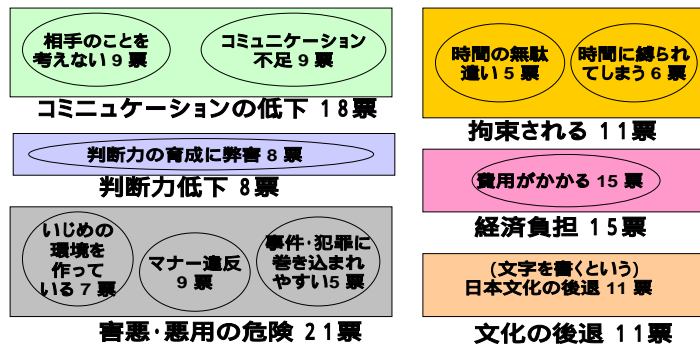
Room4 第1部 1 メリット回答(90票)



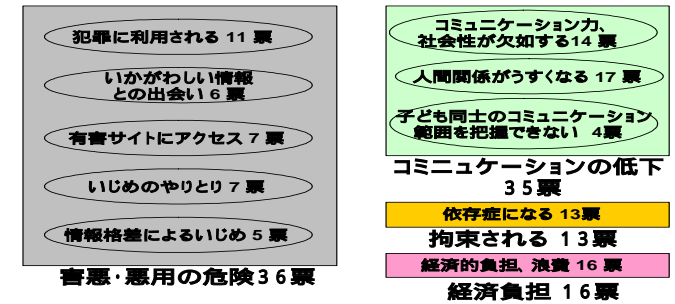
Room1 第1部 1 デメリット回答(86票)



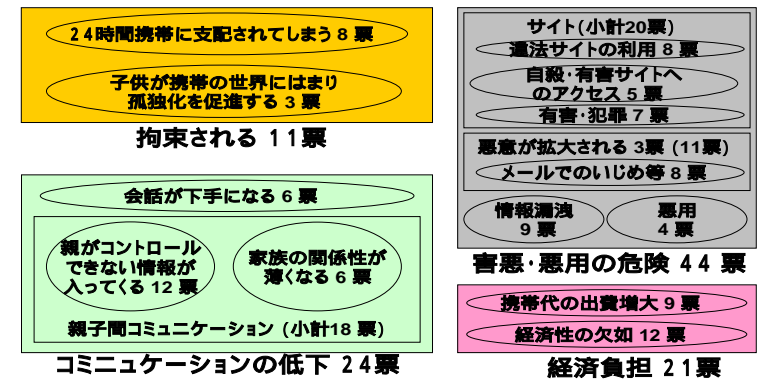
Room2 第1部 1 デメリット回答(84票)



Room3 第1部 1 デメリット回答(100票)



Room4 第1部 1 デメリット回答(100票)



Room1 第1部2 是非条件 回答(90票)

| 条件案 得票 | A 29票 | B 17票 | C 17票 | D 27票 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 年齢制限 (56票) | 1 | | | 2 |
| 機能制限 (46票) | 3 | | | |
| フィルタリング契約義務化 (29票) | | | | |
| 使用に対する教育 (27票) | | | | |
| ルールを守らせる (17票) | | | | |

- 1 義務教育中(小中学生)
- 2 パスワード設定等/通話・メールに限定するかどうか
- 3 通話機能のみ

Room2 第1部2 是非条件 回答(83票)

| 条件案 得票 | F 26票 | G 21票 | H 16票 | J 20票 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 機能制限 (67票) | | | | 2 |
| 年齢制限 (83票) | | | 1 | |
| 携帯についての教育 (26票) | | | | |
| 親への教育 (21票) | | | | |
| 学校での制限 (21票) | | | | |

- 1 小中学生 保護者と相談 高校生 自主判断
 - 2 小中学生 メールのみ 高校生 親と相談の上条件付け(メールにある人だけ利用、顔も知らない人とは連絡しない)
- 小中学生と高校生で分ける 36票

例えばFグループが提示した条件案は、年齢制限、機能制限および子への使い方教育の3つであり該当項目に を記入した。 は条件案の前提として必要になってくる関係にあるもの。親子で相談するにあたっては親や子への教育が必要になってくる。

Room3 第1部2 是非条件 回答(100票)

| 条件案 得票 | L 13票 | M 27票 | N 24票 | P 14票 | Q 22票 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 機能制限 (49票) | | | | | |
| 年齢制限 (22票) | | | | | |
| 携帯についての教育 (41票) | | | | | |
| 家庭でのルール (24票) | | | | | |
| 料金制限 (22票) | | | | | |
| 家庭と学校の連携 (14票) | | | | | |
| その他 (13票) | | | | | |

Room4 第1部2 是非条件 回答(100票)

持たせるべきである 18票
子供の判断能力の育成で対応可

条件付きでもたせるべきである 82票

| 条件案 得票 | R 16票 | S 16票 | U 25票 | V 25票 |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 機能制限 (82票) | 1 | | | |
| 年齢制限 (41票) | | | | |
| 親の許可 (25票) | | | | |

- 1 通話とメールのみ

4.2. 第2部フィルタリング導入問題におけるそれぞれの役割について

4.2.1. ROOM1 第2部 フィルタリング導入問題におけるそれぞれの役割について

国・行政と家庭を比較的重視しており、前者は悪徳業者に対する「秩序の維持」(特に法的規制)を、後者は愛情をベースに「家族のコミュニケーション」をそれぞれ重視しています。国・行政の役割で「利用者110番の設置」という意見は興味深いです。学校に対しては主に「情報モラル教育の推進」の役割を期待していますが、他の部屋に比べて学校の得票は少なくなっています。企業の役割としては「業界内でのルールづくり」などが期待されています。

4.2.2. ROOM2 第2部 フィルタリング導入問題におけるそれぞれの役割について

他の部屋に比べて家庭と学校を重視し、特に学校については「教師、学校自身の学習」という意見が多く得票しています。国の役割の得票が他の部屋に比べて少ないですが、その中で「教育整備」に関する意見が「秩序の維持」に関する意見について3割となっています。企業に対する得票の半分がコンテンツ提供事業者へ対するもので、その内容は倫理性を求めるものとなっています。

4.2.3. ROOM3 第2部 フィルタリング導入問題におけるそれぞれの役割について

国や行政が4割弱、家庭が2割5分弱、学校と企業がそれぞれ2割弱と、国や行政への要望が多く、その中で「教育整備」に関する意見が「秩序の維持」に次いで3割となっています。そして、他の部屋に比べ、学校に期待する役割の中で「学校でのルール作り」を期待する意見が比較的多くを占めています。また、他の部屋に見られない独特の意見としては、携帯電話事業者に対して「一つの組織を作って話し合う」ことを期待する声が見られたことです。

4.2.4. ROOM4 第2部 フィルタリング導入問題におけるそれぞれの役割について

国・行政の役割に得票が多く比較的重視され、その中でも「秩序の維持」に関する意見が多く得票し、期待されています。次いで家庭と学校の役割に得票が多く、重視されていますが、いずれも子への「教育」に関する意見が多く、重視されています。家庭の役割については親による「教育」に関する意見が圧倒的に多くの得票となっていますが、「親(自身)の学習」が必要で

あるとする意見も挙げられ、また「家族のコミュニケーション」も必要であるとする意見も挙げられて、それぞれ得票しています。学校の役割については、まずマナーなどの「社会性の教育」に関する意見、次いで「携帯の使い方」をはじめとする「技術」や「知識の教育」に関する意見が多くの得票を集めました。更に、「教師や学校自身の学習」に関する意見や「保護者との連携」といった意見も挙げられ、得票しています。企業の役割については、「フィルタリングする技術の開発」を携帯電話事業者に要望する意見が最も多く得票しています。コンテンツ提供事業者への要望として、「公共性を重要視した事業展開」と「自己チェック」が挙げられ、第三者機関に対しては、「ガイドライン策定・啓蒙活動」と同数の得票で「機関の社会的地位の向上」を求める意見が挙げられて、得票しています。国の役割としては、「秩序の維持」が圧倒的に多く得票しています。この部屋の独特の意見としては「国や市町村が機能限定した携帯電話を無償で子供に対して配布する」というインフラ整備を挙げた意見で、国の役割の中で2割弱得票しています。

ROOM1 第2部 フィルタリング導入問題におけるそれぞれの役割について

| グループ | F | G | H | J |
|---------------------|----------------------------|--|-----------------------------|----------------|
| 家庭の果たすべき役割 | お金がかかること 他人への迷惑を考 える | 親が携帯の知識を 教える 新規購入時にフィル タリングすること を子どもに理解 させる | 使い方の指導 | 機能の制限 |
| 47 票 | | | 2 | 3 |
| 29.56% | | | | |
| 学校の果たすべき役割 | 事件等につながる 危険性を教える | 携帯の取扱ルール をつくる | 使い方の教育 | 機能の制限 |
| 46 票 | | | 5 | 7 |
| 28.93% | | | | |
| 企業の果たすべき役割 | サービスの区分け を自主的に行う | 販売業者が機能を 悪い部分も説明・ 明示する | 利用者が本当に望 む機械（電話）を つける | 現状の把握 |
| 27 票 | | | 3 | 0 |
| 16.98% | | | | |
| 国や行政の果たすべき役割 | 法整備を行う | コンテンツの内容 （健全・不健全） の判断基準の統一 化 | 基礎的な教育の充 実 | 罰則の強化など法 整備 |
| 39 票 | | | 7 | - |
| 24.53% | | | | |

ROOM2 第2部 フィルタリング導入問題におけるそれぞれの役割について

| グループ | F | G | H | J |
|---------------------|----------------------------|--|-----------------------------|----------------|
| 家庭の果たすべき役割 | お金がかかること 他人への迷惑を考 える | 親が携帯の知識を 教える 新規購入時にフィル タリングすること を子どもに理解 させる | 使い方の指導 | 機能の制限 |
| 47 票 | | | 2 | 3 |
| 29.56% | | | | |
| 学校の果たすべき役割 | 事件等につながる 危険性を教える | 携帯の取扱ルール をつくる | 使い方の教育 | 機能の制限 |
| 46 票 | | | 5 | 7 |
| 28.93% | | | | |
| 企業の果たすべき役割 | サービスの区分け を自主的に行う | 販売業者が機能を 悪い部分も説明・ 明示する | 利用者が本当に望 む機械（電話）を つける | 現状の把握 |
| 27 票 | | | 3 | 0 |
| 16.98% | | | | |
| 国や行政の果たすべき役割 | 法整備を行う | コンテンツの内容 （健全・不健全） の判断基準の統一 化 | 基礎的な教育の充 実 | 罰則の強化など法 整備 |
| 39 票 | | | 7 | - |
| 24.53% | | | | |

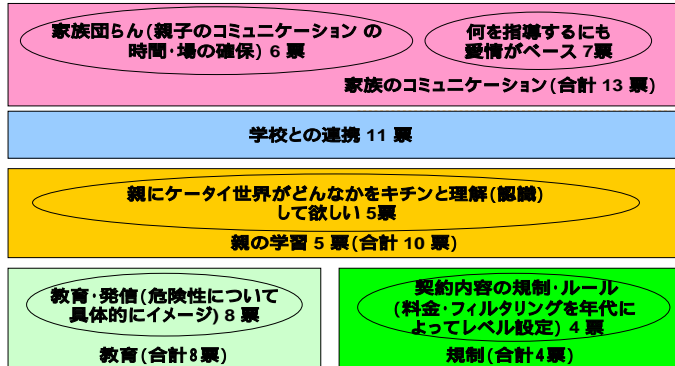
ROOM3 第2部 フィルタリング導入問題におけるそれぞれの役割について

| グループ | L | M | N | P | Q |
|---------------------|--------------------|--|---|---|-------------------------------|
| 家庭の果たすべき役割 | 親（親が勉強する） | 利用料金の上限を 決める | 家庭内でのルー ルを決める | 子供の行動を把握 する | 親子の対話（ルー ルづくり）・・・ 相互理解 |
| 49 票 | | | | | 15 |
| 24.38% | | | | | |
| 学校の果たすべき役割 | 教育（モラル、リ スク） | 使用方法等、先 生、保護者、生徒 間で良く連携をと る | ケータイ社会を前 提に、セーフティ 教育、モラル教育 の実施 | 安心、安全のしか た | 情報教育の徹底 （授業（学習）と 実務） |
| 36 票 | | | | 1 | 2 |
| 17.91% | | | | | |
| 企業の果たすべき役割 | 良と悪の情報収集 | 携帯電話事業者： 各携帯電話事業者 が、1つの組織を つくり、話し合 う | 第三者機関の活 動、権限強化 | 携帯電話事業者： 小、中学生、高校 生のフィルタリン グをかける | 携帯電話事業者： もうけ主義オン リーではダメ |
| 40 票 | | | | 2 | - |
| 19.90% | | | | | |
| 国や行政の果たすべき役割 | 適切な法整備とス ピードな対応 | 18歳未満には、 フィルタリングが 必ずかかるよう決 める | 有害サイトを無く す（罰金）為の 罰則規定（優良サ イトには認定マ ークの認定） 学校、コミュニ ティに対する教育 支援 | 教育機関でのケー タイに対する事業 の義務化 | 予算の確保 |
| 76 票 | | | | 14 | 2 |
| 37.81% | | | | | |

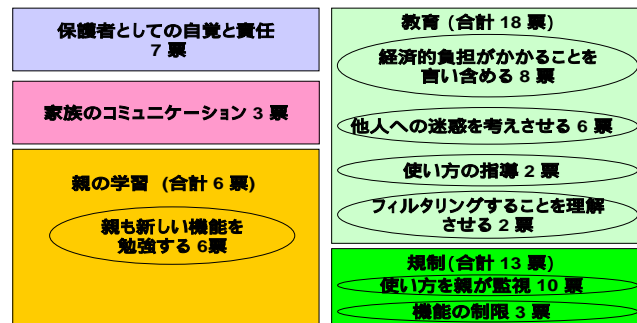
ROOM4 第2部 フィルタリング導入問題におけるそれぞれの役割について

| グループ | R | S | T | U | V |
|---------------------|------------------|------------------------------|---|---------------------------------|---|
| 家庭の果たすべき役割 | | 人間形成の基本的 教育 | 携帯電話や情報に ついて理解する姿 勢・努力をする | 家庭としてやって いけないこと を子どもに伝える | 子どもとの絆を何 よりも大切にす る |
| 48 票 | | | | 3 | 5 |
| 24.24% | | | | | |
| 学校の果たすべき役割 | | 使用状況の徹底 把握 | 社会性の教育（コ ミュニケーション 教育） | 携帯のつかえ方を （子供や親を対象 に）教える | 経済的に自己管理 できる人間に育て る |
| 46 票 | | | | 10 | 9 |
| 23.23% | | | | | |
| 企業の果たすべき役割 | フィルタリング機 能の強化 | 携帯電話事業者は フィルタリング技 術の開発 | 第三者機関はガイ ドライン策定・啓 もう活動 | セーフティ教室な ど最新の情報を与 える場を設ける | 約束事を作れるよ うな習慣づくり |
| 26 票 | | | | 2 | 0 |
| 13.13% | | | | | |
| 国や行政の果たすべき役割 | 法整備を行う | 必要最低限の法制 度の整備 | 大まかなアウトラ インのみ設ける 。何もかも規制 すべきではない | 罰則や担当大臣が 変わっても速やか に取り組む | 法制化して未成年 者であっても速や かに罰をもっと重 くする |
| 78 票 | | | | 4 | 2 |
| 39.39% | | | | | |

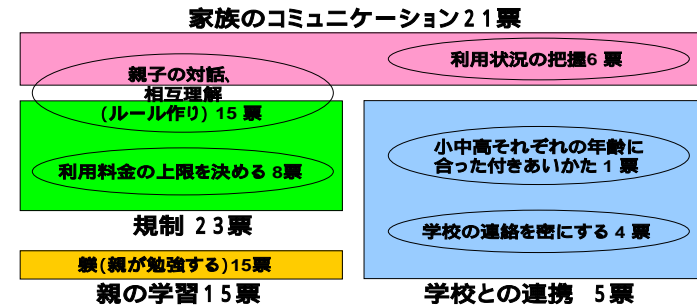
Room1 第2部 家庭の役割 回答(46票)



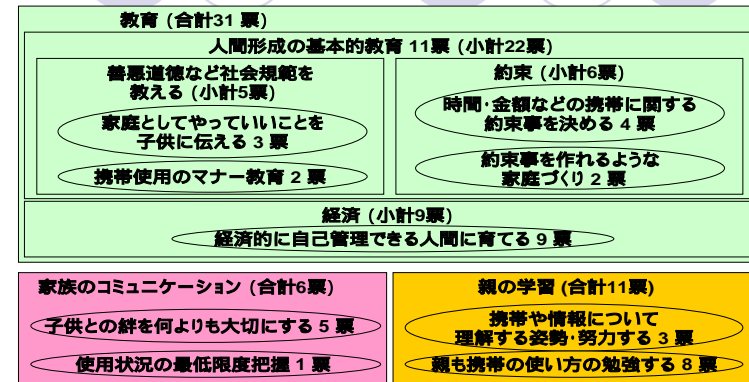
Room2 第2部 家庭の役割 回答(47票)



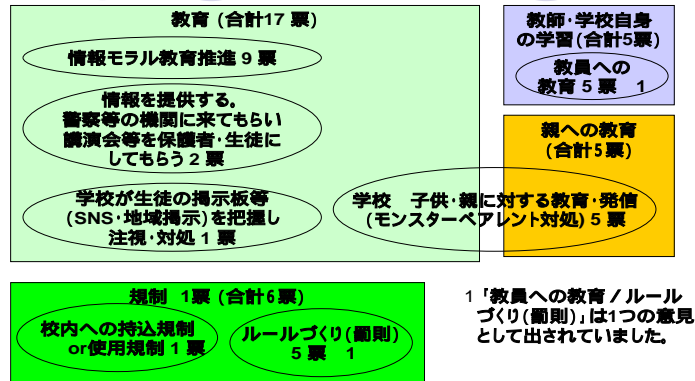
Room3 第2部 家庭の役割 回答(49票)



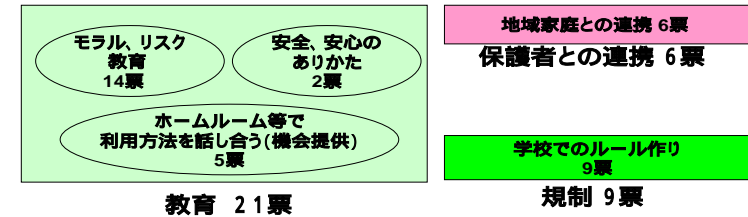
Room4 第2部 家庭の役割 回答(48票)



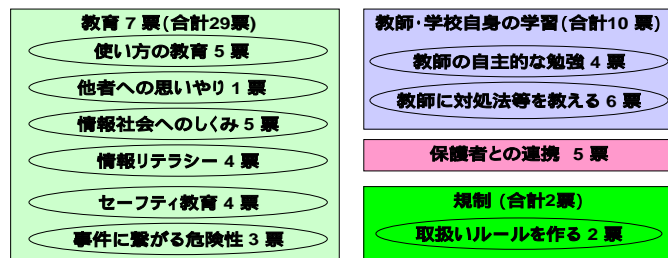
Room1 第2部 学校の役割 回答(23票)



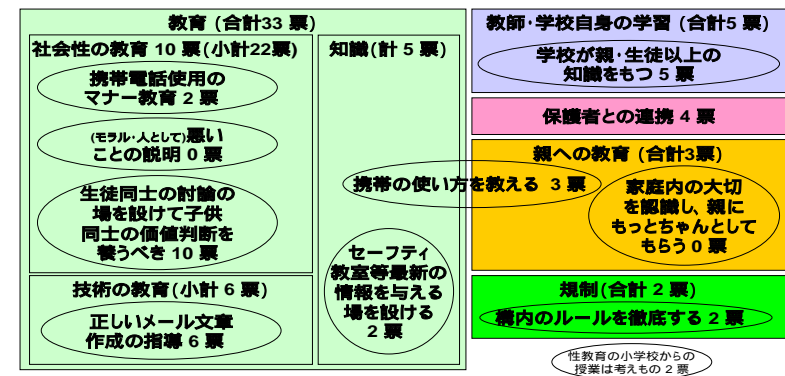
Room3 第2部 学校の役割 回答(36票)



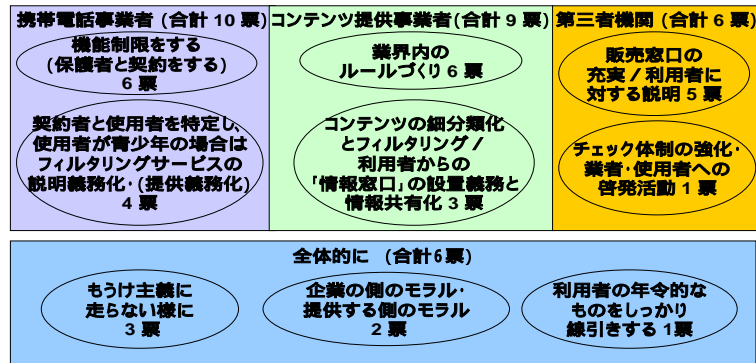
Room2 第2部 学校の役割 回答(46票)



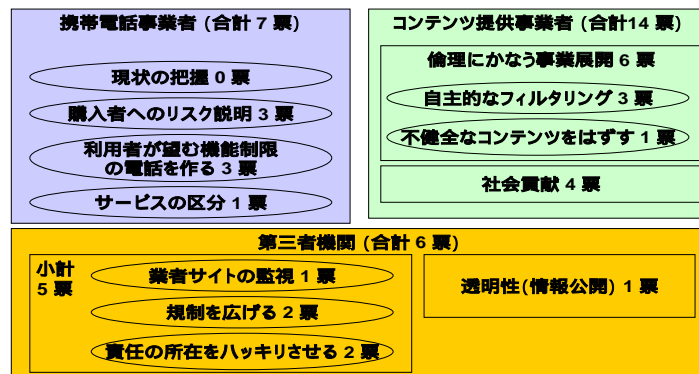
Room4 第2部 学校の役割 回答(46票)



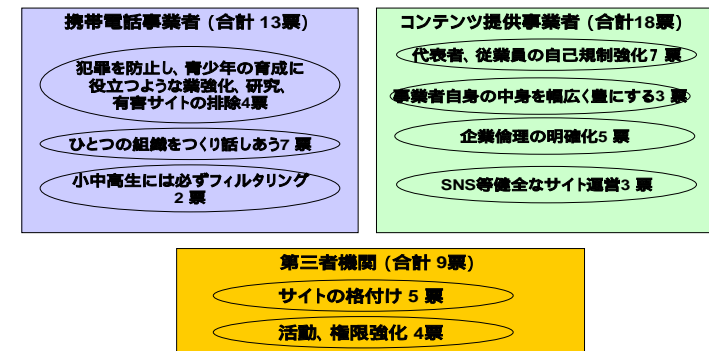
Room1 第2部 企業の役割 回答(31票)



Room2 第2部 企業の役割 回答(27票)



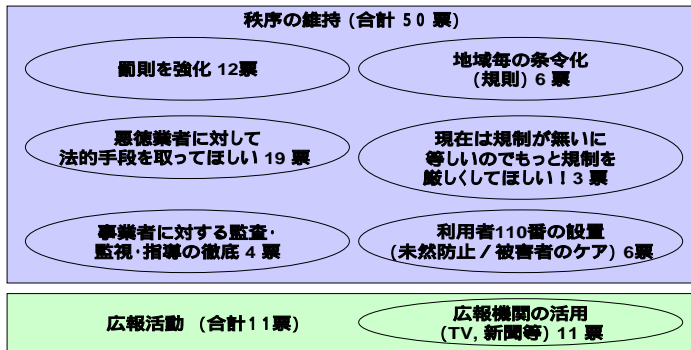
Room3 第2部 企業の役割 回答(40票)



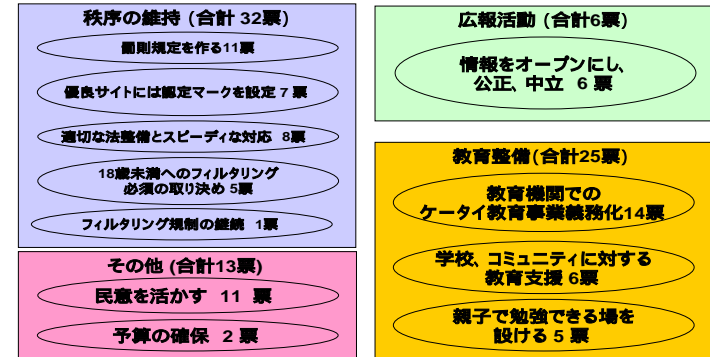
Room4 第2部 企業の役割 回答(26票)



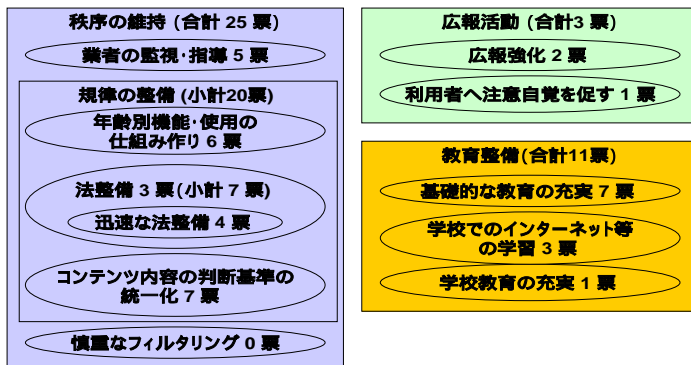
Room 1 第2部 国・行政の役割 回答(61票)



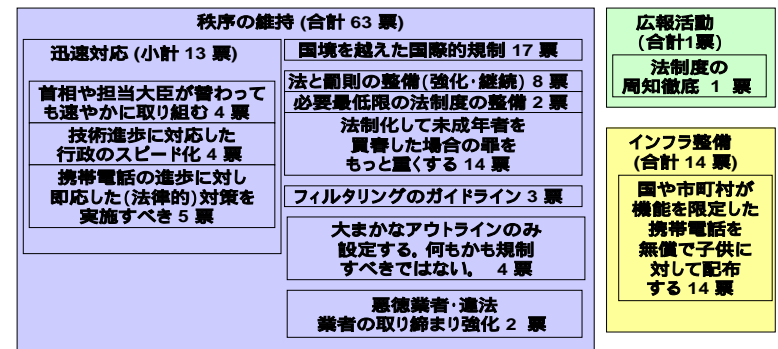
Room 3 第2部 国・行政の役割 回答(76票)



Room 2 第2部 国・行政の役割 回答(39票)



Room 4 第2部 国・行政の役割 回答(78票)



4.3. 第3部 フィルタリング導入問題をどう考えるかについて

4.3.1. ROOM1 第3部 携帯電話へのフィルタリング導入問題について
グループが是、1グループが非との意見を出し、「青少年の判断力の未熟さ」や「犯罪・モラル」を危惧して7割の票が是に、「画一的な規制は適正ではない」ことや「規制の基準がはっきりしない」ことを危惧して3割の票が非に投じられています重視する点としては、「第三者機関の組織強化」や「保護者の管理」など規制以外を重視する意見が3割の票を集めたのが特徴です。フィルタリング導入規制にあたっては、国や行政機関による「法規制」に多くの票が集まり、公序良俗に反するものを除外してほしいとの声が多くあがっています。またその逆に「規制をしない」という意見が強く打ち出されています。

4.3.2. ROOM2 第3部 携帯電話へのフィルタリング導入問題について
全グループがフィルタリング導入を是とするものですが、その得票の4分の1は「限りなく非に近い是」というもので、致し方なくフィルタリング導入に賛成するというものです。是とする理由はインターネットのマイナス面である、「犯罪・モラル」と「青少年の判断力の未熟さ」に関する意見が半々となっていて未成熟な青少年を犯罪などから守り健全に育成すること（青少年の健全育成）をその理由としてあげていると思われます。Room1とRoom3ではフィルタリング導入に非とする回答がでていますが、こうした青少年の健全育成を重視するためにRoom2ではそこまで至らず、「規制は慎重にすべし」として、かなり消極的なフィルタリング導入意見が出てきたのではないかと思います。フィルタリング導入問題で重視する点としては、是とする理由の「年齢制限」と「有害サイト排除」があげられましたが、後者が倍以上の得票を得ています。また仕組みとして「実行性のある仕組み作り」を挙げています。もっとも、重視する点として「言論・表現の自由」を損なわず「慎重な判断」をすることを求めており、規制をする際には、「幅広い分野からの人材の起用」を求め規制の公正さを重視しています。これを踏まえてRoom2ではフィルタリング導入について、国や第三者機関よりも、業者や家庭に関する意見の得票が多く、後者2者に過半数の票が投じられています。意見の内容も業者に「フィルタリング義務化」、「機能の向上」、「端末ごとのフィルタリング」という当事者の自主的な解決が図られるようなものになっています。また家庭の役割も他の部屋に比べ重視され、「学校、保護者、生徒が連携」を図り「教育」していくというものになっています。こうしたことからすると、Room2では規制より自主性を重視してい

るとわれます。

4.3.3. ROOM3 第3部 携帯電話へのフィルタリング導入問題について
Room1とRoom2の各部屋と同様に、2割前後がフィルタリング規制の導入に慎重であり、2つのグループから導入を非とする結論が出されています。他の部屋に比べて第三者機関に何らかの期待をしている意見が多くなっています。また、他の部屋に見られない独特な意見としては、「規制の明確化による不健全サイトの予防・抑止」という意見（視点）が見られたことです。フィルタリング導入にあたっては「第三者機関による監視・指導」、「行政への通告」といった監視・監督を期待する意見が多く得票する一方で、業者自身の「自主規制」あるいは「自主規制団体」といった自主規制的な意見も2割強あります。

4.3.4. ROOM4 第3部 携帯電話へのフィルタリング導入問題について
全グループが規制を是とし、その理由として「青少年を犯罪から守るためにやむなし」という意見や、「公序良俗に反する言動・規制を排除する」など「犯罪・モラル」に関する意見が多く得票しています。フィルタリング導入問題で重視する点としてフィルタリングを利用者自らが選択し自己管理すべきという「フィルタリングの自主選択」に4分の1強の票が集まっています。規制にあたってはコンテンツ業者が国や家庭あるいは携帯電話業者や第三者機関と連携することという意見が挙げられ、多く得票していることが特徴的です。

ROOM1 第3部 携帯電話へのフィルタリング導入問題について

| グループ フィルタリング導入の是非 | A | | B | | C | | D | |
|----------------------|--|--------|-----------------------------------|----|------------------------------------|--------|---------------------------|----|
| | 是 | | 現状のままで良い | | 是 | | 非 | |
| その理由 | 青少年への悪影響 | 8 | 守られている方が安全 | 9 | 子供の判断力がないので大人が責任を持つて規制する | 6 | 画一的な規制は適正ではない | 13 |
| | 80票 社会のモラルと秩序の低下 | 8 | 自分が知らないうちに悪いサイトへアクセスしてしまう可能性があるから | 12 | 今は規制がなく有害なサイトが自由に出来てしまうので規制してほしい | 6 | 規制の基準がはっきりしない | 10 |
| フィルタリング導入問題で重視する点 | 情報を年令別（小・中・高）に分け、フィルタリングする | 6 | 公序良俗に反するものを除外する | 20 | フィルタリングを重視する（内容を見る） | 6 | 保護者の管理が大切 | 8 |
| | 79票 契約時の義務化 | 9 | | | フィルタリング方法をどうするか（サーバーであるか、ケイタイであるか） | 3 | EMAのような審査組織の強化（規制ではなく格付け） | 13 |
| 誰がどのように規制するか | 第3者機関（携帯業者、ユーザー、コンテンツ業者含） | 13 | モバイルコンテンツ運用監視機構の充実 | 18 | 国（地方自治体）が規制すべきである | 9 | （規制しない） | 10 |
| | 80票 基準作成と認定業務 国行政機関による法規制、取り締り強化 | 0 9 | ISP（接続業者）が規制をする | 13 | 罰則を設ける 事業者も規制する | 6 2 | | |

ROOM2 第3部 携帯電話へのフィルタリング導入問題について

| グループ フィルタリング導入の是非 | F | | G | | H | | J | |
|----------------------|--------------------------------------|--------|--------------------------------------|----|-------------------------------|----|------------------------|----|
| | 是 | | 限りなく非に近い | | 是 | | 是 | |
| その理由 | 犯罪を防ぐ | 9 | 法規制は慎重にすべき。規制はまだ早い？ | 20 | 判断力が乏しく、好奇心だけが強い青少年には情報の制約が必要 | 10 | 年齢別になされる | 6 |
| | 80票 正しい携帯の使用方法を教える | 6 | 規制を審査機関を通す難しさがある | 0 | 有害サイトが野放し状態 | 12 | モラルに対する教育の向上 | 8 |
| フィルタリング導入問題で重視する点 | 事件に巻き込まれるのを防ぐ | 9 | 法規制にはいる難い点が多く判断材料が足りない | 0 | | | | |
| | 80票 言論・表現の自由を損なわないこと | 11 | 判断材料が少ない現状や海外を含め考えられることなど実数・情報がわからない | 9 | 有害サイトはすべて排除 | 10 | 規制作成については幅広い規制からの人材の起用 | 16 |
| 誰がどのように規制するか | 規制の実施を確実にできるように（仕組み作りをする） | 11 | 業者が入り込む余地があるので規制は必要 | 3 | サイトの中身の検証 | 4 | | |
| | 80票 年代に応じた（規制内容の）対応を考える | 6 | 海外ではどうなっているのか。クローバ水準の情報が欲しい | 10 | | | | |
| 誰がどのように規制するか | 国が規制を行う | - | 独立した第三者機関 | 15 | 事業者はフィルタリング機能向上 | 6 | 学校・保護者・生徒の連携を強化する | 15 |
| | 80票 業者がフィルタリングを義務的に行う 第三者機関の監視 | 8 - | | | 国は罰則など法規制の強化 | 15 | 個人を確立する為の教育の場を多く設ける | 9 |

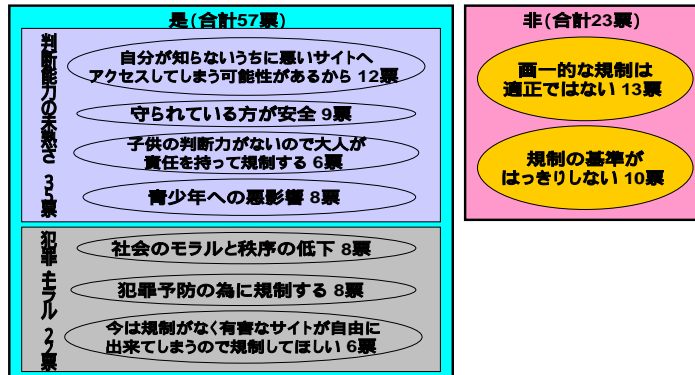
ROOM3 第3部 携帯電話へのフィルタリング導入問題について

| グループ フィルタリング導入の是非 | L | | M | | N | | P | | Q | |
|----------------------|--|----|--|----|-------------------------|----------|------------------------------------|----|-------------------------|--------|
| | 是 | | 是・非 | | 是・非 | | 是 | | 是 | |
| その理由 | 規制すべき（青少年に悪影響を与えるサイトに限り） | 33 | 是：犯罪防止等、人道上の理由 | 19 | 規制すべき・・・世のきまり、人の道 | 11 | 青少年への悪影響があるから。 | - | 少しでも犯罪に巻き込まれる可能性を減らすため。 | - |
| | 100票 | | 非：まだ時期尚早。外の倫理、道徳観も見直すべき。（悪い所を出し切って・・・） | 5 | 規制すべきでない・・・表現の自由、管理強化 | 14 | 携帯市場が成熟していない。 | - | 規制を明確にすることで今後のサイトの健全化 | 18 |
| フィルタリング導入問題で重視する点 | 心身共に健全な成長を促す。 | 9 | 年齢制限：小、中学校/高校/18歳以上 | 19 | 是：殺人、詐欺、わいせつ等の防止、ストップ | 9 | 基準の確立 | 14 | スピーディな規制対応 | 15 |
| | 100票 | | 内容（上記区分に対応して）：ネット閲覧権限無/フィルタリング義務/規制なし。 | | 非：表現の自由、管理強化につながる。 | 20 | チェック体制の整備 | 14 | 規制基準の明確化 | - |
| 誰がどのように規制するか | 市民団体や消費者センター等が常に監視し、問題があれば速やかに、これを行政機関に通告する。 | 19 | 国の法（条例）の下、第三者機関による事業者への指示、徹底 | 23 | 法律（立法） | - | 自主規制団体を作る。（コンテンツ事業者、携帯事業者） | 8 | 第三者機関と企業が連携 | 6 |
| | 100票 | | | | 第三機関（チェック機能）の設置 自主規制 | 12 13 | フィルタリング機能の向上。 公共機関（行政）による規制（罰則） | 9 | 国が法整備 | 5 5 |

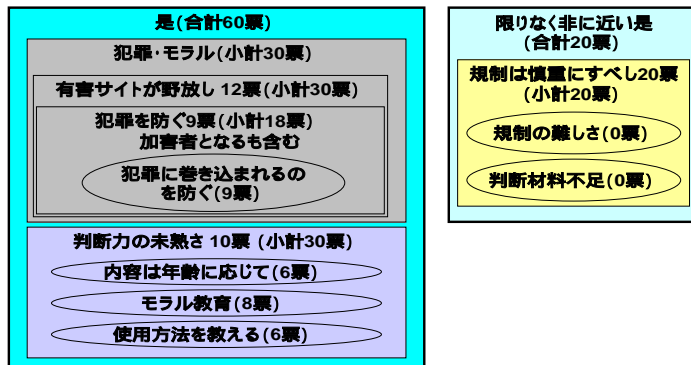
ROOM4 第3部 携帯電話へのフィルタリング導入問題について

| グループ フィルタリング導入の是非 | R | | S | | T | | U | | V | |
|----------------------|---------------------------------------|----|-------------------------------|----|--------------------------------|----|-----------------------------------|----|--------------------------------------|----|
| | 是 | | 是 | | 是 | | 是 | | 是 | |
| その理由 | 小中学生はインターネット機能は不要（フィルタリングができるパソコンで構う） | 22 | 犯罪発生と青少年の配慮から規制やむなし | 16 | 子供の安全を守るため | 15 | 規制しないと悪人を排除できない | 11 | 公序良俗に反する言動・規制の排除 | 11 |
| | 100票 高校生はフィルタリングが必要（親子で話し合いをして選べる） | 3 | 表現の自由と青少年保護を両立させるべきである | 9 | 「本音を話せる」というメリットと同じくらい「うそ」が多いから | 0 | 知らずにウイルスなどの被害にあってしまう | 2 | | |
| フィルタリング導入問題で重視する点 | 小中高生は何でも定期制 | 0 | | | (NOといえない)流されてしまう社会になってしまったから | 6 | 経済性（無駄なメール・サイトなどにかかわる時間・手間） | 5 | | |
| | 80票 パソコンで補えるから | 7 | 利用者の対象年齢別に規制内容を検討する | 1 | 親の監視 | 4 | 公平性とバランス感覚 | 6 | 青少年の夢と希望を失わない規制とすべきである | 15 |
| 誰がどのように規制するか | 高校生になれば自己管理ができるようになるので個々の家庭に任せる | 3 | 本人確認の方法を検討する（安易な誹謗中傷を抑制する） | 9 | 企業のモラル・質の向上 | 3 | 運用性（技術的に、難しいとだれも守れない） | 14 | 携帯電話事業者やコンテンツ事業者など社会的責任を果たすガイドラインを実施 | 8 |
| | 98票 国が企業を規制する法律を作る | 13 | 規制主体は第三者機関が望ましい、いろいろ自主規制団体を作る | 15 | EMAの充実（良いサイトの推奨） | 7 | 行政（監視）・コンテンツ提供者（自己規制）・ユーザー（認識）の連携 | 15 | 携帯電話事業者・コンテンツ事業者・第三者機関とトライアングルとなり行う | 19 |
| 誰がどのように規制するか | 親が責任を持ってちゃんとする | 0 | 家庭・保護者がフィルタリングを選択可能にする | 16 | 企業が悪徳個人サイトを監視する | 0 | | | | |
| | 98票 | | | | 企業の相談窓口をもっと身近にする | 13 | | | | |

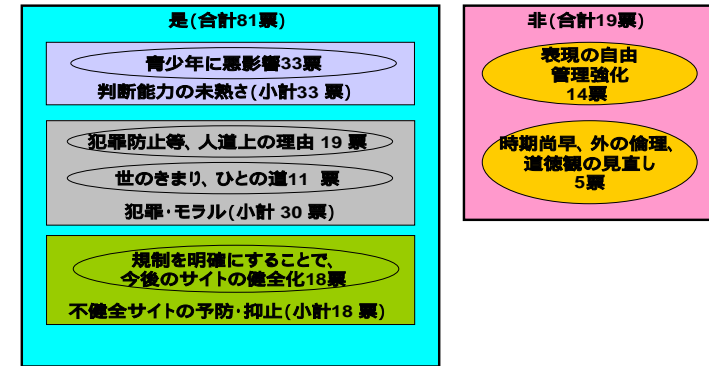
Room1 第3部 是非の理由 回答(80票)



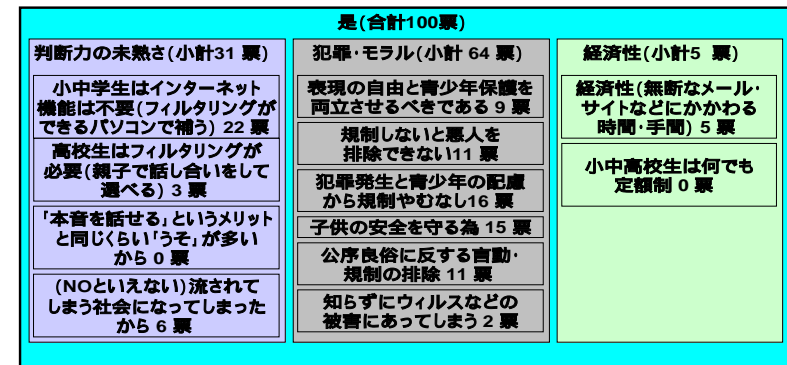
Room2 第3部 是非の理由 回答(80票)



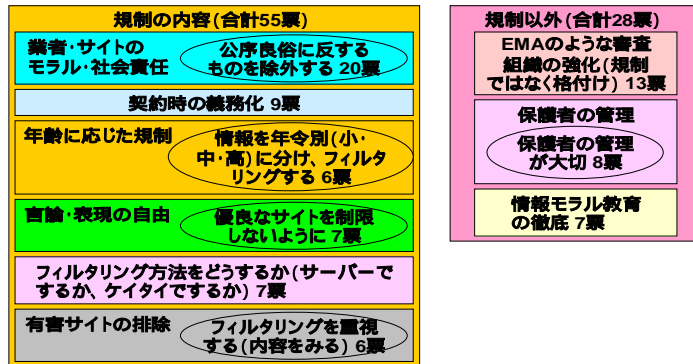
Room3 第3部 是非の理由 回答(100票)



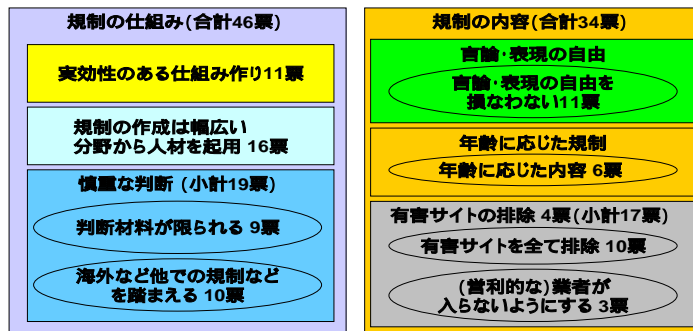
Room4 第3部 是非の理由 回答(100票)



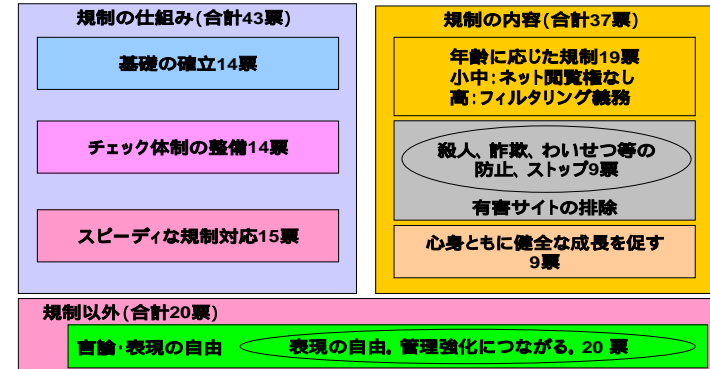
Room1 第3部 重視する点 回答(83票)



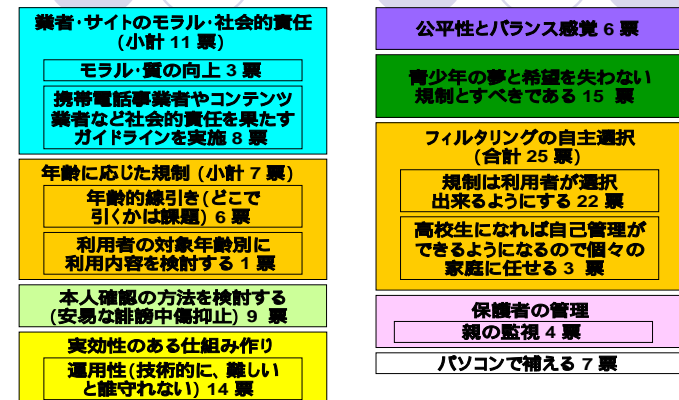
Room2 第3部 重視する点 回答(80票)



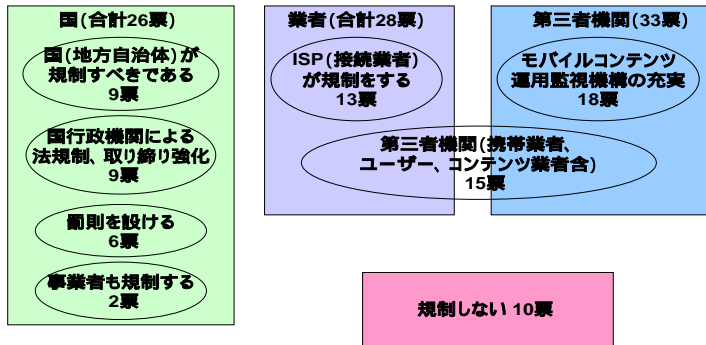
Room3 第3部 重視する点 回答(100票)



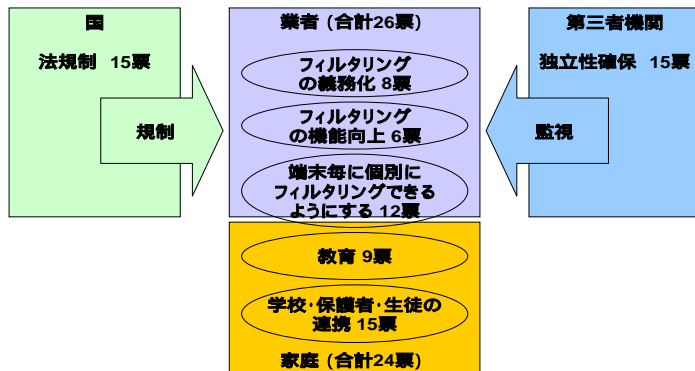
Room4 第3部 重視する点 回答(98票)



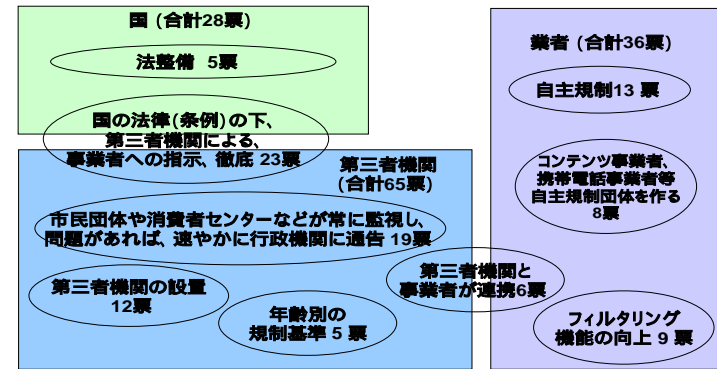
Room1 第3部 誰がどうするか 回答(82票)



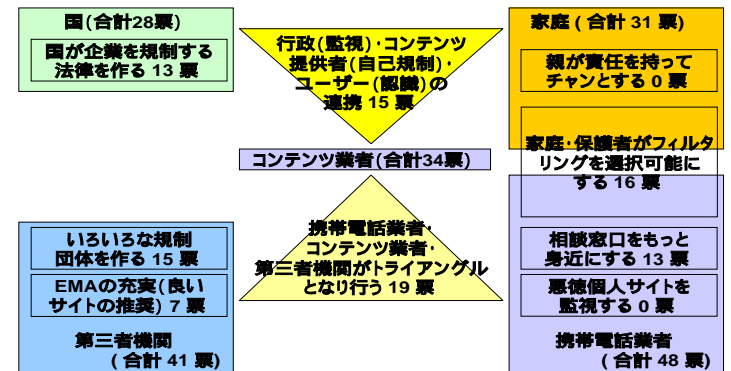
Room2 第3部 誰がどうするか 回答(80票)



Room3 第3部 誰がどうするか 回答(100票)



Room4 第3部 誰がどうするか 回答(98票)



第2部 徹ロン(2008市民討議会)開催までの流れ

1. 概要

4年目の市民討議会として、国民的関心が高く、熟慮した民意を必要とするテーマとして青少年の携帯電話問題を選び、東京第一選挙区(千代田区、港区および新宿区)の市民を対象に同地区の電話帳を基に市民を無作為抽出して、本プロジェクトを開催しました。

青少年が携帯電話を使用することについて、大きく3つに分け、それぞれの問題を討議するにあたり関係者から説明を受けた上で¹¹、4人ないし5人に分けた市民だけのグループで討議を行い、そこで出された1つないし複数の意見について、各市民が複数票の投票を行いました。

各設問についての投票結果は、本プロジェクトチームで分析して、市民の意見を探り、市民討議の結果として本報告書にまとめました。

本報告書にまとめた市民討議の結果は、関係企業、マスコミ、政党および関係官庁などに報告する予定です。

2. 組織

徹ロン(2008市民討議会)は、社団法人東京青年会議所の事業として、同会議所内組織であるソーシャルデザイン特別委員会が主管となり、千代田区教育委員会、港区教育委員会および新宿区教育委員会の後援の下、東京大学大学院法学政治学研究科加藤研究室井手弘子氏および、NPO法人ローカルアクション-シンクポッツ・まち未来などの協力を得て行いました。

2.1. 主催・主管など運営主体

2.1.1. 社団法人東京青年会議所(主催)

社団法人東京青年会議所(東京JC)は、次代の担い手としての責任を自覚する青年(25~40歳)が集まり、“明るい豊かな社会”の実現を目指して、わんぱく相撲や公職選挙における公開討論会など様々な活動を行なっています。

またこうした日々の活動を通して、社会・地域のリーダーとしての指導者能力を鍛えることも行ないます。

2.1.2. ソーシャルデザイン特別委員会(主管)

ソーシャルデザイン特別委員会は、市民の社会参画が必然とされる次世代の東京をデザインすることを重点テーマとして、各種プロジェクトを通して、社会システムが私たち市民の生活に反映されるように機能させることや市民

¹¹ 第3部では説明をしませんでした。

の意識を醸成することを推進し、人間関係の豊かさと社会的なつながりを生み出す環境作りをしています。

本年度は、本プロジェクト以外に、「かつしかわいわいミーティング(葛飾市民討議会)」¹²、「IDOBATA(墨田市民討議会)」¹³、「ハッシン!環境ガバナンス2008」¹⁴、目黒区長選挙公開討論会、港区長選挙公開討論会、荒川区長選挙公開討論会などを行いました。

2.1.3. 徹ロン(2008市民討議会)プロジェクトチーム(実施主体)

ソーシャルデザイン特別委員会が主管する本プロジェクトを担当するプロジェクトチームとして、本プロジェクトの立案から遂行まで行いました。本プロジェクトが2005年より当会議所千代田区委員会が事業として始めた市民討議会の流れを組むものであることから、主な構成メンバーは当会議所千代田地区のメンバーとなっています。

2.1.4. 社団法人東京青年会議所 千代田地区

社団法人東京青年会議所千代田地区は、組織再編の中で名称が変更されましたが¹⁵、旧千代田区委員会に相当する社団法人東京青年会議所内の組織で¹⁶、千代田区を中心に東京青年会議所の運動を行っています。

現在登録者数は千代田在勤・在住を中心に21名¹⁷あり、2005年より市民討議会の開催と普及を行っております。

市民討議会以外の活動としては、千代田区主催・各消防署共催の防災講演会への後援、社団法人千代田区社会福祉協議会主催・千代田区共催の社協福祉まつりへの協力、千代田区体育協会主催の千代田区少年少女相撲大会への協力などを行い、ちよだ文化遺産プロジェクト推進会議、千代田区男女平等推進区民会議、千代田区地球温暖化対策懇談会ソフト対策ワーキンググループ、みらいくる会議、「ちよだボランティアウィーク2008」のプロジェクトチームにメンバーを出しています。

2.2. 協力

2.2.1. 東京大学大学院法学政治学研究科加藤研究室井手弘子

井手弘子氏は、東京大学大学院法学政治学研究科加藤研究室にて討議民主主義を研究しており、その関心から2006年より東京青年会議所千代田地区

¹² 民意抽出に有効的なツールとして使用し、社会参画意識を高めるために市民討議会を地域に根付かせるプロジェクト。

¹³ 民意を抽出するツールとして市民討議会を使用し、そこから得られた結論を具現化する運動を行うプロジェクト。

¹⁴ 環境ガバナンスを推進していくことによって市民が環境問題を身近なものとする自らが行動するよう意識向上を図るプロジェクト

¹⁵ 2009年度は組織が再び千代田区委員会に戻ります。

¹⁶ 1975年より設立されています。

¹⁷ 2008年11月20日現在。正式登録者数。

が取り組んでいる市民討議会の取り組みに参加しながら実践的に勉強し研究を行っています。

本プロジェクトでは、情報提供者へのビデオ撮影、Room1の進行と討議前後のアンケート調査などでご協力を頂きました。

2.2.2. NPO 法人ローカルアクション-シンクポッツ・まち未来

NPO 法人ローカルアクション-シンクポッツ・まち未来(NPO まちぼっと)は、2007年12月11日に、NPO 法人東京ランポ¹⁸とNPO 法人コミュニティファンド・まち未来¹⁹とが合併して設立された、「地域社会に住み・暮らす、多くの市民の皆さんとともに、地域のいろいろな課題や可能性に気づき、考え、そこからさまざまな提案を行い、さらに実践していく」ことを目指して活動しているNPO 法人です。

本プロジェクトでは同NPO 法人のスタッフである深田祐子氏に当日のRoom3の進行を中心にご協力頂きました。

2.2.3. その他の協力者

法政大学大学院人間社会研究科福祉社会専攻修士課程渡真利紘一氏、経済産業省経済産業政策局産業構造課課長補佐水野正人氏²⁰、首都大学東京都市教養学部法学系政治学コース水村和幸氏、株式会社クルーク²¹マーケティング営業部小出祥子氏、同社ITソリューション部池原一広氏、同部勝木秀隆氏および同部稲田怜奈氏にご協力頂きました。

渡真利紘一氏には主に設営準備・当日設営・アンケート集計などについてご協力頂き、水野正人氏にはRoom3の進行を中心にご協力頂き、水村和幸氏には主に当日の設営を、出祥子氏、池原一広氏、勝木秀隆氏および稲田怜奈氏には当日の設営を全般的にご協力頂きました²²。

また、都立戸山高等学校には高校生の携帯電話の利用実態について同校の生徒にアンケートを取って頂くご協力を頂きました。

2.3. 後援

千代田区教育委員会、港区教育委員会および新宿区教育委員会にご後援頂きました。港区教育委員会には同委員会指導主事小林傑氏に第2部で教育の立場からお話し頂きました。なお、各教育委員会には本報告書を提出する

¹⁸ 1993年に設立され、NPO 法制定の際の事務局や、NPO としては初めての国土交通省審議会委員を務めるなど、市民活動やまちづくりの分野で先駆的な活動をしてきたNPO 法人

¹⁹ 2003年に設立され、NPO バンク「東京コミュニティパワーバンク」や、助成基金「草の根市民基金・ぐらん」の事務局を通じたコミュニティファンドづくりと、起業講座などによる社会的起業を支援してきたNPO 法人

²⁰ 2005年より個人的な立場でご協力頂いています。本年度は当日設営のみご協力頂き、設問設定や設問作成の段階では関与していません。

²¹ 同社は当会議所千代田地区のメンバーである山城洋介が代表取締役を務める会社です。

²² [第4部2. 高校生の携帯電話アンケート集計結果](#)

予定です。

2.4. 協賛

本プロジェクトを行うにあたり、(株)朝日写真ニュース社、(株)アネシス、岩崎電気工事(株)、エート(株)、(株)香取宝飾、(株)サガワ、櫻井建設(株)、山和証券(株)、(株)車力、新栄乳業(株)、東英石油(株)、(株)栃木屋、(株)ビデオフォート、(株)本間屋、野村憲弘先輩、朝田賢治先輩、三橋仁先輩よりご協賛頂きました。有り難うございました。

3. 設問

2008年6月11日に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年ネット規制法)が議員立法で成立し、同月18日に公布され、同日から1年以内の政令で定められた日²³に施行されることになりました。

『この法律は、インターネットにおいて青少年²⁴有害情報²⁵が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア²⁶の性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする』(青少年ネット規制法第1条)ものです。

そして、青少年は我々の社会の新たな担い手であるところ、携帯電話によるインターネットの利用は、コインの裏表のように利便性と害悪が一体となっており、社会にとって無視し得ないものとなっています。

このように重要な問題でありながら、青少年ネット規制法の制定にあたって国民的な議論がなされているとは思われないことから、本年度の市民討議会のテーマとして取り上げた次第です。

²³ 2009年4月1日の予定(2008年11月20日現在)

²⁴ 「青少年」とは、「十八歳に満たない者をいう」(青少年ネット規制法第2条第1項)

²⁵ 「青少年有害情報」とは、「インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。)に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう」(青少年ネット規制法第2条第3項) 例えば、「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報」(同条第4項第1号)、「人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報」(同条第2号)あるいは「殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報」(同条第3号)

²⁶ 「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」とは、「インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)をいう」(青少年ネット規制法第2条第9項)

3.1. 問題構成

携帯電話に関するフィルタリング導入問題については、そもそもフィルタリングを導入してよいのかという導入の是非も重要な問題ですが、国会がかかる議論も踏まえて青少年ネット規制法を成立させたこと、「政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」(青少年ネット規制法附則第3条)としており、当面はフィルタリング導入を実践し、その中で良い点や悪い点を明らかにしていく方向で制度が進んでいくと思われること、マスコミ報道などからして、この問題が国会と国民、あるいは政府と国民との間で著しい見解の乖離があることが明らかであるとまでは思われないことから、今後進められて行くフィルタリング導入に市民の視点が入られるようにするために設問を設定することにしました。²⁷

次に、ここ2年間行ってきた1日という市民討議会の日程を前提に、問題数を3問としました。

こうしたことから、まず青少年が携帯電話を使うことについて市民がどう考えるかについて率直な考えを出してもらい(第1部 青少年が携帯電話を使用することについて)、続いて青少年が携帯電話を使ってインターネットを利用する際に関係者はフィルタリングにどのように関わっていくべきかについて考えてもらい(第2部 フィルタリング導入問題におけるそれぞれの役割について)、そして最後にメインテーマである青少年が携帯電話でインターネットを使用する際にかけられるフィルタリングについてどうしていくべきかを考えてもらうことにしました(第3部 フィルタリング導入問題をどう考えるかについて)。

3.2. 「第1部 青少年が携帯電話を使用することについて」

携帯電話は、通話やメール送受信、音楽鑑賞や写真撮影といった様々な機能を備えており、インターネットの機能に限定されるものではありません。そこで、インターネットのための使用に限定することなく、「青少年が携帯電話を使用することについて」市民がどのように考えているのか(携帯電話の使用の是非)について、その功罪(メリット・デメリット)を踏まえて議論して考えてもらうことにしました。

そこで青少年が携帯電話を使用するメリットは何か。同じくデメリットは何か。そしてこれらの討議を踏まえて青少年による携帯電話を持たせてもよいのか。あるいは持たせるべきでないのか。持たせる場合には条件を

²⁷ 青少年ネット規制法成立前であれば是非そのものにも比重を高める必要はあったと思いますし、3年後の見直しにおいては、青少年ネット規制法の実施による良い点悪い点を踏まえて、そもそもフィルタリングを導入したことがよいことなのかとも考えるべきではないかと思えます。

付けるべきかどうか。もし条件を付ける場合には具体的にどのような条件をつけるのか。という3つの小問を設けました。

討議するにあたっては、青少年による携帯電話使用の実態について、元警察庁生活安全局長であり、現在東京都教育委員を務め、また全国各地で子供のために活動する父親たちを支援する「おやじ日本」代表として、青少年による携帯電話使用の実態を目の当たりにされてきた竹花豊氏に、コンテンツ企業のビジネス展開などについて、会員に多くのモバイルコンテンツ企業をもち、モバイルコンテンツ環境において、情報センターとしての役割を担いつつ、会員企業がビジネスを展開しやすい環境の提供に尽力されている岸原孝昌氏に、コンテンツを提供する立場から青少年が携帯電話をどのように利用しているかについて、携帯電話向けの音楽配信やゲームサイトの運営などに携わられる株式会社ダウンゴ執行役員の帽田基資氏に、それぞれお話し頂きました。

第1部の3つの小問についてそれぞれ投票してもらい、各投票での票数は1人5票としました。票数を1人5票としたのは、意見の総数に対して意見の支持度合いに応じて投票ができる適当な票数と経験的に考えたからです。またメリットとデメリットについての各小問について票数を同じとすることにより、両者を数量的に比較できるのではないかと考えました。

3.3. 「第2部 フィルタリング導入問題におけるそれぞれの役割について」

青少年を取り巻く大人たちの果たすべき役割という観点から、家庭、学校、企業(キャリア、コンテンツ、審査機関)それから国や行政を挙げ、それぞれの役割について討議して考えてもらうことにしました。

そこでフィルタリング導入問題における家庭の役割、同じく学校の役割、同じく企業の役割そして同じく国や行政の役割の4つの小問を設けました。このように分けたのはそれぞれの役割について充分討議してもらいたいと考えたからです。

討議するにあたっては、学校について、港区教育委員会指導主事小林傑氏と、都立戸山高等学校副校長の竹村恭一氏に、企業について、企業側の視点から、多くの青少年を会員にもつSNS(ソーシャルネットワークサービス)などの携帯電話コンテンツ事業者である株式会社gumi代表取締役社長国光宏尚氏に、第三者機能的な視点から、有限責任中間法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(通称EMA)の委員として、コミュニティサイトの適合性審査や運用の監視などに携わっている、東京大学法学部教授長谷部恭男氏に、国や行政について、行政の担当官として携帯電話の普及促

進に携わってきた総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課課長二宮清治氏に、それぞれお話を頂きました。家庭については、学校の説明で間接的に説明を受けることができること、参加者自身が家庭の視点で考えることができるであろうことに加えて、グループ内の他の参加者の家庭の視点に触れられるであろうことから特にお話し頂く方を用意しませんでした。

第2部は、小問毎に投票するのではなく、全小問の全意見に対して1人当たり10票としました。これは、参加者がどの主体の役割を重視しているかの度合いも確認できるようにしたためです。また全小問の全意見を投票の対象とするので、1人当たりの票数を10票と多くしました。

3.4. 「第3部 フィルタリング導入問題をどう考えるかについて」

第1部と第2部を踏まえて、青少年のフィルタリング導入問題について、その是非、フィルタリング導入問題で重視すべき点、フィルタリング導入について誰がどのように行うべきなのかの3つの小問について討議して考えてもらうことにしました。一つめの小問「是非」については、青少年の携帯電話についてフィルタリング導入の方向で法整備が進んでいるものの、それ自体に異議を唱える方もいるであろうことから、そのような方がどの程度いるのか（あるいはいないのか）を確認するために設けたものです。また3つめの小問については、第2部とは異なり主体を限定しませんでした。それは参加者に自由に考えてもらいたいと思ったからです。

既に関係者の説明が出ていることや、参加者間の自由な討論を重視することから、特に関係者による説明を設けませんでした。

第3部は、小問毎に1人当たり5票としました。それぞれ別々に得票の度合いを確認したいと思ったからです。

4. 参加者

4.1. 対象地域

青少年ネット規制法も絡む問題であることから、衆議院議員選挙小選挙区制選挙区東京ブロック東京都第一区（千代田区、港区、新宿区）を参加者の募集をする対象地域としました²⁸。

いずれの地域も、大規模な繁華街（神田・秋葉原、赤坂・麻布・六本木・新橋、歌舞伎町）や、大規模ビジネス街（神田・丸の内、新橋・六本木・芝・浜松町、新宿）、中心的な行政庁（中央官庁：霞ヶ関、東京都庁：西新宿）を有し、昼間人口が夜間人口の2倍以上となる中心都市の地域となっています。

4.1.1. 千代田区

²⁸ 参議院議員通常選挙の東京都選挙区を念頭に23区全域を対照することも検討しましたが、東京都選挙区は23区以外も含むことや一部の理事の理解をえられなかったことから断念しました。

千代田区は、皇居を中心として、南西地区に国会（永田町）、中央省庁の官庁街（霞ヶ関）、最高裁判所（隼町）など国の中枢機関が密集しています。東から南東にかけて丸の内を中心とするオフィス街（丸の内、大手町、内幸町、有楽町）は経済の中心地域を形成し、北側には、大学や出版関係（書店を含む）などが多く点在するほか、世界的な若者の文化基点があります（秋葉原）。また、中央省庁があるため各種団体の本部や東京事務所なども少なくありません。千代田区内の地域がこのような特性を有しているため、人口の比重も地域的偏りが大きく、千代田区の西側（但し中央より北）及び北側に千代田区の人口の96.6%が居住し、昼夜の人口比も偏りが大きく、区外から821,528名の就業者や就学者が流入して昼間人口が853,382名となっているのに対して、夜間人口は41,683名²⁹に留まり、昼間人口が夜間人口の20倍強にもなっています。³⁰

4.1.2. 港区

港区は、虎ノ門・新橋・芝をはじめとするビジネス街、六本木・青山などの商業エリアなどを抱えているため、区外から762,132名の就業者や就学者が流入しており、昼間人口を908,940名と押し上げていますが、千代田区とは異なり、臨海地域の大規模開発などにより夜間人口が底上げされ³¹、夜間人口は185,732名となっており、昼間人口が夜間人口の4.9倍弱に留まっています。³²

4.1.3. 新宿区

新宿区は、新宿駅周辺に超高層ビル群や歌舞伎町を擁する大規模な繁華街を有し、その他にも飯田橋や四ツ谷のビジネス街や、早稲田大学をはじめとする大学などが点在しているため昼間人口は770,094名となっていますが、区内の約5割が住宅地を占めるため夜間人口は、千代田区や港区より多く、303,808名³³となっており、昼間人口が夜間人口の4.9倍弱に留まっています。³⁴

4.2. 選出方法

後述「[5.7.参加の招待方法（招待状を送る方を選ぶ名簿）](#)」および「[5.8.参加の招待方法（名簿からの選抜方法）](#)」に記載したとおりです。

²⁹ うち千代田区内に勤め、住んでいる15歳以上の人数は16,130名

³⁰ いずれも本文の人数は平成17年の国勢調査のもです。

³¹ 5000人を越える地域は、芝浦四丁目11,375人、港南四丁目7,153人、高輪一丁目6,418人、港南三丁目6,095人、高輪二丁目5,707人となっています。いずれも平成20年10月1日現在の住民基本台帳上の人数です。

³² いずれも本文の人数は平成17年の国勢調査のもです。

³³ うち新宿区内に勤め、住んでいる15歳以上の人数は86,746名です。

³⁴ いずれも本文の人数は平成17年の国勢調査のもです。

4.3.参加者の特徴

招待状を送った本人が参加された方が6割弱で、4割強の方が身内や友人などが参加されたようです。

| 参加者送信相手 | 人数 | 割合 |
|---------|-----|---------|
| 本人 | 41人 | 56.94% |
| 以外 | 31人 | 43.06% |
| 合計 | 72人 | 100.00% |

全体の平均年齢は54.51歳くらいで、全体・男性・女性いずれも50代の人数が多くなっておりませんが、男性は60代と70代も多く、女性は30代と40代が少なくなっています。全体として男女比が65対35となっており男性の割合が多くなっています。平成17年度国勢調査と比較しても20代と30代そして女性の参加数が少なくなっています。

男女・年代別表

| 年代 | 全体 | | 男 | | 女 | |
|------|---------------------------|---------|---------------------------|--------|---------------------------|--------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 10代 | 1人 | 1.39% | 0人 | 0.00% | 1人 | 1.39% |
| 20代 | 7人 | 9.72% | 3人 | 4.17% | 4人 | 5.56% |
| 30代 | 6人 | 8.33% | 5人 | 6.94% | 1人 | 1.39% |
| 40代 | 5人 | 6.94% | 4人 | 5.56% | 1人 | 1.39% |
| 50代 | 24人 | 33.33% | 12人 | 16.67% | 12人 | 16.67% |
| 60代 | 14人 | 19.44% | 10人 | 13.89% | 4人 | 5.56% |
| 70代 | 14人 | 19.44% | 12人 | 16.67% | 2人 | 2.78% |
| 80代 | 1人 | 1.39% | 1人 | 1.39% | 0人 | 0.00% |
| 90代 | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% |
| 合計 | 72人 | 100.00% | 47人 | 65.28% | 25人 | 34.72% |
| 平均年齢 | 53.94歳 ~ 55.07歳 54.51歳 | | 56.45歳 ~ 57.40歳 56.93歳 | | 49.24歳 ~ 50.68歳 49.96歳 | |

平成17年度国勢調査(千代田区・港区・新宿区)

| 年代 | 全体 | | 男 | | 女 | |
|-------|---------|------|---------|-----|---------|-----|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 10代以下 | 64,902 | 12% | 32,747 | 6% | 32,155 | 6% |
| 20代 | 90,127 | 17% | 45,921 | 9% | 44,206 | 8% |
| 30代 | 100,912 | 19% | 50,566 | 10% | 50,346 | 9% |
| 40代 | 73,353 | 14% | 37,095 | 7% | 36,258 | 7% |
| 50代 | 71,528 | 13% | 36,304 | 7% | 35,224 | 7% |
| 60代 | 60,092 | 11% | 28,257 | 5% | 31,835 | 6% |
| 70代 | 45,090 | 8% | 19,017 | 4% | 26,073 | 5% |
| 80代以上 | 25,219 | 5% | 8,604 | 2% | 16,615 | 3% |
| 合計 | 531,223 | 100% | 258,511 | 49% | 272,712 | 51% |

職種別では、会社員が36%、主婦が18%、自営業が13%、学生が4%、

公務員0%となっており、その他には年金生活者・退職者、NPO職員、会社顧問に就いている方がおりました。

職種別表

| 職業 | 人数 | 割合 |
|-----|----|---------|
| 会社員 | 26 | 36.11% |
| 主婦 | 13 | 18.06% |
| 自営業 | 10 | 13.89% |
| 学生 | 3 | 4.17% |
| 公務員 | 0 | 0.00% |
| その他 | 20 | 27.78% |
| 合計 | 72 | 100.00% |

4.3.1. Room1の参加者の特徴

男女比は、全部屋に比べて女性が多く、女性がやや少なくなっているが、女性が50代以上と高年齢となっており、逆に男性が20代から50代まで各世代がそろっています。

職業構成は会社員が4割強、主婦が3割強と全体の構成よりは会社員と主婦層が多くなっていますが、自営業は12%とほぼ同じ構成になっています。

男女・年代別表

| 年代 | 全体 | | 男 | | 女 | |
|------|---------------------------|---------|---------------------------|--------|---------------------------|--------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 10代 | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% |
| 20代 | 1人 | 6.25% | 1人 | 6.25% | 0人 | 0.00% |
| 30代 | 2人 | 12.50% | 2人 | 12.50% | 0人 | 0.00% |
| 40代 | 1人 | 6.25% | 1人 | 6.25% | 0人 | 0.00% |
| 50代 | 6人 | 37.50% | 2人 | 12.50% | 4人 | 25.00% |
| 60代 | 2人 | 12.50% | 0人 | 0.00% | 2人 | 12.50% |
| 70代 | 4人 | 25.00% | 3人 | 18.75% | 1人 | 6.25% |
| 80代 | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% |
| 90代 | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% |
| 合計 | 16人 | 100.00% | 9人 | 56.25% | 7人 | 43.75% |
| 平均年齢 | 55.06歳 ~ 55.63歳 55.34歳 | | 52.11歳 ~ 53.11歳 52.61歳 | | 58.86歳 ~ 58.86歳 58.86歳 | |

職種別表

| 職業 | 人数 | 割合 |
|-----|----|---------|
| 会社員 | 7 | 43.75% |
| 主婦 | 5 | 31.25% |
| 自営業 | 2 | 12.50% |
| 学生 | 0 | 0.00% |
| 公務員 | 0 | 0.00% |
| その他 | 2 | 12.50% |
| 合計 | 16 | 100.00% |

4.3.2. Room2の参加者の特徴

男女比は男性が75%と全部屋と比べても1割強高くなり、年齢層も60代70代が多く男性の平均年齢が約62歳と高くなっていますが、女性に10代と30代がいる構成となつて平均39歳弱となつたため、部屋の平均年齢が約56歳と全部屋の平均年齢に近くなっています。

職業構成は、全部屋に比べて自営業が低くその他が高くなっていますが、学生もあり、全体構成に近いものとなっています。

男女・年代別表

| 年代 | 全体 | | 男 | | 女 | |
|------|---------------------------|---------|---------------------------|--------|---------------------------|--------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 10代 | 1人 | 6.25% | 0人 | 0.00% | 1人 | 6.25% |
| 20代 | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% |
| 30代 | 2人 | 12.50% | 1人 | 6.25% | 1人 | 6.25% |
| 40代 | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% |
| 50代 | 5人 | 31.25% | 3人 | 18.75% | 2人 | 12.50% |
| 60代 | 4人 | 25.00% | 4人 | 25.00% | 0人 | 0.00% |
| 70代 | 4人 | 25.00% | 4人 | 25.00% | 0人 | 0.00% |
| 80代 | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% |
| 90代 | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% |
| 合計 | 16人 | 100.00% | 12人 | 75.00% | 4人 | 25.00% |
| 平均年齢 | 55.89歳 ~ 56.44歳 56.16歳 | | 61.58歳 ~ 62.33歳 61.96歳 | | 38.75歳 ~ 38.75歳 38.75歳 | |

職種別表

| 職業 | 人数 | 割合 |
|-----|----|---------|
| 会社員 | 6 | 37.50% |
| 主婦 | 2 | 12.50% |
| 自営業 | 1 | 6.25% |
| 学生 | 1 | 6.25% |
| 公務員 | 0 | 0.00% |
| その他 | 6 | 37.50% |
| 合計 | 16 | 100.00% |

4.3.3. Room3の参加者の特徴

男女比は、男性が75%と全体と比べても1割強高くなっていますが、50代を中心に20代から80代までそろい、平均年齢が約54歳と全体に比べて低くなっており、女性が20代はいるものの50代が多く平均年齢が52歳弱と全体に比べて少し高くないにも関わらず、男女全体でも全部屋に比べて平均年齢が低くなっています。

職業構成は、全部屋に比べて、会社員と学生の割合が少し高く、主婦などの割合が低くなっていますが、全体構成とほぼ同じになっています。

男女・年代別表

| 年代 | 全体 | | 男 | | 女 | |
|------|---------------------------|---------|---------------------------|--------|---------------------------|--------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 10代 | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% |
| 20代 | 2人 | 10.00% | 1人 | 5.00% | 1人 | 5.00% |
| 30代 | 2人 | 10.00% | 2人 | 10.00% | 0人 | 0.00% |
| 40代 | 2人 | 10.00% | 2人 | 10.00% | 0人 | 0.00% |
| 50代 | 7人 | 35.00% | 4人 | 20.00% | 3人 | 15.00% |
| 60代 | 4人 | 20.00% | 3人 | 15.00% | 1人 | 5.00% |
| 70代 | 2人 | 10.00% | 2人 | 10.00% | 0人 | 0.00% |
| 80代 | 1人 | 5.00% | 1人 | 5.00% | 0人 | 0.00% |
| 90代 | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% |
| 合計 | 20人 | 100.00% | 15人 | 75.00% | 5人 | 25.00% |
| 平均年齢 | 53.20歳 ~ 54.10歳 53.65歳 | | 53.93歳 ~ 54.53歳 54.23歳 | | 51.00歳 ~ 52.80歳 51.90歳 | |

職種別表

| 職業 | 人数 | 割合 |
|-----|----|---------|
| 会社員 | 8 | 40.00% |
| 主婦 | 3 | 15.00% |
| 自営業 | 2 | 10.00% |
| 学生 | 2 | 10.00% |
| 公務員 | 0 | 0.00% |
| その他 | 5 | 25.00% |
| 合計 | 20 | 100.00% |

4.3.4. Room4の参加者の特徴

男女比は全体に比べて女性の割合が多くなっています。男性は20代がいるにもかかわらず60代70代が多いため平均年齢が約58歳となつていますが、女性が20代の割合が多いため平均年齢は47歳弱となり、男女全体の平均年齢が全部屋の全体に比べて若く約53歳となっています。

職業構成は全部屋に比べて会社員の割合が低く、自営業やその他の割合が高くなっています。

男女・年代別表

| 年代 | 全体 | | 男 | | 女 | |
|------|---------------------------|---------|---------------------------|--------|---------------------------|--------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 10代 | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% |
| 20代 | 4人 | 20.00% | 1人 | 5.00% | 3人 | 15.00% |
| 30代 | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% |
| 40代 | 2人 | 10.00% | 1人 | 5.00% | 1人 | 5.00% |
| 50代 | 6人 | 30.00% | 3人 | 15.00% | 3人 | 15.00% |
| 60代 | 4人 | 20.00% | 3人 | 15.00% | 1人 | 5.00% |
| 70代 | 4人 | 20.00% | 3人 | 15.00% | 1人 | 5.00% |
| 80代 | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% |
| 90代 | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% | 0人 | 0.00% |
| 合計 | 20人 | 100.00% | 11人 | 55.00% | 9人 | 45.00% |
| 平均年齢 | 52.25歳 ~ 54.50歳 53.38歳 | | 57.82歳 ~ 59.45歳 58.64歳 | | 45.44歳 ~ 48.44歳 46.94歳 | |

職種別表

| 職業 | 人数 | 割合 |
|-----|----|---------|
| 会社員 | 5 | 25.00% |
| 主婦 | 3 | 15.00% |
| 自営業 | 5 | 25.00% |
| 学生 | 0 | 0.00% |
| 公務員 | 0 | 0.00% |
| その他 | 7 | 35.00% |
| 合計 | 20 | 100.00% |

5. 設営 ~ 設計と実行 ~

第2部の趣旨³⁵に従い設営について明らかにするものですが、今後の市民討議のために、かかる設営を行う趣旨、実行した結果どうであったのか、今後どのような可能性や方向性があるのかについても明らかにしていきます。

なお、実行委員会などの準備は次のような日程と内容で行いました。

記

- 1月25日(金) 千代田地区委員会 全体打合せ
討議テーマ・設営方法に関する打合せ
- 2月20日(水) 千代田地区委員会 全体打合せ
討議テーマ・設営方法に関する打合せ
- 3月19日(水) 千代田地区委員会 全体打合せ
討議テーマ・設営方法に関する打合せ
- 4月21日(月) 事業実行委員会 全体打合せ
討議テーマ・設営方法に関する打合せ
- 4月23日(水) 千代田地区委員会 全体打合せ
討議テーマ・設営方法に関する打合せ
- 5月16日(金) 事業実行委員会 全体打合せ
討議テーマ・設営方法に関する打合せ
- 5月21日(水) 千代田地区委員会 全体打合せ
討議テーマ・設営方法に関する打合せ

³⁵ 「6.3.その他 ~ 第2部から第4部まで ~」に記載しています。

- 5月29日(木) 事業実行委員会 全体打合せ
討議テーマ・設営方法に関する打合せ
- 6月18日(水) 千代田地区委員会 全体打合せ
討議テーマ・設営方法に関する打合せ
- 6月23日(月) 事業実行委員会 全体打合せ
討議テーマ・設営方法に関する打合せ
- 7月3日(月) 事業実行委員会 全体打合せ
討議テーマ・設営方法に関する打合せ
- 7月10日(木) 会場打合せ・現地調査
日程の確認、料金の確認、部屋の確定
お弁当、飲み物の手配
- 7月14日(月) 事業実行委員会 全体打合せ
当日運営・シナリオ・備品に関する打合せ
- 7月23日(水) 千代田地区委員会 全体打合せ
当日運営・シナリオ・備品に関する打合せ
- 8月11日(月) 事業実行委員会 設営部門打合せ
当日運営・シナリオ・備品に関する打合せ
- 8月19日(火) 事業実行委員会 設営部門打合せ
当日運営・シナリオ・備品に関する打合せ
- 8月22日(金) 事業実行委員会 設営部門打合せ
当日運営・シナリオ・備品に関する打合せ
- 8月25日(月) 事業実行委員会 設営部門打合せ
当日運営・シナリオ・備品に関する打合せ
- 8月27日(水) 千代田地区委員会 全体打合せ
当日運営・シナリオ・備品に関する打合せ
- 8月29日(金) 事業実行委員会 設営部門打合せ
当日運営・シナリオ・備品に関する打合せ
- 9月5日(金) 事業実行委員会 設営部門打合せ
当日運営・シナリオ・備品に関する打合せ
- 9月9日(火) 事業実行委員会 設営部門打合せ
当日運営・シナリオ・備品に関する打合せ
- 9月16日(火) 会場打合せ・現地調査(設営方法・映像音響確認
・備品確認ほか)
事業実行委員会 設営部門打合せ
当日運営・シナリオ・備品に関する打合せ
- 9月19日(金) 事業実行委員会 設営部門打合せ
開催規模変更、部屋追加手配、備品の購入
- 9月22日(月) 千代田地区委員会 全体打合せ
討議内容とシナリオの整合作業
- 9月24日(水) 事業実行委員会 設営部門打合せ
開催規模変更、全資料修正作業、
全備品修正作業、備品作成
- 9月30日(木) 会場打合せ・最終確認
開催規模変更
事業実行委員会 設営部門打合せ
全資料修正作業、全備品修正作業
備品作成、シナリオ調整
- 10月1日(水) 事業実行委員会 設営部門打合せ
シナリオシュミレーション・備品全品確認
- 10月3日(金) 事業実行委員会 設営部門打合せ
全スタッフによる最終シナリオシュミレーション・備品全品確認、
全資料印刷・運搬準備
- 10月4日(土) 事業当日

5.1. 名称とロゴ

千代田区委員会による第1回市民討議会の時より、親しみやすい名称について検討していましたが、市民が徹底的に論議することなど踏まえて「マニフェスト」という言葉を日本で初めて紹介した東京新聞・中国新聞編集局政治部金井辰樹氏より「徹ロン」という「言葉ちから(力)」があって、親しみやすい名称をご提案頂き、採用させて頂きました。

「徹ロン」のロゴは、市民が1つのテーブルを囲って議論を徹底的に行うことを象徴するテーブルと公平・公正の象徴である天秤の意味を込めて「徹ロン」のローマ字(TETSURON)の頭文字「T」の字を中心に大きく据え、『テーブルに議論を乗せて、討議をする』という意味を込めて「TETSURON」を「T」の上に乗せたロゴを作成しました。また、同一紙面に「徹ロン」「市民討議会」の名称がない場合のための「徹ロン(市民討議会)」の名称を入れたものも用意しました。ロゴの製作は社団法人東京青年会議所千代田地区石田雅子氏が行いました。



名称なしのロゴ



名称ありのロゴ

5.2. 開催日程と日時

過去2年間の第2回市民討議会と第3回市民討議会が土曜日1日で開催した実績があること、土日を休日とする市民が多いと思われるところ、土曜日を1日費やしても翌日の日曜日に休むことができ、連続16日間の「労働」となることが避けられ、参加者の負担が少なくなると思われることから、土曜日1日としました。

当初の予定定員であった50名を越える92名が応募していること、参加者の74.3%が1日の討議日程は「十分だった」と回答していること³⁶からすると、土曜日1日の設定は参加者との関係では特に問題はなかったと思います。しかしながら、参加者の4割弱が「短すぎた」と回答している^{37 38}とあり、質問に対して若干討議時間が短かったものと感じます。

従ってより深い主題を設定する場合には複数日数の設定が必要だと思えます。複数日数の開催にあたっては、隔週開催や平日開催などにより参加者に

³⁶ [第4部3.2.5. 討議会の日程\(1日\)はいかがでしたか?](#)

³⁷ [第4部3.2.6. 討議時間\(1コマ:約40分\)はいかがでしたか?](#)

³⁸ もっとも5割強の参加者は「十分だった」と回答しています。

負担がかからないようにした方がよいと思います。

5.3. 開催場所

六本木や東京ミッドタウンのネームバリュー、六本木駅は千代田区を通っている東京地下鉄株式会社(東京メトロ)日比谷線や港区と新宿区が通っている都営大江戸線が通っており利便性があることから、東京都港区赤坂9-7-1他に所在する東京ミッドタウン³⁹としました。

同じ部屋で行うと違う部屋の討議や討議結果が聞こえてしまい討議や結論に影響がでる可能性があること、複数箇所の開催を念頭に開催することは今回初めてであるため運営上の混乱が生じる可能性があること、定員100名を予定しているところ市民討議会は25名を基本的な単位としていることなどから、カンファレンスルームRoom1からRoom4までの4部屋を使用しました⁴⁰。

5.4. 諸謝金

従前は開催地の区に住む市民を参加者の対象としていましたので遠方からの来場者について特に配慮はしていませんでした。しかし、今回は参加者の対象となる市民が住む地域が千代田区、港区および新宿区というより広域になっていることから遠方から来る来場者の負担も考慮して諸謝金を金1万円としました。

事後アンケートでも86.5%の参加者が「妥当」と回答しており⁴¹、十分な金額であったと思います。

もっとも、平成20年11月1日(土)に開催した報告会でも不要である旨のご意見を複数の参加者から頂いていることや、『市民による社会的な活動は互助の精神が大切にされるべきである』(助け合い)として、無償ないし「お車代」程度の金額に留めるべきではないかとの意見も一理あると思います。

しかしながら、仮にそれが理想的あるいは本来的な姿であるとしても、市民の活動範囲が広がり、市民が社会のために貢献する活動を(道義的・社会的)義務として行う土壌が崩れ、一部の有志がNPOなどによって行っているにすぎないのが現状ではないかと思われること、グローバルズムや市場原理に基づく自由競争社会の中で私生活を犠牲にして仕事をしなければならない市民も少なくないと思われることなどからすると、私生活や仕事があるにも関わらず社会のために貢献することに価値を見だし、それを実践する意思を有する高い志と行動力がある市民か、時間的にあるいは経済的に余裕が

³⁹ <http://www.tokyo-midtown.com/jp/>

⁴⁰ 当初は参加者数を50名としていたので2部屋を予定していましたが、途中から100名に参加者数を変更したことから4部屋を確保しました。部屋の配置図は「5.14.参加者の部屋割」に掲載してあります。

⁴¹ [第4部3.2.10. 今回の謝礼\(1日1万円\)についてご意見をお聞かせ下さい。](#)

ある市民しか参加することができない、あるいはそうした市民に偏りかねないと危惧します。

諸謝金の支払を過渡的と考えるか原理的と考えるかは、寄って立つ理想により異なるとは思います。現状ではそれにより多くの多様な市民を取り込むことができ、もし諸謝金を潔しとしない参加者がいればその方には辞退または寄付頂くのが良いと思います。より多くのより多様な市民が公の問題について自分のことのように考えて行動し、あるいはこうした考えや行動を実践できる機会を作ることが重要であり、そのための障害（心理的なものも含みます）を如何に取り除いていくのかが今解決されなければならない大きな課題であって、諸謝金の支払はかかる障害を取り除く一つの有力な手段になると思うからです。もちろん諸謝金で全てが解決されるものではなく、子育てをしている人のためにどのように手当を行うべきか、介護をしている人のためにどのように手当を行うべきか、障害を持っている人のためにどのように手当を行うべきかなど誰でも参加できる仕組みを作り上げることが先決だと思います⁴²。

また、市民討議会は参加した市民の知恵と経験を社会に還元させるものですので、社会は参加した市民から知恵と経験という利益を受ける以上、それに見合う「お礼」を行うべきであり、その意味では諸謝金というのは普遍性のある「お礼」として適切だと思います⁴³。なお上記11月1日（土）の報告会でも1名の参加者から『諸謝金がなければ普通の方はなかなか来ないのではないか』との意見を頂いております。

5.5. 参加者の人数

当初は本格的な広域複数箇所開催のために23区を対象に100名規模を計画していましたが、諸事情から中止され、規模を縮小することにしました。

そして対象となる地域を3区としたところ昨年度の第3回市民討議会では

⁴² こうした配慮を普通のこととして考えられる社会を目指し、ひとつひとつ解決することによって互助が尊重される社会が再び到来するのではないのでしょうか。しかしこれは市民討議会の目的よりもより高次の目的で、総合的に広範囲な様々な取組により実現させていくものであって、この目的のために「市民討議会」が「犠牲」となることは本末転倒だと思います。

⁴³ 「社会的な地位や恩恵を受けている者は社会に奉仕すべきである」という考えの「逆」は「社会に奉仕した者に対しては相応の地位や恩恵を与えるべきである」ということになるとは思います。現在のところ市民討議会に参加することが社会的に地位になるものとなっており、なかなか考えづらいことからすると「社会から恩恵を如何に与えるか」を考えなければならないと思います。もし「社会に奉仕しても地位も恩恵も与えられない」というのであれば、それは「社会の奴隷」的な存在になってしまうでしょう。また本文に記載した「互助」は「社会から恩恵を受けている以上社会に奉仕すべきである」という考えによるものだと思いますが、その場合には誰もが社会から受けている恩恵に相応する奉仕を行う（行わなければならない）環境が整い、それが実感できる必要があるのではないかと思います。少なくとも裁判員制度について市民が参加する意義に疑義が唱えられている現状や公的なことを行政任せにしている現状などを見る限り、かかる環境もかかる実感もないのではないかと思います。

4区で50名であったこと⁴⁴、招待状に対して2名の参加を認めため2名が別々の部屋に振り分けられることが望ましいこと、市民討議会が原則として1箇所25名とするところ複数箇所開催のシミュレーションとしたいことから50名としました。

ところが応募締め切り1週間前の9月19日（金）で参加応募が延べ79名と予想を大きく上回ったことから、広域複数箇所開催のシミュレーションとしての意義を強めて定員を100名に変更しました。

実際には十分に対応する時間がないために72名と100名には至りませんでした。均等に人数が配置できるように部屋割りを行い、4箇所同時開催の場合のシミュレーションができました。

5.6. 参加の招待数

丸一日という日程で、テーマを「子育てしやすいまち」という身近なテーマとし、諸謝金の手取り7,000円とした第2回市民討議会の時の参加率が1.13%ないし1.47%でしたので、当初予定の50名を集めるには4,425名ないし3,401名の方に招待状を送ればよいことになるので、これらの数字の中間をとって4,000名としました。安全を考えれば4,500名に送付するのがよいのですが、市民討議会も東京を中心に各地で行われており、先例が第1回市民討議会しかなかった第2回市民討議会よりは信頼感は高まっているであろうことや、予算の都合などから4,000名に留めることにした次第です。

5.7. 参加の招待方法（招待状を送る方を選ぶ名簿）

今回の市民討議会の主題が「青少年の携帯電話におけるフィルタリング導入問題」という国政に関わる問題であること、衆議院議員選挙が早晚行われること、各政党のマニフェストに民意を踏まえてこの問題を入れて欲しいことから社団法人東京青年会議所の活動地域のうちから衆議院議員選挙東京第一選挙区を対象として選びました。

招待状を送る方を選ぶ名簿としては、上述の趣旨からすれば公職選挙人名簿が適切と思うのですが、同名簿は選挙に関するためにしか使えないため利用することはできませんでした。それに代わるものとして住民基本台帳があり、2005年に開催された第1回市民討議会と2006年に開催された第2回市民討議会では大量閲覧に対する厳しい運用の下でありながら開催趣旨に理解を示して頂き千代田区の住民基本台帳を利用することが出来ました。2006年の住民基本台帳法改正により基本的に閲覧を制限する内容となったことに伴って開示して頂けませんでした。また2007年に開催された第

⁴⁴ 千代田区10名、江東区10名、葛飾区13名、墨田区17名の合計50名

3回市民討議会では試み的に宛名無記名のポスティングによる無作為抽出をおこないましたが、4,000名の方に送付したのに対して10名の方しか参加せず、参加率が0.25%に留まり、その前年に開催された第2回市民討議会の参加率1.13%ないし1.47%⁴⁵を大幅に下回ってしまいました。日程はいずれも丸一日、テーマはそれぞれ「子育てしやすいまち」と学校選択制といずれも身近な教育のテーマ、諸謝金も手取り7,000円と5,000円と大幅に異なるものではないことや、第1回市民討議会が『公益法人の税制問題』という国政問題がテーマでほぼ2日の日程で手取り12,000円(1日当たり6,000円)にも関わらず参加率は0.50%であること⁴⁶から考えて、宛名が無いポスティングによったことが大きな原因と考えられました。

そこで招待状を送る宛を選ぶ名簿として東日本電信電話株式会社が発行するハローページ東京都中央・千代田・港区版(個人名)と同東京都渋谷・新宿区版(個人名)を使用しました⁴⁷。

今回の市民討議会は、届いた3,739通⁴⁸の招待状のうち57通(1.52%)⁴⁹の招待状に基づいて72名の方が参加していること、アンケートでも35.1%の方から自分の宛名があったことを参加した理由として挙げていること⁵⁰などからすると、宛名を記載したことも回答率向上に寄与したのと思えます⁵¹。

市民討議会の招待状送付では必ず宛名を記載した方がよいと思います。

5.8. 参加の招待方法(名簿からの選抜方法)

招待状を送る方は、恣意性を排除しつつ効率性に配慮して、4,000名

⁴⁵ 第2回市民討議会は類似の別テーマで2回行い、招待状が届いた方はそのいずれに参加してもよいとしました。送付した招待状1,155通に対して1回目の市民討議会は13名が、2回目の市民討議会は17名が参加をしましたので、参加率はそれぞれ順に1.13%、1.47%となります。この時の参加率が高いのは、案内を同じ方に3回出したからではないかと思えます。

⁴⁶ 第1回市民討議会では送付した招待状599通に対して3名の参加となりました。またこのときは市民討議会の知名度は全くない状態でした。なお、599通となったのは1通重複があったからです。

⁴⁷ いずれも2008年3月発行のもので、掲載情報は2007年11月21日現在のものです。

⁴⁸ 送付した4,000通のうち宛名不完全148通、宛所尋ね当たらず101通、死亡8通、転居先不明4通の合計261通が返送され、3,739通の招待状が届きました。

⁴⁹ 千代田区市民宛招待状350通のうちの2通(0.57%)に基づいて、港区市民宛招待状1,562通のうちの28通(1.79%)に基づいて、新宿区市民宛招待状1,827通のうち27通(1.48%)に基づいて、それぞれ千代田区市民4名、港区市民33名および新宿区市民35名が参加されています。なお、千代田区市民の1名は新宿区市民宛招待状に基づいて参加されたものです。区をまたいだのはこの例のみです。

⁵⁰ [第4部3.1.3. 今回市民討議会への参加を決められた理由は何ですか？\(複数回答可\)](#)

⁵¹ 他の市民討議会でも、参加回答率は、葛飾区市民討議会(かつしかわいらいミーティング)が0.3%から2.0%に、墨田区市民討議会(IDOBATA)が0.4%から2.7%に増えており宛名を記載した効果が出てきたものと思えます。

を次の方法により選出しました。

【原則】 ハローページの該当各ページの上からと下からのそれぞれ1行目から4行目までの人を選出します⁵²。

【例外1】 名前の後に例えば「(板金加工)」という「()」がついている場合には、個人商店もしくは企業であると判断して、その人をとばして次の人を抽出します。

【例外2】 番号の前に「(代)」がついている場合には、企業と判断して、その人をとばして次の人を抽出します。

【例外3】 住所と名前が同一の場合には、同一人物と判断して、2人目をとばして次の人を抽出します。

5.9. 参加できる方(参加者の資格)

招待状を送られた方が、その方の親族などの関係者であることと、千代田区、港区または新宿区のいずれかの区に住んでいることを参加資格としました。また従前は招待状1枚に対して参加できる方は1名(招待状を送られた方)としていましたが、今回は原則として2名の方が応募して良いこととしました。これは付き合いのない団体から招待状が送られてきても1人では心理的になかなか参加しづらいのではないかとということで今回試みたものです。複数の参加者は13組あり⁵³、アンケートでは9名の参加者が参加した理由として挙げています⁵⁴ので、一定の効果があつたのではないかと思えます⁵⁵。

5.10. 参加の招待方法(招待状)

参加への招待は、平成20年9月8日(月)に、参加依頼書、徹ロンの概要を記載したチラシ、応募葉書および東京新聞平成20年6月29日朝刊の「徹ロン」の記事⁵⁶(写し) 社団法人東京青年会議所のコーポレー

⁵² ハローページは、最大99名の氏名、住所および電話番号の列が1ページ4列記載され、千代田区、港区、新宿区の登録者のページ合計は130ページとなっているため、合計4160名(8名/列×4列/ページ×130ページ)を選出することができます。

⁵³ 参加を申し込まれた方の組数は19組でしたが、4組は全員が辞退し、1組は1名の方しか参加せず、1組は1名の方が早退しました。

⁵⁴ [第4部3.1.3. 今回市民討議会への参加を決められた理由は何ですか？\(複数回答可\)](#)

⁵⁵ なお、同じ招待状をもとに参加する方が同じ部屋に割り振られることは好ましくないことから、そうならない工夫をしました(「[5.14. 参加者の部屋割](#)」)。

⁵⁶ 「[8.3. マスメディア](#)」に掲載しているものです。

トファイル⁵⁷を封入して、同会議所の封筒にて日本郵便を利用して行いました。信頼感と社会的な意義を伝えるために の記事を封入しました。なお招待状送付にあたっては個人情報保護法の対応が必要となります⁵⁸。

参加依頼書



57 掲載は割愛いたします。

58 個人情報の入手方法と入手目的を知らせ、連絡先を明記しなければなりません。また目的に限定して使用しなければなりません。

チラシ



応募葉書



その後定員を50名から100名に変更して更なる参加を募るために、平成20年9月24日(水)に、官製葉書にて参加を呼び掛けました。



5.1.1. 招待された方への説明

招待された方への趣旨説明は送付物のみで行いました。

第1回市民討議会と第2回市民討議会の時には、同じく無作為抽出を行う検察審査会を参考に説明会を開催しましたが、他の青年会議所などでの市民討議会の開催例も増え、インターネットの検索で市民討議会の概要や普及具合が確認できるようになったことなどから、特に説明会を開催することはしませんでした。

しかしながら、より多くのより多様な市民の参加を促し、市民の反応を肌で知るといった観点からも可能な限り説明会を開催した方がよいのではないかと思います。

5.1.2. 招待された方の反応

招待にあたりアンケートをお願いしたり、説明会を開催したりしませんでしたので、直接的にその反応を知ることはできませんでしたが、特に社団法人東京青年会議所の事務局への問い合わせがなく、逆に92名の方が参加を表明されたこと⁵⁹からすると、特に問題はなく、従前に比べて好意的に受け取られているのではないかと思います⁶⁰。

⁵⁹ 1回の招待状で少なくとも83名の方が参加の回答をしており、複数回案内をした第1回市民討議会や第2回市民討議会とは招待状の反応に隔絶の感があります。

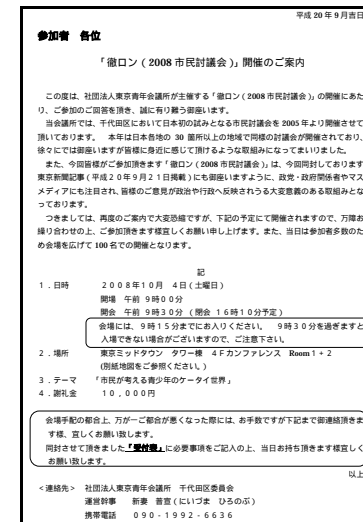
⁶⁰ 第1回市民討議会の時は社団法人東京青年会議所事務局に怪しい団体による怪しい案内であるという

もっともアンケートや説明会の開催などにより市民の反応を直接知るのは市民がどう感じ、どう考えるのかなどを設営者が実感できる貴重な場ですので、予算や時間の都合がつく限り試みてもらいたいと思います。

5.1.3. 参加を表明された方へのご案内

平成20年9月25日(木)に参加を表明された方のうち参加資格がある91名の方⁶¹に対して 参加者宛開催のご案内、会場へのアクセスマップ⁶²、受付票、東京新聞平成20年9月20日夕刊の「徹ロン」の記事(写し)⁶³、東京新聞平成20年9月21日朝刊の「徹ロン」の開催記事(写し)⁶⁴をお送りし受付票に必要事項をご記入のうえ当日持参するように促しました。受付票を送ったのは当日の受付手続を円滑にすすめるためです。ただ個人情報に対して慎重な風潮からすると当日欠席の要因となったかもしれません。

参加者宛開催のご案内



強いクレームがあり、第2回市民討議会では説明会で市民討議会を開催する社団法人東京青年会議所は「左翼なのか右翼なのか」という思想を確認する方がおりました(「市民」を掲げて運動する点が左翼のようで、「青年」を名乗る点が右翼のように感じられたようです)。

⁶¹ 参加を表明された92名のうち1の方が大田区在住のためお断りいたしました。

⁶² 東京ミッドタウンのホームページ(<http://www.tokyo-midtown.com/jp/index.html>)に掲載されているものを参考にさせていただきました。

⁶³ 「[8.3.マスメディア](#)」に掲載しています。

⁶⁴ 「[8.3.マスメディア](#)」に掲載しています。

受付票

| | |
|--|--|
| 徹口 (2008市民討論会) 受付表 | |
| お名前 | フリガナ (男 ・ 女) * 仮名希望しますか(希望する ・ しない) |
| 報告書送付先 | 〒 _____ |
| ご職業 | 自営業 会社員 学生 公務員 主婦 その他() |
| 年代 | 10歳代 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳以上 |
| 2008年10月4日 * 最終報告書に実名を伏せたい方は、仮名希望に 印をお願いします。 | |

5.14. 参加者の部屋割

参加者が定員100名を割ることが見込まれたので、参加者がバランスよく4部屋に分散できるように次の方法で参加者の部屋および着席テーブルの割り振りを行いました。なお当日の参加者の予想人数は68名~100名としました。

【1テーブルの人数】1テーブル5人を基本とし、参加者数が100人を下回る場合には1テーブル4人で留まるようにして、1人ないし3人および6人以上配置されるテーブルはつ くらないようにします。

【参加者への席順表示(伝達方法)】受付で参加者に配布するハンドブックの表紙に、第1部の着席テーブルを表示し⁶⁵、下記「グループの割り振り順序」に記載してある順番の1番が上になるように順番にハンドブックを積み上げ、来場した参加者に対して順番に配布します。配布の際はリストや受付票などで家族・友人は別部屋となるように注意します。

【グループの割り振り順序】

(1) 72人まで

⁶⁵ 表示はテーブル番号を記載したシールをつくってハンドブックに貼りました。

各テーブル4名ずつ埋めていく。(@ 4人 x 18テーブル = 72人)

Room1・2は、4テーブルまで埋める。

Room3・4は、5テーブルまで埋める。

「I(アイ)」、「O(オー)」は、間違えやすい為、記号として未使用

| | | | | | |
|---|---|------------|------------|------------|------------|
| 1 | → | | | | |
| 2 | ↓ | 「Room1」 | 「Room2」 | 「Room3」 | 「Room4」 |
| | | (1) Aテーブル | (2) Fテーブル | (3) Lテーブル | (4) Rテーブル |
| | | (5) Aテーブル | (6) Fテーブル | (7) Lテーブル | (8) Rテーブル |
| | | (9) Aテーブル | (10) Fテーブル | (11) Lテーブル | (12) Rテーブル |
| | | (13) Aテーブル | (14) Fテーブル | (15) Lテーブル | (16) Rテーブル |
| | | (17) Bテーブル | (18) Gテーブル | (19) Mテーブル | (20) Sテーブル |
| | | (21) Bテーブル | (22) Gテーブル | (23) Mテーブル | (24) Sテーブル |
| | | (25) Bテーブル | (26) Gテーブル | (27) Mテーブル | (28) Sテーブル |
| | | (29) Bテーブル | (30) Gテーブル | (31) Mテーブル | (32) Sテーブル |
| | | (33) Cテーブル | (34) Hテーブル | (35) Nテーブル | (36) Tテーブル |
| | | (37) Cテーブル | (38) Hテーブル | (39) Nテーブル | (40) Tテーブル |
| | | (41) Cテーブル | (42) Hテーブル | (43) Nテーブル | (44) Tテーブル |
| | | (45) Cテーブル | (46) Hテーブル | (46) Nテーブル | (48) Tテーブル |
| | | (49) Dテーブル | (50) Jテーブル | (51) Pテーブル | (52) Uテーブル |
| | | (53) Dテーブル | (54) Jテーブル | (55) Pテーブル | (56) Uテーブル |
| | | (57) Dテーブル | (58) Jテーブル | (59) Pテーブル | (60) Uテーブル |
| | | (61) Dテーブル | (62) Jテーブル | (63) Pテーブル | (64) Uテーブル |
| | | | | (65) Qテーブル | (66) Vテーブル |
| | | | | (67) Qテーブル | (68) Vテーブル |
| | | | | (69) Qテーブル | (70) Vテーブル |
| | | | | (71) Qテーブル | (72) Vテーブル |

(2) 73人~90人まで

各テーブル1名ずつ埋めていく。(@ 1人 x 18テーブル = 18人)

(1) までの各テーブル4名が、各5名ずつになる。

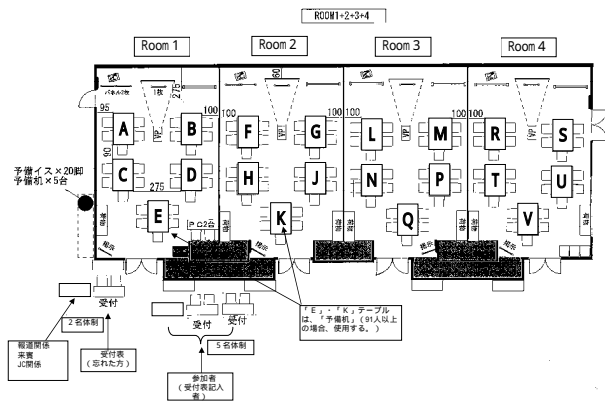
| | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 「Room1」 | 「Room2」 | 「Room3」 | 「Room4」 |
| (73) Aテーブル | (74) Fテーブル | (75) Lテーブル | (76) Rテーブル |
| (77) Bテーブル | (78) Gテーブル | (79) Mテーブル | (80) Sテーブル |

| | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| (81) Cテーブル | (82) Hテーブル | (83) Nテーブル | (84) Tテーブル |
| (85) Dテーブル | (86) Jテーブル | (87) Pテーブル | (88) Uテーブル |
| | (89) Qテーブル | (90) Vテーブル | |

(3) 91人~100人

万一の為

| 「Room1」 | 「Room2」 | 「Room3」 | 「Room4」 |
|------------|-------------|---------|---------|
| (91) Eテーブル | (92) Kテーブル | | |
| (93) Eテーブル | (94) Kテーブル | | |
| (95) Eテーブル | (96) Kテーブル | | |
| (97) Eテーブル | (98) Kテーブル | | |
| (99) Eテーブル | (100) Kテーブル | | |



5.15. 当日の事前準備

当日の事前準備は次のとおり行いました。

当日の事前準備

- 7:45 集合
- 8:05 スタッフ全体説明
- 8:15 会場設営開始

- 「映像・音響確認」
- 「参加者用資料・ネームプレート・その他備品の配置」
- 「討議用備品（模造紙等）の配置」
- 「記録機材（ビデオ）の設置」
- 「横断幕掲示」
- 「事前アンケートの配置」

5.16. 参加者の受付

円滑な受付を行うため、事前登録の参加者受付とそれ以外の当日参加者、報道関係、来賓および青年会議所関係者の受付に分けて、前者に2名、後者に5名を配置しました。

受付用の備品としては、参加者名簿（80人分）5枚、ハンドブック140部、受付用看板（5種）各1枚、受付票（当日登録用）を用意しました。

受付では事前にお送りした受付票を受領し、参加者名簿と照合して、参加者にハンドブック、資料集およびグレーのストラップのネームタグを渡し、ハンドブックに記載している部屋のテーブルに誘導して、テーブルでハンドブックの表紙とネームタグに名前をフルネームで書いて頂きました。ネームタグは座っても見える位置になるように注意を促しました。受付票を事前にお送りして事前に記入してもらうことによって受付での混乱を防ぐことができました。

なお、参加者に会場が分かるように、会場1階、1階エレベータ前、4階エレベータ前に各1名ずつ案内誘導者を配置しました。

5.17. 市民討議の時間割

当日の時間割は次のとおりです。なお、受付時間前に来場される参加者もおりましたので、待合い場所などの配慮が必要です。

当日時間割

- 9:00 受付開始
- 9:30 開会
開会挨拶 各4部屋別
北川正恭氏からの挨拶（エール） 同時放映
討議ルール説明（全体の流れ） 各4部屋別に司会より説明
事前アンケート回収
- 10:00 第1部 開始
「情報提供（VTR）」
「討議」
「発表」・「意見集約」
「投票」
- 11:45 「昼食・お昼休み」（約45分）
- 12:30 第2部 開始
第2部の1 「情報提供（VTR）」
第2部の1 「討議」
第2部の2 「情報提供（VTR）」
第2部の2 「討議」

| | | |
|-------|--------|-------------------|
| | 第2部の3 | 「情報提供（VTR）」 |
| | 第2部の3 | 「討議」 |
| | | 「発表」・「意見集約」 |
| | | 「投票」 |
| 14:55 | 休憩 | （約10分） |
| 15:05 | 第3部 開始 | |
| | | 「討議」 |
| | | 「発表」・「意見集約」 |
| | | 「投票」 |
| 16:10 | 謝辞 | |
| | 閉会 | |
| | | 「事後アンケート」・「謝礼金支払」 |

5.18. 市民討議（情報提供）

情報提供は、昨年（2019年）の第3回市民討議会を踏襲して動画により行いました。動画提供のメリットとして次の5つを挙げることができます。

情報提供者の都合に合わせて情報提供の撮影を行うことができるので、開催日との日程調整などを行う必要がなく、情報提供者の選択幅が広がる。

情報提供者や設営者が情報提供の内容を確認することができるので、主題と関係ない話などを避けることができる。

情報提供の時間があらかじめ分かるため、時間的な組み立てに無駄がなく、円滑な進行を図ることができる。

複数箇所で開催する場合に同じ内容の情報を提供でき、情報提供が開催場所によって偏ることなく均一にすることができる。

当日のアテンドが不要となる。

もっとも次に挙げるデメリットや注意する点があります⁶⁶。 については、学生による（模擬）ディベートなどによって問題点を分かりやすく明示する方法を試みる構想はありましたが、テーマの絞り込みが遅れかかる構想に着手するまでには至りませんでした。

動画での情報提供になるため、参加者にリアリティさや、熱が伝わりにくい。

撮影環境に配慮、工夫する必要があります。撮影状況によっては、声が聞き取れない、雑音が入ってしまうなど外部からの影響があります。

あらかじめ録画した動画で情報提供を行う場合、情報提供者が視聴者の反応を踏まえてより適切な情報の提供方法に変えていくということができないため、問題点が誰にでも分かるようにすることがよ

⁶⁶ なお、市民討議会では参加者と情報提供者との間で質疑応答することを前提にしていません。

り一層求められます。

今回は、4部屋すべての動画投影を一つの端末でコントロールできる会場であったことから、人員と機材の省力化を図るためにかかる端末から一斉に情報提供の動画を配信しました。

動画の一斉配信により各部屋を同時に進行できましたので、設営上の混乱を避けることができました。しかし、各部屋で討議や投票の時間がずれるために、早い進行の部屋では間延びし、遅い進行の部屋では切迫することになりました。

5.19. 市民討議（討議）

討議を行いやすいように、付箋（6～7cm四方の大きさ。100枚/冊×5冊/テーブル。色問わず。）、ボールペン（黒）、裏うつりしないマーカー⁶⁷（黒）、作業用兼発表用模造紙を用意しました。

第2回市民討議会の2回目の市民討議会では、付箋を利用しない方法を試み、それでも十分な討議ができましたので、付箋がなければならないということはないと思います。

また、従前通り、円滑な討議と意見発表ができるように、参加者の中から発表者、書記、進行役の役割分担をクジで決めることにしました。

5.20. 市民討議（投票）

投票の前に各グループより意見発表を行います。グループの意見であることの自覚を促すため、発表者以外の全員も前にもって発表者の発表後補足説明をしてもらいました。これによりグループの意見ではなく個人の意見を発表してしまう場合であっても何が個人の意見で何がグループの意見であるかを聴いている参加者が判断できるようになります。

各グループから意見が発表されたあと、参加者の前で各意見を集約しました。集約は、参加者から見て同じ意見と思われるものを一つにまとめることによって票の分散化を避けるということと、選択肢の内容を確認することによって参加者および意見書などを見る第三者にもその内容が明確なものにするということにあります。もちろん設営者側の誘導などにより意見がねじ曲げられる可能性は否定しませんが、実際に討議をした参加者の面前でその意思を確認しながら集約作業を行う方が、後日これを行うよりその可能性は著しく低いと思います。実際、似たような意見と思われるものが、実は全く異なる意見として参加者が考えている場合があり、もし集約作業を後日にしていれば全く同じ意見として分類していたものと思います。

また後日取り違えてしまうような意見を聴いている参加者が正しく理解し

⁶⁷ 三菱鉛筆株式会社の「ユニ ブロッカー」を使用しました。

ているとは思われません。市民には意見を適確に表現できる方も少なからずおりますが、必ずしも十分に表現できない方も少なからずおります。こうした各種各様の市民が同じ立場で議論し、意見を表明し、それぞれの知恵と経験を共有できるようにするためには、不適切な表現しかできない意見は採り上げるに足らないという考え方を採用するべきではありません。文章としては適切ではない意見であっても、参加者は各グループから発表される際の口語的な表現や表情、情熱や想いを総合的に判断していると感じます。ただ文章化されていない意見は共通認識が得づらく、全く違うものと同じものとする危険性を孕んでいます。それを避けるためにも文章に盛り込まれていなかった口頭ないし非言語的な要素を如何に明確化し投票の際に明らかにする作業が必要になると思います。

以上により、参加者の発表直後に参加者の前で集約する作業は市民の意思を出来る限り反映させる過程として重要なものだと考えるに至りました⁶⁸。もっとも集約作業は意見をねじ曲げる可能性を孕みますので、自重して行うべきだと思いますし、実際集約作業を行うにあたっては、常に参加者が正しく理解できているのかを心掛け、仮に集約作業をする人が理解できない場合にはどこがどう理解できないのかを意見を発表したグループに尋ねるなどして参加者主導で明確化していくことが重要だと考えます。

投票は直径約1.5cmの丸型シールを使用しました。大きめにするのは、小さいものだと特に高齢者が見にくかったり、取りづらかったりするからです。また、1回の投票で複数の設問に投票する場合にはどの設問に投票したのかが分からなくならないように異なる色のシールを使用しました。具体的には、第1部のメリットでは青色、同じくデメリットは赤色、同じく是非条件は緑色（各5枚）、第2部は全体に投票するので黄色（10枚）、第3部の是非は青色、同じく重要な点は赤色、同じく誰が何をするかは黄色（各5枚）としました。

第1部と第3部では小問毎ではなく一度に投票を行いました。参加者には貼る色や全てのシールを使用するように促しているにも関わらず、全てのシールを使わなかったり、違う色のシールを貼ったりする方もいらっしゃるので、できる限り投票する小問毎に投票を分けて、参加者がチャンと投票しているか注意する必要があると思います。

5.2.1. その他（飲食類）

昼食、お菓子および飲料を用意しました。昼食は弁当とペットボトルのお茶のセット、お菓子は各テーブルに小分けされてパッケージされているもの

⁶⁸ 第1回市民討議会よりかかるまとはは行っていましたが、見解は留保していました。

（飴・クッキー・チョコ等）1セット用意しました。討議することを考慮して飴類を多めにしました。飲物は昼の弁当に付けたもののほか朝ペットボトルのお茶を一本用意しました。なお午後定員割れで余ったペットボトルを希望者に配布しています。

第1回市民討議会と第2回市民討議会ではティータイムを設けて茶菓子を用意しましたが、第3回市民討議会では予算的にコンパクトな市民討議会を試みたことからティータイムは設けませんでした。今回は時間を割くことができないこともあってティータイムを設けませんでした。参加者が一緒になって昼食やティータイムなど飲食をともにすると、参加者間の距離が縮まったり、討議では言い出しにくかったことを確かめたりするのでその後の討議に良い影響がでます。そのため、できるだけそのような機会を設けるのがよいと思います。アンケートでも「ティータイムを設ける」旨を要望する回答が寄せられていました⁶⁹。

5.2.2. その他（スタッフの服装と識別）

従前通り参加者に緊張した雰囲気を与えないようにカジュアルとしましたが、あまりにもラフな格好は不快感を与えることにもなりかねませんし、会議にそぐわない格好は参加者の目につき討議への集中を阻害しかねないので、ジーパンやサンダルといった軽装や作業服などは不可とし、会社などでゴルフ場に行くときの服装を目安として各自考えることにしました。なお見学に来る青年会議所のメンバーにも同様の服装をするようお願いしています。

その際参加者やスタッフに誰がスタッフかを分かるように、赤色のストラップのネームタグを付け、「スタッフ」と記載しました⁷⁰。

5.2.3. その他（録音・録画）

主に各グループからの発表を録画録音して市民の意見をまとめる作業の際に確認できるようにしました。意見の集約作業が適切に行われれば必要のないことなのかも知れませんが、行き過ぎた集約作業は参加者の意見を曲げる可能性があるために集約作業は自重されなければならないことや、後日振り返ってみると明確ではなかったということは経験上避け得ないことから、録音と録画は重要だと思います。非言語的な要素も考えれば録画もしておいた方がよいと思います。

今回はビデオ撮影により録音と録画を行いました。発表者の発言が不鮮明な箇所もあり、ビデオ撮影をする場合であってもクリアーに録音できる録

⁶⁹ 第4部3.4.3.(4) 幅広い市民の参加を進めるための工夫について、該当するものをチェックして下さい。(複数回答可)

⁷⁰ 社団法人東京青年会議所は約600人のメンバーが多く、委員会に分散しているため必ずしも互いに知っているわけではなく、当日お手伝いに来る同会議所のメンバー同士が初めて会うことも珍しくありません。また学生など青年会議所以外にお手伝いして頂ける方もいますので、ネームタグは必須となります。

音機材を別途用意したほうが安全だと感じました。

6．報告 ～報告書作成～

6．1．方針 ～第1部市民報告～

報告書の市民報告（第1部）は、本プロジェクトチームの見方、個々の参加者の見方の二種を併記しました。

およそ全ての参加者が関与しない限り、いくら参加者を関与させても、討議や投票結果と同程度に参加者全体と同視できるとは思われないこと、報告書の作成は公正中立でなければなりません、それ自体は問題設定も含めた市民討議会全体の問題ですので、基本的には情報公開など透明性の中で自らを律する方向で行われなければならないと思うこと、できる限り早くまとまった報告書を提出しなければならないことなどから、原則として本プロジェクトチーム内でまとめることとし、思い込みや偏りを避けるために適宜当事者である参加者にできる限りの情報を公開したうえで意見を求めることにしました。また本報告書にできる限りの情報を記載して第三者の評価と我々のまとめとは別の第三者の見方ができるように心掛けました。

これらは最初の市民討議会から一貫している方針ですが、今回は新たに、設営者とは独立した第三者に市民の意見を考えてもらい、意見をもらうことにしました。それは、いかに設営者が公正中立を心掛けたとしても、何らかの偏りが生じることは避けたいと考えるので、独立した第三者の見方を入れることにより報告書を読む方が多様な見方に触れてバランスよく見解を読むことができるのではないかと期待するからです。また、先に掲げた情報公開は設営者の見方に偏りのリスクが無視し得ないほど顕在化した場合に備えてのものです。ほとんどの場合に設営者以外の見方をまとめたものは出てこないと思われ。いくら情報公開をして検証できるようにしても実際にこれが行われないようであれば理想に留まってしまうことになりかねません。そこで、現実に第三者に市民の意見を考えてもらい、それを設営者のまとめと併記することにより多様な見方を提供することにしました。このように独立した第三者による意見を併記することにすれば、単に情報を公開するのではなく情報を検討して意見をまとめた方に必要な情報を適した形で公開できるようになっていくであろうと思います。そして、何よりも市民の意見が併記されることによって、社会的なダイアログの第一歩になると考えます。

6．2．作成方法と作成過程

報告書の担当者の調整のもと、各部屋の担当者が各部屋の意見の概要をまとめ、報告書の担当者が中心になって全体的な意見をまとめていき、本プロジェクトチームの見方（まとめ）としました。

まとめるにあたっては、本プロジェクトチームの独善とならないように、各部屋の意見の概要がまとまった段階で、参加者向けの報告会を11月1日（土）に開催し、説明の上意見を聴取しました。報告会に参加した参加者⁷¹からは特に否定的な意見はせず、概ね賛同を得られたと思います。

その後各部屋の意見の概要をもとに全体の意見をまとめ、11月11日（火）に簡易版として参加者に配布して、文書で意見を求め、その回答などを踏まえて若干の修正を行い最終的な本報告書を完成させました。

6．3．その他 ～第3部から第4部まで～

第1部の市民報告の理解を深め、検証するために第3部および第4部を設けました。第3部は設営面を、第4部は主に当日配付資料やアンケートなどデータ面をそれぞれ記載しています。特に第3部で設営などをつぶさに明らかにすることにより、当該市民討議会が適正なものであることを明らかにするとともに、このように明らかにするものであることを自覚することにより、公正中立な設営と運営を図るように心掛けるものとなると考えます。そのため、どのように形づくられたのかについて明らかにされていない市民討議会の報告書は不十分であると考えます。

また今後の市民討議会の一助になるように、第3部では実践してどうであったのかとその改善点などについてもふれ、第2部で主催者側の雑感を掲載しました。

6．4．報告先

徹ロン（2008市民討議会）の報告書は、第三者機関（有限責任中間法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）、モバイル・コンテンツ・フォーラム（MCF））、携帯電話事業者（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社（au）、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ウィルコム）、マスコミ（共同通信社、日本経済新聞社、読売新聞、朝日新聞社、毎日新聞社、産経新聞、東京新聞、日本放送協会、ぎょうせい（月刊ガバナンス））、政党（自由民主党、公明党、民主党、日本共産党、社会民主党、国民新党、新党日本）、行政（総務省、文部科学省、経済産業省）、教育関係（東京都教育庁、千代田区教育委員会、港区教育委員会、新宿区教育委員会）、区（千代田区長、港区長、新宿区長）および国立国会図書館などに配布する予定です⁷²。

7．決算

本プロジェクトの収支は合計金3,233,243円となります。

⁷¹ 安藤幸男氏、久津野由雄氏、吉田正義氏、宇田川君子氏および関博幸氏がご参加されました。

⁷² 参加者や情報提供者などにも配布します。

収入の内訳は、社団法人東京青年会議所の拠出（利息を含む）が金3,033,243円、協賛金が金200,000円となりました。

支出の内訳は、招待状に関するものが金1,291,270円、10月4日（土）開催の討議会当日に関するものが金1,776,073円、11月1日（土）開催の報告会に関するものが金1,500円および報告書に関するものが金164,400円⁷³となりました。

また各支出の詳細は次のとおりです。また本プロジェクトが青年会議所運動として行われているため、各種作業の人件費や電話連絡などの通信費あるいは事務費はメンバーが無料で行うことなどにより低く抑えられ、情報提供者の講師費用などは東京青年会議所の公益法人の活動実績やメンバーの人脉などもあって低く抑えられています。

| 招待状関係 | | ¥1,291,270 | |
|--------|-----------|------------|------------------------------|
| 無作為抽出費 | 無策抽出費用 | ¥147,000 | 電話帳からの無作為者のピックアップと名簿の作成費用です。 |
| 作成費 | 招待状 | ¥385,940 | |
| 通信費 | 招待状 | ¥496,660 | |
| 作成費 | 再招待状 | ¥96,000 | |
| 通信費 | 再招待状 | ¥160,000 | |
| 通信費 | 参加応募の返信葉書 | ¥5,670 | |

| 討議会関係 | | ¥1,776,073 | |
|-------|-------------------------------------|------------|---------------------------|
| 会場費 | 討議室4部屋と控え室1部屋 | ¥743,400 | |
| 諸謝金 | 情報提供者1名 | ¥11,111 | 他の情報提供者については無償です。 |
| 諸謝金 | 参加者72名 | ¥799,992 | 途中退席された2名には諸謝金を支払いませんでした。 |
| 消耗品 | 当日配付資料作成など | ¥19,880 | |
| 消耗品 | 討議・投票用の複写紙印刷費、プロッキーペン、付箋紙および投票シールなど | ¥63,150 | |
| 記録費 | DVテープ | ¥10,080 | |
| 食事代 | 参加者の弁当代(100人分) | ¥70,000 | 100名は予定定員人数です。 |
| 食事代 | 参加者の茶菓子代 | ¥10,500 | |
| 食事代 | 参加者などの飲物代 | ¥32,210 | 余りを報告会に使用しました。 |
| 消耗品 | 横断幕作成など | ¥15,750 | |

| 報告会関係 | | ¥1,500 | |
|-------|---------|--------|----------------|
| 会場費 | 報告会場1部屋 | ¥1,500 | 会場は区民会館。備品は無料。 |

| 報告書関係 | | ¥164,400 | |
|-------|-------------------|----------|--|
| 作成費用 | 報告書(簡易版) | ¥29,600 | |
| 通信費 | 報告書(簡易版)封筒代や郵送料など | ¥14,800 | |
| 作成費用 | 報告書 | ¥90,000 | |
| 通信費 | 報告書封筒代や郵送料など | ¥30,000 | |

⁷³ 報告書の作成費や郵送料は見込額です。

8. 反響

8.1. 参加者

事後アンケートによれば、満足していない参加者はいるものの、26%弱の参加者が今回の市民討議会に満足し、それとあわせて70%強の参加者が好意的に受け止めていること⁷⁴、市民討議会で取り上げて欲しいテーマについても多くの回答が寄せられていること⁷⁵、2週間後のアンケートでも3割強の23名から回答が寄せられ⁷⁶、市民参加についてはほぼ肯定的な回答がなされ⁷⁷、再び市民討議会に参加することについて前向きな意見を頂いていること⁷⁸など全般に肯定的でした。

8.2. 当日見学に来た方

当日、前総務大臣増田歸也氏および参議院議員鈴木寛氏などが見学され、増田氏と鈴木氏におかれては昼休みの間に各部屋にて参加者に向けて激励の挨拶をなされました。

報道関係者としては、東京新聞社会部記者神田要一氏、東京新聞・中日新聞編集局政治部金井辰樹氏および朝日新聞論説委員国分高史氏（登録順）が取材されました。また、高崎経済大学学生の渡辺菜奈子氏が卒論の研究のためにいらっしやいました。

8.3. マスメディア

マスメディアについては、当日の前項のとおり取材に参りましたが、それ以外に次のような反応がありました。（敬称略）

| 年月日 | 媒体名称 | タイトル | 著者 |
|---------|--------|------------------------|------|
| 6月29日朝刊 | 東京新聞 | マラソン討論で世論形成 | 金井辰樹 |
| 9月20日夕刊 | 東京新聞 | 東京ミッドタウンで市民がマラソン討論 | |
| 9月21日朝刊 | 東京新聞 | 市民マラソン討論会開催へ | |
| 10月5日朝刊 | 東京新聞 | 「ケータイ」題材に老若男女74人討議 | 神田要一 |
| 11月号 | フォーサイト | 政治が寄りかかる「世論調査」の“罪”と大開策 | 金井辰樹 |
| 10月31日 | 朝日新聞 | 普通の人々の討論会 | 国分高史 |

⁷⁴ [第4部3.2.1.1. 今回の市民討議会での話し合いについて満足していますか？](#)

⁷⁵ [第4部3.2.1.2. 今後「市民討議会」で取り上げてほしいテーマはありますか？](#)

⁷⁶ [第4部3.4.1. 概要](#)

⁷⁷ [第4部3.4.2.\(2\) 市民参加についてどのように感じるようになりましたか。](#)

⁷⁸ [第4部3.4.3.\(2\) 再び徹ロン\(市民討議会\)の招待状がとどいたら参加しますか。](#)





9. 『徹ロン』（2008市民討議会）を振り返って

間接民主制、マスコミあるいは利害関係者といった従来の民意とは異なる直接民主的な手法による民意に諮り、輿論⁷⁹を形成していくものとして2005年にその第一歩が踏み出されました。

それからここ数年のうちに、市民討議会が各地青年会議所を介して地方公共団体と協力して行う形で広まり、地方公共団体がその地域の問題について直接民主的手法により民意を確認し反映させることや市民討議会を広げていくことについては大きな流れができました。こうした地域社会において地方公共団体が深く関わりながら進めていく市民討議会は、このままより深く、そしてより広く浸透し制度として確立していくことが新たな課題となると思います。この点社団法人東京青年会議所が活動する東京23区内でも無作為に選ばれた区民に区の問題を諮る制度が葛飾区において2009年度に青年会議所主導で行われることになり、これから広がっていくことが期待されます。

もっとも、これらは官という地方公共団体とともに地域社会という範囲で行うものですので、上述の意義からするとこうした範囲を越えて行かなければなりません。そのための残された大きな課題としては行政が主催ないしはそれに準じる立場として関わらない民主導であっても参加者や報告先などに信頼をもって受け入れられるようにすること（信頼できる民間団体による推進）地域を越えたテーマを扱えること（ナショナルテーマ）そして広域で開催ができるように道筋をつけることなどが挙げられます。

そこで、今年の市民討議会（徹ロン）ではこうした状況を踏まえて、社団法人東京青年会議所が単独主催となって（ ）青少年の携帯電話の問題というテーマで（ ）衆議院議員選挙東京第一選挙区の住民を対象に100名の定員を目指して開催しました（ ）。

2週間後に行ったアンケートに回答をして頂いた参加者は市民討議会の主催団体について民間主体ないし信頼できる団体であればよいと回答しており、参加者全体の3割の方が信頼できる民間団体による推進について積極的な理解を示され⁸⁰、また招待状に対する参加回答率も1.52%と従前より高い数値になっており⁸¹市民の理解が増しているとも考えられることから、今後もこの形を推し進め、民自らが民主主義を率先していく形を確立していきたいと思えます。

⁷⁹ 理性的討議による市民の合意

⁸⁰ [第4部3.4.3.\(3\)今後の徹ロン\(市民討議会\)について該当するものをチェックして下さい。\(複数回答可\)](#)

⁸¹ [5.7.参加の招待方法\(招待状を送る方を選ぶ名簿\)](#)

テーマは、全国的な問題としたものの、参加回答率を高める配慮から身近なテーマを選びました。しかし、上述の意義からすると、民が考えるべきより社会の基礎的な問題についても討議できるようにしなければなりません。市民討議会の理解が増していると思われることからすれば、再度社会の基礎的な問題に挑戦する時期にあるのではないかと思います。もっともこうした問題を行うには1日ないし2日での開催では掘り下げられる内容に限界があり、今の形を打ち破る質的な仕組みの変化をしなければならぬと思えます。

広域での開催については、前回より試みた事前に収録した動画による情報提供が今回も大きな問題を生じさせることなく行うことができ、この方法により広域で開催される各地の全参加者に等しく偏りのない情報を提供できることが現実味を帯びたと思えます。もっとも参加者が増え世代・職業・生い立ちなどが多様になってくるので、誰が見ても分かるように十分に練った情報提供をしなければならぬとともに、練る過程で情報の偏りをいかに小さくしていくのかという両立が容易ではない二つの要請を十分満たしていかなければなりません。つまり、適切で公平公正な選別となるように関与する多様な関係者を慎重に選び、その関係者と距離を保ちながら関係者の意見を偏り無く問題設定に組み込んでいきつつ、問題のポイントについて誰にでも分かるような形にしていかなければなりません⁸²、今後の大きな課題になると思えます。なお、資料集など文書を配布して文字による正確な情報を提供する方法については、活字離れが嘆かれてから久しいことや、市民討議会の参加者は知識層ではなく一般市民であることからすると、あくまでも補助的なものと位置づけられるのではないかと思います。

今回の『徹ロン(2008市民討議会)』は、市民討議会が地域社会の問題についての比較的小さい枠組みの中に留まりかねない中で、市民討議会の本来的な意義を再確認させ、そこに向けての足掛かりとなったのではないかと思います。

⁸² 『大人でもなかなかわかりにくく難しいニュースを、こどもの目線で伝えるニュース情報番組』である「週間子どもニュース」(NHK総合土曜日午後6時10分から。<http://www.nhk.or.jp/kdns/>)をイメージするとよいかもしれません。

第3部 資料

1. 当日資料

当日は、最初に着座するテーブル、開催趣旨、時間割および討議の際のルールなどを記載したガイドブック、情報提供の際などに参照する資料や用語解説を記載した資料集を配布しました。

また開会前に事前アンケートを、閉会後に事後アンケート⁸³と諸謝金関係の書類を配布し、前者については開会前に回答を促し開会後第1部開始前に回収し、後者については開会後に回答と必要事項の記載をしてもらい諸謝金と引き替えに回収しました。

⁸³ 事前アンケートと事後アンケートの質問事項については「[3.1.事前アンケート](#)」、「[3.2.事後アンケート](#)」および「[3.3.事前アンケートと事後アンケートの比較](#)」に掲載しています。

ガイドブック



配付資料

This page displays a grid of 12 small document thumbnails. The thumbnails are arranged in 3 rows and 4 columns. The first row contains a table-like document, a text-heavy document, and a document with a large diagram. The second row contains a document with a table, a text-heavy document, and a document with a diagram. The third row contains a document with a table, a text-heavy document, and a document with a diagram. The thumbnails are small and difficult to read, but they represent a variety of document types.

This page displays a grid of 12 small document thumbnails. The thumbnails are arranged in 3 rows and 4 columns. The first row contains a text-heavy document, a diagram, and a text-heavy document. The second row contains a text-heavy document, a diagram, and a text-heavy document. The third row contains a text-heavy document, a diagram, and a text-heavy document. The thumbnails are small and difficult to read, but they represent a variety of document types.





諸謝金関連書類

謝礼金・車代 個人名義用

| | | | |
|---|-------|-----|----|
| 報 | 酬 | 円 | |
| 源 | 所 得 税 | 円 (| %) |
| 差 | 引 金 額 | 円 | |

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-14-3 青年会議所会館2F
社団法人 東京青年会議所
電話 03(5276)6161番

年 月 日 講師用

領 収 書

社団法人 東京青年会議所 殿

円

但し、源泉所得税 円を含まず。

事業名称(委員会名)

上記金額領収いたしました。 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

住所を必ず記入して下さい。 当月末日までに提出して下さい。

個人名義用

2. 高校生の携帯電話アンケート集計結果

都立戸山高等学校の1年生と2年生合計79名の生徒にアンケートを行い
高校生の携帯電話の利用実態を明らかにしました。このアンケートは資料集
に掲載してあります。

1. 自分の携帯電話を持っていますか？

はい 78名
いいえ 1名

2. 携帯電話の契約者は、どなたですか？

両親 50名
自分 27名
その他 (わからない1名)

3. 携帯電話の料金は、どなたが払っていますか？

両親 67名
自分 8名
その他 3名 (基本料金は両親, その他は自分2名/親からもらった額をもらい, 自分で払う)

4. 自分専用の携帯電話をいつ頃持ちましたか？

高校生になってから 37名
中学生になってから 31名
小学生になってから 9名

5. 携帯電話を使用するうえで、ご家庭でのルールはありますか？

- ・ 定額内で、またはそれ以上は自分で払う 9名
- ・ 使いすぎない・料金の上限を守る, など 8名
- ・ インターネットを控える 7名
- ・ お小遣いから払う 3名
- ・ その他 (「フィルタリング機能を付ける」「特にないが、通話しすぎたりへんなサイトへ行ったりしない, と軽く言われる」「18禁」「食事中は使わない」「迷惑電話は無視する」「いつも留守電にするんじゃない」)

6. 携帯電話の使用頻度の高い順番 (2名以上)

(Web: インターネット, SNS: ソーシャルネットワークサービス)

- メール > 通話 > Web > SNS 16名
- メール > 通話 14名
- メール > Web > 通話 > SNS 11名
- メール > 通話 > Web 8名
- メール > 通話 > SNS > Web 8名

| | |
|----------------------|----|
| メール > Web > 通話 | 7名 |
| Web > メール > 通話 > SNS | 3名 |
| メール > SNS > Web > 通話 | 2名 |

7. 携帯電話の良い点は、何でしょう？（複数回答）

| | |
|---|-----|
| ・連絡に便利な点 | 66票 |
| ・便利 | 15票 |
| ・気軽に話せる/メールできる・手軽な点 | 14票 |
| ・カメラ・ムービー・時計・音楽・メモ・テレビなどの機能 | 14票 |
| ・コンパクト・携帯できる点 | 13票 |
| ・情報がすぐ手に入る | 6票 |
| ・暇つぶしになる | 5票 |
| ・メールができる点 | 5票 |
| ・緊急時に役立つ点 | 4票 |
| ・コミュニケーション | 4票 |
| ・インターネットが使える | 3票 |
| ・データを残せる/持ち運べる | 2票 |
| ・友達が増える | 2票 |
| ・その他（時間の短縮になる、よみちがちょっとこわくなくなる、早い、すばらしい、子供の安全管理（親からすると）、自由（ある程度）、楽、情報源（政治、天気・・・）、料金が安い、道に迷っても大丈夫！、話題になる、必ず伝わる（留守がない）、おばあちゃんおじいちゃんと仲良くなった、でんわ、わからない漢字がわかる、何でもできる） | |

8. 携帯電話の悪い点は、何でしょう？

| | |
|-------------------|-----|
| ・料金が高い点 | 23票 |
| ・依存してしまう・使いすぎる点 | 18票 |
| ・犯罪に巻き込まれる・悪用される点 | 16票 |
| ・目が疲れる/悪くなる | 8票 |
| ・危険 | 7票 |
| ・迷惑メールや電話がくる | 7票 |
| ・悪いサイトにもアクセスできる点 | 7票 |
| ・充電式・電池がもたない | 6票 |
| ・相手の顔が見えない点 | 2票 |

| | |
|-------------------|----|
| ・掲示板などの悪質な書きこみ・中傷 | 2票 |
| ・料金が不明瞭 | 2票 |
| ・扱いが難しい | 2票 |
| ・遊んでしまう | 2票 |
| ・面倒 | 2票 |

・その他（時間を考えない人がいる、自転車に乗りがらいじるとあぶない、インターネットに簡単につながれる。親の見てない所で。直接のコミュニケーションが減る、ボタンが小さくて打ちにくい、こわい、お金と時間の使い方が狂う、声ではないため、答えとかがすぐ開けない、すぐ部品がなくなる、悪質なものがある、束縛される、つかまってしまう、個人情報・・・、マナーの問題が発生する、簡単にお金を使える、集中力の妨げ、悪い意味で誰とでもつながれる、ジャマ、電磁波、トラブル)

9. SNS（ソーシャルネットワークサービス）を使ったことがありますか？

| | |
|-----|-----|
| はい | 13名 |
| いいえ | 59名 |

10. SNSはどんな目的で使っていますか？

部活の連絡等、情報交換、友人との交流、電車検索、ひまつぶし、ネット、娯楽、オンラインクーポンを使用するため、ふれあい、ダンス動画検索、趣味が合う人との雑談、メーリングリスト、ゲーム、情報収集、着メロをとる

11. どんなサイトでしょうか？（サイト名）

らくらく連絡網、Mixi、モバゲー、ヤババ、天気予報、ミューモ、デコトモ、アメーゼメント、乗り換え案内、USA,b、お菓子のレシピとかマックのサイトとか

12. SNSを使って良かった点は、何でしょう？

確実に伝わる/様々な情報が手に入った/暇・時間がつぶせる/電車が便利/音楽が取れた/いろいろな人とやりとりをした/連絡が楽/乗り換えに迷わない/天気がいつでもみれる/お菓子を見ているだけでいい気分になれる

13. SNS を使って悪かった点は、何でしょう？

個人に聞くべき事が全体に伝わってしまう(ミスで) / 勧誘が少々あった / 勉強が出来ない / 有料だった / 人間関係がめんどい / なれあいが見ていてうざい 規約だけでなくローカルルール / 変なサイトがときどきある

14. 青少年(18歳未満)の持つ携帯電話には、フィルタリング機能が付いていることを知っていましたか？

はい 59名

いいえ 18名

15. 青少年の持つ携帯電話にはフィルタリング機能がついており、サイトへのアクセス制限がされています。このフィルタリング機能については、現状のままでよいでしょうか？それとも、改善すべき点がありますか？理由も一緒に書いてください。

現状のままでよい 47名

【理由】

- ・ 変なサイトにつなぐことがないから。
- ・ 私はフィルタリングを解除して利用していないから
- ・ 特にそれで問題がないから。
- ・ フィルターをかけたことがないのでどのようなものか知りません 私は携帯よりパソコンを使うことが多いので、パソコンのインターネットにもフィルタリング機能が普及してもいいかなと思う。
- ・ 自分にはあまり関係ない
- ・ 親名義になっているから
- ・ フィルタリングをしています、変なサイトとかにいったことはないから
- ・ うっかりと危ないサイトに入ってしまうことがなくなるから
- ・ 守られている方が安全
- ・ 自分が知らないうちに悪いサイトへアクセスしてしまう可能性が青少年にはあるから
- ・ ネットワーク犯罪に巻き込まれる可能性が下がる
- ・ 危ないから
- ・ 特に危なくない
- ・ けんさく時にHITする数が限られてるほうが調べやすいと

感じるから

- ・ 人によると思うけれど、パケホは集中力が欠けるから
 - ・ 現状のままで問題ないから
- 改善する必要がある 25名

【理由】

- ・ 有害性が見あたらなくてもブロックされたりするから
- ・ 基準がきびしすぎる。そうでないやつも見れない。
- ・ 友達のプロフなどまで制限されているので評価判別をもっと正確にしてほしい。
- ・ このため部活やクラスのメーリスに入れにくい。故にときどき連絡が来ない。
- ・ 図書館などの公共施設のサイトでも、フィルタリングが強すぎて入れないことがある。
- ・ 知りたい情報が手に入れにくい
- ・ 今まで見れていたサイトが見れなくなって不便だから
- ・ あまり有害でないサイトに制限がかかるのに、有害なものにかからない。
- ・ 親の同意があれば良いと思う
- ・ 必要なサイトが開けなくなる。そもそも必要性は限りなく低い。
- ・ 危険でないサイトまで一方的な判断で排除されてしまうから
- ・ エロくないサイトもみれなくなる
- ・ フィルタリング機能があっても現状では悪質なサイトの手にかかった人もいるから
- ・ 制限が厳しすぎて探したいものが探せない
- ・ 問題ないページも見られないと聞いたから
- ・ auのフィルタリングはちょっとひどすぎやしませんか。調べものがしづらいです。
- ・ そんな危険なサイトではないのにフィルターがかかってたりするから、どういう基準で判断してるか分からない。
- ・ ブラックリスト方式をとるべきだと思うから。
- ・ 青少年に必要な刺激がなくなる。
- ・ フィルタリングが厳しすぎて、必要なサイトに入れにくい(ex. 連絡網のサイト(部活やクラスの連絡用サイト))
- ・ 付けるのはいいと思う。年齢制限は下げていいと思う
- ・ フィルタリング機能がついていることを知らなかったから、

もうちょっと知名度を上げて良いと思う。

- ・ バカみたいにサイトが少ない，子どもにも知る権利がある
- ・ サイトが制限されすぎ

16．携帯電話について，ご意見がありましたらお聞かせください。
電車内の優先席でケータイ使ってる人ってどうかと思います／もっと機能がよくなってほしい／中学生が持つのは良くない／絵文字／いらぬ機能が多い／ケータイは孤独をいやすとともに孤独を認知させるものであります。依存しすぎることのないように使っていきたいですー／べんり：）／小学生や幼い子に持たせるのはまずい／使用料金をもっと安くして下さい。／持つべきです！／あまり速い時期から子供に携帯を持たせない方がいいと思う。／青少年ネット規制法案は知る権利を犯している／バッテリーの性能を向上させて欲しい。メール受信拒否機能について，もう少し使い勝手をよくして欲しい。ドメイン拒否はもう古い。／値段を安くして欲しい。

3．アンケート結果 ～事前・事後・2週間後～

3．1．事前アンケート⁸⁴

3．1．1．アンケート結果の概要

今回市民討議会に参加を決めた理由は，「テーマや子どもたちののに興味があった」というように携帯電話や子ども達の問題への関心からの回答が多いですが，「無作為抽出の討議会だから」というように方法への関心も見られます。「案内状が自分の名前で届いていたから」という回答も2番目に多く，個人を対象に参加を募るという方式が功を奏しています。

参加者の多くは，携帯で電話とメールの機能のみを利用していますが，インターネット機能を利用している人も4割弱参加していました。その一方で携帯電話を持っていない人も4名参加していました。また，参加者の8割近くが家族に18歳未満の子どもがいない方でした。

今回の市民討議会で取り上げられたフィルタリングについて，以前からよく知っていたという参加者は1割に満たず，半数以上がフィルタリングについては「よくわからない」と答えており，この状況は国民一般についてもある程度当てはまるのではないかと思います。

3．1．2．「市民討議会」という言葉を知っていましたか？

| | |
|-------|----------|
| 知っていた | 6名(8.1%) |
|-------|----------|

⁸⁴ 事後アンケートと共通した質問については「3.3.事前アンケートと事後アンケートの比較」に記載しました。

| | |
|--------------------|------------|
| 知らなかった | 67名(90.5%) |
| の方，どこでお聞きになりましたか？ | |
| ・ 言葉は知っているが会が有無は不明 | |
| ・ 新聞 | |
| ・ 友人から | |
| ・ いくつか新聞で読んだ覚えが... | |

3．1．3．今回市民討議会への参加を決められた理由は何ですか？（複数回答可）

| | |
|--------------------------|------------|
| テーマに興味があった | 28名(37.8%) |
| 子どもたちの問題に興味があった | 19名(25.7%) |
| 報酬 | 14名(18.9%) |
| 青年会議所を知っていた | 14名(18.9%) |
| 無作為抽出の討議会だから | 22名(29.7%) |
| 案内状が自分の名前で届いていたから | 26名(35.1%) |
| 2名まで参加できたから | 9名(12.2%) |
| その他 | 8名(10.8%) |
| 【内容】 | |
| ・ 社会活動への参加 | |
| ・ たまたま時間が空いていた。暇だった。 | |
| ・ 是非皆んなと討議したかったから | |
| ・ 親からのすすめで | |
| ・ DMをいただいたので | |
| ・ キャリアに活かせると思ったから | |
| ・ 単純に興味を持った | |
| ・ 友人からの紹介 | |
| ・ 以前にも類似の会議に参加したことがあったから | |

3．1．4．携帯電話の使用についてお伺いします。以下当てはまるものを選びください。

| | |
|---------------------------------|------------|
| 携帯電話は持っていない | 4名(5.4%) |
| 携帯電話で，電話の機能のみ利用している。 | 5名(6.8%) |
| 携帯電話で，電話とメールの機能のみ利用している。 | 36名(48.6%) |
| 携帯電話で，電話・メール・インターネットの機能を利用している。 | 27名(36.5%) |

3.1.5. 青少年（18歳未満）の携帯電話使用についてお伺いします。ご家庭で使用についてルールを決めていますか？

| | |
|-------------------------------|------------|
| 家族に18歳未満の子もはいない | 58名(78.4%) |
| 家族に18歳未満の子もがおり、携帯電話使用のルールがある | 6名(8.1%) |
| 家族に18歳未満の子もがいるが、携帯電話使用のルールはない | 7名(9.5%) |
| その他 | 2名(2.7%) |

と答えた方、よろしければルールの内容をお書きください。

- ・ 使用料金上限 5000 円
- ・ 予め登録しておいたナンバーだけに電話してもよい
- ・ 料金額制限（毎月¥3,000 程度）
- ・ 未満の子はいるが、小さいのでまだケータイを持たせていない
- ・ インターネットについては利用不可としている。
- ・ 危険サイトに近づかない

3.1.6. 青少年の携帯電話のフィルタリングについて、ご存知ですか。以下当てはまるものをお選びください。

| | |
|----------------------|------------|
| フィルタリングについてはよくわからない | 39名(52.7%) |
| フィルタリングについて何となく知っている | 28名(37.8%) |
| フィルタリングについてよく知っている | 7名(9.5%) |

もしくは と答えた方にお伺いします。フィルタリングをどうすべきかについて現在お考えがありましたら以下にお書きください。

- ・ 強化すべきである。例えば映画、書籍等は組織的或いは個人的にチェックを受けているのに対し、携帯電話では何者にもチェックされずに、言葉が歩き出す。之は危険すぎる。
- ・ 絶対にフィルタリング（強制）は必要
- ・ スпамメール等、悪質な情報は予めフィルタリングしてユーザに届かないようメーカーを含む関連業界で取り組んで欲しい。
- ・ 有害サイトについてのフィルタリングチームを企業枠を超えて作るべき（映倫の発展系）
- ・ フィルタリングは、是非行ってください。一日も早く、そうしないと、今後何人も更に死亡者が出て行ってしまいます。
- ・ コンテンツの中身にてキセイすべきである
- ・ それぞれのお子さんの特色により、必要でありそうなら利用すべきだと思う。

- ・ 年齢制限で強制的にかける方が良いと思っています。
- ・ 絶対に行うべきだと思うが、やり方がよくわからない。おそらく、ケータイの機種によっても異なるでしょう。
- ・ 子どもがケータイをもつようになったら、必ず利用したいと思っている。またサービス提供側にも、今以上の内容の充実を希望したい。
- ・ 一定の範囲で規制しても良いと考えます。
- ・ 携帯電話を利用する側で、制限をかけても、網目をくぐって情報を送ってくる業者がいることは事実。また逆に必要なのにフィルタリングで届かないということも起きているので、事業者が情報収集し、対策を更に検討すべき。
- ・ 年代別に段階を決め施行すべきと思う。
- ・ ケータイ電話事業者がもっとサイト注意をし、悪いサイトは止めるべき
- ・ 携帯電話を購入の際、未成年（18才未満）の場合親権者の承諾内容に、フィルタリングを義務付けるべきである。
- ・ 可能なところまでいろいろ試みていく
- ・ 特になし
- ・ 有害サイトの規制
- ・ 小さい子供たちに有害情報が入りにくいように、しかし、強制にならないように、議論を重ね、きまりをつくるべきと考えます。
- ・ 情報アクセス制限は必須と思う。

3.2. 事後アンケート⁸⁵

3.2.1. アンケート結果の概要

今回の市民討議会の結果について、5割強の参加者は「全体的に自身の住む区の意見を反映していた」と回答していましたが、16%の参加者は「そうは思わない」と答えています。一方、8割以上の参加者は「投票結果を受け入れることができるものである」と答えています。また約7割の参加者が「市民討議会で見聞きしたことや参加しての感想を周囲の人に話したい」としています。

市民討議会後のフィルタリングについての考えで一番多かったのは「フィルタリングには第三者機関がかかわるべき」という意見で、5割以上を占めています。

テーマについては6割強が「適切である」と答えており、肯定的な感想が多かったです。しかし「幅広すぎる」と答えた参加者も2割近くありました。

⁸⁵ 事前アンケートと共通した質問については「[3.3. 事前アンケートと事後アンケートの比較](#)」に記載しました。

1日という日程については、7割以上が十分だったとされていますが、約400分の討議時間については、5割強が十分と答えているものの、4割近くは短すぎたと答えており60分ぐらいがよいと答えている参加者が多くなっています。

情報提供について十分だったと答えている参加者は4割に満たないですが、「短すぎた」、「長すぎた」が同数（各約15%）のため、時間的には現状のまま、内容をつめる必要がありそうです。また「音声が聞き取りにくかった」といった感想がいくつか散見され、反省が必要です。進行役やタイムキーパーといった方式、1万円の謝礼についてはおおむね現状に肯定的な回答でした。

話し合いの結果については、「やや満足」が約45%、満足が約25%と7割が肯定的な評価をする結果となっています。加えて、多くのご感想、ご意見と、今後取り上げてほしいテーマが数多く寄せられました。

3.2.2. 今回の討議会について

(1) 参加者は、全体的に、ご住所の区民の意見を反映していた

| | |
|-----------|-------------|
| 全くそう思わない | 4名 (5.4%) |
| あまりそう思わない | 8名 (10.8%) |
| どちらともいえない | 20名 (27.0%) |
| ややそう思う | 29名 (39.2%) |
| 非常にそう思う | 10名 (13.5%) |

(2) 市民討議会での投票結果は受け入れることができるものである

| | |
|-----------|-------------|
| 全くそう思わない | 0名 (0%) |
| あまりそう思わない | 2名 (2.7%) |
| どちらともいえない | 7名 (9.5%) |
| ややそう思う | 37名 (50.0%) |
| 非常にそう思う | 25名 (33.8%) |

(3) 市民討議会で見聞きしたことや参加しての感想を周囲の人に話したい

| | |
|-----------|-------------|
| 全くそう思わない | 0名 (0%) |
| あまりそう思わない | 1名 (1.4%) |
| どちらともいえない | 9名 (12.2%) |
| ややそう思う | 42名 (46.8%) |
| 非常にそう思う | 19名 (25.7%) |

3.2.3. フィルタリングについてのお考えを以下よりお選びください。

| | |
|-------------------------------|-------------|
| フィルタリングについてはよくわからない。 | 2名 (2.7%) |
| フィルタリングには国がかかわるべき | 19名 (25.7%) |
| フィルタリングには第三者機関がかかわるべき | 39名 (52.7%) |
| フィルタリングは携帯電話会社が自主的に行うべき | 19名 (25.7%) |
| フィルタリングはなくてよい | 5名 (6.8%) |
| その他 | 5名 (6.8%) |
| 【内容】 | |
| ・ 技術的に見てフィルタリングがどこまで可能か不明 | |
| ・ 幅広くいろいろな人から意見を集める | |
| ・ どこまで有害かの判断がむずかしいので、するならば慎重に | |
| ・ 全体的に関わるべき | |
| ・ 自立 | |

3.2.4. 今回の話し合いのテーマ設定はいかがでしたか？（複数回答可）

| | |
|------------------------|-------------|
| 適切だと思う | 46名 (62.2%) |
| 幅広すぎる | 14名 (18.9%) |
| 難しすぎる | 6名 (8.1%) |
| 面白い | 20名 (27.0%) |
| つまらない | 0名 (0%) |
| その他 | 4名 (5.4%) |
| 【内容】 | |
| ・ 参加者の世代が上すぎてテーマに無理がある | |
| ・ テーマが重い | |
| ・ 簡単でもある | |
| ・ 一番最後のテーマは若干抽象的だった | |

3.2.5. 討議会の日程（1日）はいかがでしたか？

| | |
|----------------|-------------|
| 十分だった | 55名 (74.3%) |
| 短すぎた | 12名 (16.2%) |
| 長すぎた | 4名 (5.4%) |
| 【では適切な日程は？】 | |
| ・ 2-3日ぐらい | 2名 |
| ・ テーマをしぼる1日ぐらい | 1名 |
| ・ 2日ぐらい | 1名 |

| | |
|---------|----|
| ・ 3日ぐらい | 1名 |
|---------|----|

3.2.6. 討議時間（1コマ：約40分）はいかがでしたか？

| | |
|-----------------------|------------|
| 十分だった | 39名（52.7%） |
| 短すぎた | 29名（39.2%） |
| 長すぎた | 3名（4.1%） |
| 【では適切な時間は？】 | |
| ・ 60分ぐらい | 8名 |
| ・ 50～60分ぐらい | 2名 |
| ・ 30分ぐらい | 2名 |
| ・ 120分ぐらい | 1名 |
| ・ 90分ぐらい | 1名 |
| ・ 60分～ | 1名 |
| ・ 50分ぐらい | 1名 |
| ・ 60分ぐらいでテーマを2つ | 1名 |
| ・ 適当にまとめるにはちょうどよかったかも | 1名 |

3.2.7. 今回の情報提供はいかがでしたか？（複数回答可）

| | |
|-----------------------------|------------|
| 十分だった | 29名（39.2%） |
| 短すぎた | 11名（14.9%） |
| 長すぎた | 11名（14.9%） |
| 難しすぎた | 4名（5.4%） |
| やさしすぎた | 4名（5.4%） |
| 偏っていた | 12名（16.2%） |
| その他 | 12名（16.2%） |
| 【内容】 | |
| ・ まあまあ | |
| ・ 5～7分が適当 | |
| ・ 終了時刻が明示されていなかったかと・・・ | |
| ・ 前もって頂きたかった 冊子 | |
| ・ 資料集は事前配布が良いと思うが。 | |
| ・ 雑音が多く聞きづらいものがあった | |
| ・ 十分に議論つくせない内容となった | |
| ・ 微妙だった | |
| ・ 同じ立場の話を書きたかった。例）他の都立高校の教諭 | |

| | |
|------------------------------|--|
| ・ もっと具体的な説明があるといい | |
| ・ 映像の音声がイマイチで聞き取れないところが多々あった | |
| ・ 音声が悪かった | |

3.2.8. 話し合いの進行役を参加者の中から選ぶという討議の進め方はいかがでしたか？

| | |
|-------------|------------|
| 参加者から選ぶのがよい | 51名（68.9%） |
| 参加者以外の方がよい | 15名（20.3%） |
| その他 | 3名（4.1%） |
| 【内容】 | |
| ・ 良かった | |
| ・ 人によります | |
| ・ 時と場合による | |

3.2.9. 討議にタイムキーパーは必要だと思いますか？

| | |
|-----|------------|
| 必要 | 60名（81.1%） |
| 不要 | 9名（12.2%） |
| その他 | 2名（2.7%） |

3.2.10. 今回の謝礼（1日1万円）についてご意見をお聞かせ下さい。

| | |
|-------------|------------|
| 妥当 | 64名（86.5%） |
| （ ） 円の方がよい | 0名（0%） |
| その他 | 6名（8.1%） |
| 【内容】 | |
| ・ わからない | 2名 |
| ・ ハードな割には安い | 1名 |
| ・ 不明 | 1名 |
| ・ 謝礼金は寄付可能か | 1名 |

3.2.11. 今回の市民討議会での話し合いについて満足していますか？

| | |
|-----------|------------|
| 不満足 | 2名（2.7%） |
| やや不満足 | 4名（5.4%） |
| どちらともいえない | 12名（16.2%） |
| やや満足 | 33名（44.6%） |

| | |
|---|------------|
| 満足 | 19名(25.7%) |
| <p>どのような点についてご不満・満足以思われたか、よろしければお答えください。</p> <p>【満足した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の意見も云えたり、人の意見も聞けた。 ・ 普段自分が関わることのない年代の方々との議論できた事は貴重な体験。 ・ 討議は尽くせた ・ 何げない一日の繰り返しの中でまったく知らない人と共通のテーマで話せず事がとても新鮮 ・ 多くの人から意見を伺うことによって自分の判断の幅が広がった。 ・ 今まで知らなかった情報を得ることが出来ました。 ・ 自分の持つ知識以上の意見・知識が得られた ・ 今日参加することで今まで知らなかった情報を聞くことができた。いろいろな人の意見を参考にできた。 ・ いろいろな人の意見が聞けた ・ 具体的に話しあえたこと。見解のレベルアップに役立った。 ・ 多様な年齢の方の考えや視点が聞けておもしろかった。 ・ 皆さんの考え方が聞けたこと。自由に発言できたこと。運営が上手だったこと。 ・ 係員の対応がよかった。 ・ 様々な方と知り合うことが出来、いろいろなお話を聴かせていただけた。 ・ 思っていたより気軽に話げできた。 ・ 世論が少なからず分かった ・ プレーンストーミング的で良い ・ それなりのバランス感覚があった ・ 同じ地区の普段話せない方たちと交流がもてたことが満足。話し合うことで身近に感じれた。 ・ テーマが的確(分かりやすかった)短時間だが、話し合いがスムーズに行われた。 ・ 参加者と似たような意見だった。 ・ 内容構成が段階的に組まれている点が良いと思った <p>【不満な点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 聞きとりにくい音声のビデオがあった。やはり事前にもう少し配慮すべき ・ 音声が聞きとりにくかった (DVDの雑音があった) | |

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 知識レベルがバラバラで、まとめるのに苦労した ・ 1 テーマが短い(時間的・内容的にもっとじっくりやりたい)・年齢層を均等にしたい ・ もう少し討議の時間がほしかった。 ・ もう少し突っ込んで話し合いたかった ・ 情報提供の音声が悪かった ・ テーマを沢山あるのは? 一テーマにして徹底的の方が ・ 幅広い参加者層でしたが、逆に若年層の子供を持たない人が多くて(殆んど?) サンプルに工夫がいるのではと思いました。 ・ "すべき"はどうか。 ・ 議論の論点が多数あり、徹底的な討議となっていない。複数意見でも良いので、自らの言葉で意見発表を書くようにした方が良い。 ・ テーマによっては時間内に意見がまとまらないものもある。時間設定については、もう少し長めに検討してほしい。全体のバランスから考えたらテーマを少し減らすべきではないか ・ 私、若い子じゃないとわからないと思う。大人が考えるから、悪くなる一方なのでは? ・ 結局、喋りたい人が多く喋り、その人の意見に結論が偏ってしまう。 ・ テーマによって、時間が短すぎたり、長すぎたりした ・ もっと十分な用意ができていたら深い内容になったのでは? ・ 時間を守るべし! ・ あまり1人1人の話が良く伺えなかった ・ 映像のタイムスケジュールにしばられていて討議ごとに過不足があったように思われる |
|---|

3.2.12. 今後、「市民討議会」で取り上げてほしいテーマはありますか?

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険について ・ 今回のテーマの延長上として青少年犯罪 ・ 裁判員制度、年金制度、医療保険制度 ・ 教育について ・ 陪審員制度等 ・ 環境問題 ・ NPO/ボランティアについて ・ 年金制度(社会保険庁など行政) ・ 教育(学校・塾・地域・クラブ等との関わり方) ・ 社会(電車の中、道路上、多数が集まる場所)でのマナー |
|--|

- ・ 年金問題
- ・ 環境問題
- ・ 学力低下問題
- ・ 公教育（小中学校）
- ・ 住民の和（東京サバクをなくそう）
- ・ 子どもの教育について
- ・ 教育，環境
- ・ タバコについて，少年法について
- ・ 今すぐには浮かびません。
- ・ 身近なテーマ
- ・ エコや環境問題・教育問題
- ・ 省エネ（温暖化等）
- ・ 進学，塾，老人福祉，生きがい，少子化，都市問題
- ・ モンスターペアレント
- ・ 街の景観・観光立国日本
- ・ 学生による学校生活
- ・ 特に特別な知識がなくても議論できるテーマならいいと思う。
- ・ 国による弱者いじめ・ボロが出た官僚社会・産婦人科不足をはじめとする医療分野テーマ・税金のムダ使いについて（国側の）
- ・ 憲法改正
- ・ 食をどうするか
- ・ もっと国際的な視野を持ったテーマを希望します。
- ・ 教育
- ・ いじめ
- ・ 住宅と事務所他の都心のあり方など
- ・ 生活向上のノウハウ
- ・ 景観
- ・ 自転車専用レーンの設置
- ・ 議員のむだづかい，税金を守れ！！
- ・ 公共交通のあり方。地域の緑化（温暖化の取り組み），食の安全。
- ・ 話題性のある事
- ・ 食の安全
- ・ 税金，年金

3.2.13. その他ご要望やご意見がありましたらお聞かせください。

- ・ 自分の考えを見直す良い経験になりました。ありがとうございました。

- ・ たいへんおもしろく，参考になりました。ありがとうございました。
- ・ 大変有意義だったと思います。
- ・ お疲れ様でした。会場は良かったです。
- ・ ぜひ継続的に1年に複数回実施してもらいたい
- ・ 資料類は前広に配布が好ましい。
- ・ ありがとうございました（現状を知ることが良かった）
- ・ 討議形式がよかったと思う。
- ・ 思ったより楽しかったです。また参加出来ればと思います。
- ・ 意見集約の時間がタイムスケジュールにうまく加味されていなかったのをおくれ気味になったのではないのでしょうか？
- ・ 特にないが，時間の厳守，私語の厳守等お願いしたい
- ・ 有意義な経験，ありがとうございました。
- ・ とにかく楽しかったです。
- ・ 引き続き継続してください。
- ・ 「情報提供」の映像に雑音が多く，聞き取りづらかった
- ・ やはり，もっと具体的でわかりやすい準備をしてほしい。

3.3. 事前アンケートと事後アンケートの比較

3.3.1. 概要

市民討議会の前後で同様の質問を行い，参加者の意識の変化を調査しました。

参加を通じた視野の広がり，様々な人との交流，自分の意見の発信については肯定的な回答が増えています。

市民討議会が行われることで青少年の携帯電話の問題が進むかについては，市民の取り組みが進むとの回答が増加し，行政の取り組みが進むとの回答も微増傾向にあります。携帯電話事業者については特に変化はありませんでした。

また，今後参加したい活動として，市民運動やNPO・ボランティア，地域・近隣での話し合い，議会や行政への請願といった項目を挙げる方が増えており，参加意識の高まりが見られます。しかしながら，自治会・町内会の活動やPTA活動については逆に減っています。

以上を見る限り，市民が主体的に活動する運動に積極的になっているのではないかと思います。

3.3.2. 今回の市民討議会に期待すること（事前アンケート），参加しての感想（事後アンケート）

- （1）参加を通して様々な情報を入手し，視野を広げること

| | 期待(事前) | 感想(事後) |
|-----------|------------|------------|
| 全くそう思わない | 0名(0%) | 0名(0%) |
| あまりそう思わない | 1名(1.4%) | 1名(1.4%) |
| どちらともいえない | 5名(6.8%) | 1名(1.4%) |
| ややそう思う | 39名(52.7%) | 35名(47.3%) |
| 非常にそう思う | 29名(39.2%) | 34名(45.9%) |

(2) 幅広い関心を持つ様々な人と知り合うこと

| | 期待(事前) | 感想(事後) |
|-----------|------------|------------|
| 全くそう思わない | 0名(0%) | 1名(1.4%) |
| あまりそう思わない | 4名(5.4%) | 2名(2.7%) |
| どちらともいえない | 10名(13.5%) | 4名(5.4%) |
| ややそう思う | 44名(59.5%) | 34名(45.9%) |
| 非常にそう思う | 16名(21.6%) | 30名(40.5%) |

(3) 世の中で起きている問題に関心を持つこと

| | 期待(事前) | 感想(事後) |
|-----------|------------|------------|
| 全くそう思わない | 0名(0%) | 0名(0%) |
| あまりそう思わない | 1名(1.4%) | 2名(2.7%) |
| どちらともいえない | 4名(5.4%) | 2名(2.7%) |
| ややそう思う | 35名(47.3%) | 33名(44.6%) |
| 非常にそう思う | 33名(44.6%) | 34名(45.9%) |

(4) 市民討議会で自分の意見を発言すること

| | 期待(事前) | 感想(事後) |
|-----------|------------|------------|
| 全くそう思わない | 0名(0%) | 0名(0%) |
| あまりそう思わない | 9名(12.2%) | 5名(6.8%) |
| どちらともいえない | 19名(25.7%) | 9名(12.2%) |
| ややそう思う | 38名(51.4%) | 31名(41.9%) |
| 非常にそう思う | 8名(10.8%) | 26名(35.1%) |

3.3.3. 市民討議会が行なわれることで、青少年の携帯電話の問題について以下の取り組みが進むと思いますか？

(1) 市民の取り組みが進む

| | 事前 | 事後 |
|-----------|------------|------------|
| 全くそう思わない | 1名(1.4%) | 2名(2.7%) |
| あまりそう思わない | 9名(12.2%) | 8名(10.8%) |
| どちらともいえない | 22名(29.7%) | 13名(17.6%) |
| ややそう思う | 37名(50.0%) | 34名(45.9%) |
| 非常にそう思う | 5名(6.8%) | 14名(18.9%) |

(2) 行政の取り組みが進む

| | 事前 | 事後 |
|-----------|------------|------------|
| 全くそう思わない | 1名(1.4%) | 0名(0%) |
| あまりそう思わない | 14名(18.9%) | 8名(10.8%) |
| どちらともいえない | 17名(23.0%) | 20名(27.0%) |
| ややそう思う | 36名(48.6%) | 33名(44.6%) |
| 非常にそう思う | 6名(8.1%) | 9名(12.2%) |

(3) 携帯電話事業者の取り組みが進む

| | 事前 | 事後 |
|-----------|------------|------------|
| 全くそう思わない | 4名(5.4%) | 2名(2.7%) |
| あまりそう思わない | 13名(17.6%) | 11名(14.9%) |
| どちらともいえない | 13名(17.6%) | 14名(18.9%) |
| ややそう思う | 35名(47.3%) | 36名(48.6%) |
| 非常にそう思う | 9名(12.2%) | 8名(10.8%) |

3.3.4. これまでに参加したことのあるもの(事前アンケート)、今後も参加したいもの(事後アンケート)(複数回答可)

| | これまで | 今後 |
|--------------|------------|------------|
| 自治会・町内会活動 | 28名(37.8%) | 19名(25.7%) |
| P T A活動 | 24名(32.4%) | 8名(10.8%) |
| 市民/住民運動 | 6名(8.1%) | 20名(27.0%) |
| 選挙での投票 | 52名(70.3%) | 45名(60.8%) |
| N P O・ボランティア | 20名(27.0%) | 24名(32.4%) |
| 地域・近隣での話し合い | 22名(29.7%) | 27名(36.5%) |
| 議会や役所への請願や陳情 | 9名(12.2%) | 14名(18.9%) |
| その他 | 3名(4.1%) | 2名(2.7%) |

3.4.2 週間後のアンケート

3.4.1 概要

平成20年10月17日(金)に参加者74名に対して、市民討議会による影響を知るために市民討議会に参加した後に何か変化があったのかについて、実際に出てみて今振り返ったときどのように感じるかを知るために市民討議会についてどう感じたかについて、そして今後市民討議会を開催するにあたって参考にするために市民討議会に対する期待や不安についてそれぞれ尋ねるアンケートを送り、23名(回収率31.1%)の参加者からご回答を得ました。

今回の市民討議会、徹ロンについては直後にもアンケートを採りましたが、参加直後の意識の高揚や1日の討議による疲労、あるいはしばらく経って思い返す事により熟慮が進み、冷静に判断できることなどから改めてアンケートを採った次第です。

なお、下記の記述内容は、アンケートに記載してあった通りに掲載しました。

3.4.2 徹ロン(市民討議会)に参加した後の変化について

青少年の携帯電話の問題について回答を頂いた23名のうち21名は新聞などで目につくようになったり(13名)、考えるようになったり(11名)、家族や友人とこの問題を話すようになっており(順に8名と7名)、少なくとも約28.4%の参加者には今回の市民討議会を機にこの問題についての意識や行動の変化が見られたようです。また、市民参画についても、同じく2名の回答者を除いた21名が市民参加について身近に感じるようになったり(15名)、関心が高まったり(12名)、参加したいと思うようになったり(9名)、少なくとも28.4%の参加者が今回の市民討議会を体験して市民参加に対して積極的な姿勢を示したのではないかと思います。

(1) 青少年の携帯電話の問題について意識や行動に変化はありましたか。(複数回答可)

| | |
|-----------------------------|----------------------|
| 携帯電話の問題が新聞やニュースで目につくようになった。 | 13名 (56.5%:17.6%) |
| 青少年の携帯電話の問題を考えるようになった。 | 11名 (47.8%:14.9%) |
| 青少年の携帯電話の問題を家族で話し合った。 | 8名 (34.8%:10.8%) |
| 青少年の携帯電話の問題を友人や近所の人と話し合った。 | 7名 (30.4%:9.5%) |

| | |
|---|--------------------|
| その他 | 4名 (17.4%:5.4%) |
| ・ 親がしっかりしなくては子育ては困難だと再認識した。親も新しい情報をよく理解しなくてはならない社会となってしまう、ゆとりを生むための便利な道具であるはずの携帯やインターネットに逆に振り回されているようで本当の便利やゆとり、幸せとは何か。いろいろ考えるきっかけになった。 | |
| ・ 変化はない | |
| ・ あの場合には誰も意見に出ませんが(私もつい忘れましたが)電波の元(各電話局=会社で監視して速発覚・通報させるべき問題です。一刻も早く規制にすべきことです。 | |

(2) 市民参加についてどのように感じるようになりましたか。(複数回答可)

| | |
|-----------------------|----------------------|
| 市民参加への関心が高まった。 | 12名 (52.2%:16.2%) |
| 市民参加について身近に感じるようになった。 | 15名 (65.2%:20.3%) |
| 参加したいと思う。 | 9名 (39.1%:12.2%) |
| 特に変化はなかった。 | 2名 (8.7%:2.7%) |
| 市民参加への関心が薄まった。 | 0名 |
| 市民参加について縁遠く感じるようになった。 | 0名 |
| 参加したくない。 | 0名 |

3.4.3 徹ロン(市民討議会)について

市民参画に興味があったこと(15名)や招待状が届いたこと(15名)を挙げる回答者が多く両者を挙げている方は10名となっており、全参加者の少なくとも13.5%の方は市民参画に興味があったところに招待状が届いたということではないかと思います。

今回のテーマを挙げている方は7名となっており、逆を言うと16名の方は今回のテーマを理由として選んでおらず、全参加者の少なくとも21.6%が今回のテーマを主な動機として参加したのではないといえるのではないかと思います。この点は公募型と比較してみたいところです。

また謝礼を挙げている方は6名おりました。もしかしたら、多くの方は謝

礼がなくてもいっちゃうのかもしれませんが、全参加者の少なくとも8.1%を占めますので、謝礼が不要であると即断するのは早計かと思います。

「再び招待状が届いたら参加しますか」という質問については、「今後も機会があれば参加したい」が17名(全体の23.0%)、「テーマによっては参加してもよい」が8名(全体の10.8%)で、回答者はいずれかまたは両方を挙げていますので、全参加者の少なくとも31.1%から市民討議会への評価を頂けたと思います。また、市民討議会に対する期待や不安などに関する自由回答でも具体的な提案や改善点などのご回答を頂き、市民討議会の意義が伝わったのではないかと思います。

「幅広い市民の参加を進めるための工夫」について尋ねる質問に対しては、「気軽に参加できる雰囲気を作る」を挙げている方は12名と全参加者の少なくとも16.2%となっており、一層の改善が必要だと感じます。

(1) 今回の徹ロン(市民討議会)に参加した理由は何ですか。(複数回答可)

| | |
|---------------------|----------------------|
| 市民参画に興味があったから。 | 15名 (65.2%:20.3%) |
| テーマに興味があったから。 | 7名 (30.4%:9.5%) |
| 招待状が届いたから。 | 15名 (65.2%:20.3%) |
| 一緒に参加することができるから。 | 3名 (13.0%:4.1%) |
| 謝礼がもらえるから。 | 6名 (26.1%:8.1%) |
| 教育委員会が後援しているから。 | 1名 (4.3%:1.3%) |
| 主催者が社団法人東京青年会議所だから。 | 9名 (39.1%:12.2%) |
| 時間的空きがあった。 | |

(2) 再び徹ロン(市民討議会)の招待状が届いたら参加しますか。(複数回答可)

| | |
|------------------|----------------------|
| 今後も機会があれば参加したい。 | 17名 (73.9%:23.0%) |
| テーマによっては参加しても良い。 | 8名 (34.8%:10.8%) |

| | |
|-------------|----|
| 今後は参加したくない。 | 0名 |
| わからない。 | 0名 |

(3) 今後の徹ロン(市民討議会)について該当するものをチェックして下さい。(複数回答可)

| | |
|--|----------------------|
| 民間団体が主体で行うのがよい。 | 8名 (34.8%:10.8%) |
| 行政が主体で行ったのがよい。 | 0名 |
| 信頼できる団体であれば特にこだわらない。 | 18名 (78.3%:24.3%) |
| 公募に応じた市民だけが意見などを述べればよい。 | 1名 (4.3%:1.3%) |
| 専門家や関係者だけの意見でよい。 | 0名 |
| その他 ・集約した意見を行政や立法に必ず伝えてくれるなら信頼できる団体であれば特にこだわらない。 ・何々依りの意見では何も解決しません!先日のグループの中の一人(女性)はサイトを扱う業者さんらしかったです。(玄人が口走っていました) | 2名 (8.7%:2.7%) |

(4) 幅広い市民の参加を進めるための工夫について、該当するものをチェックして下さい。(複数回答可)

| | |
|--|----------------------|
| 謝金の金額を上げる。 (金額:12,000(謝金プラス交通費として)) | 1名 (4.3%:1.3%) |
| 開催日時を変える。 (例えば:平日午後6時~9時) | 1名 (4.3%:1.3%) |
| 開催日程を複数に分ける。 (例えば:平日と土日/1日 or 平日夜/複数にして若干テーマを変える) | 3名 (13.0%:4.1%) |
| 参加者同士の交流が深まるプログラムを設ける。 | 6名 (26.1%:8.1%) |
| 気軽に参加できる雰囲気を作る。 | 12名 (52.2%:16.2%) |
| その他 ・ティータ임을設ける。 ・あの場での話し合う時間と心の準備が急で短い感じ | 5名 (21.7%:6.8%) |

でした。どんどん急いで取り締まってください。

- ・今回参加された人の多くは年齢層が高くテーマの内容を理解、体験している人が余りに少なく、結論が一般的で終わってしまった気がする。
- ・今回のような運動会シーズンの開催はさける？
- ・謝礼金等はいらない。

3.4.4. 徹ロン（市民討議会）に対する期待や不安は何かありますか。
徹ロン（市民討議会）に対する期待や不安は何かありますか。ご自由にお書き下さい。

参加者各自が意見を出し合うといったことに意義があると思う。ただ、時間が短すぎると感じた。

継続は力なりと言います。将来、出来る限り継続して社会に貢献してください。

一般市民の声が行政に直接届くようなしくみを作って欲しい。残念ですが、11月1日は都合があり出席できません。予めスケジュールが解っていれば参加しやすいと思います。

どんどんおやり下さい。私は思うだけで専門家ではありません！携帯が普及して、殺人、自殺の悪徳業者の金儲けの道具に成って、日々多くの子供を含む人達の命が消えてきました(数え切れないのではないのでしょうか)大金も消えてきました(今も)早く手を打って欲しいと強く思っています。宜しくお願い致します。(私自身悪い投資会社の被害者です。更に国？が悪徳らしき業者(会社)の登録を許可しているは大問題です。日本中の一般の悪い会社も同様です。

1. 選考方法はわからないが私のルームには、かなりの歳と思われる方が居て、「意味が解らない」とか説明中の私意見が多数回あり、度々注意されていた。これは一考を要する。2. 時間厳守を徹底してほしい。

短時間の討論であるため深く追求できない様でした。事前に資料が頂ければもっと深まった話し合いが可能だと思います。ただ資料の事前配布がある方向にまとめられる危険性があります。この様な機会を与えられた事を感謝申し上げます。

テーマにフィットする参加者を集め議論しないと期待する成果は得にくいように思う。ただ、こうした事を一般の人にも考えさせたいというのが主催者の意図であるならまた別ですが。

間接政治(代議制)に直接意見を述べ、反映されると良いと思う。主催者の方々の働きかけで受け取る政治団体、政党、行政がしんしに聞き入れてくれるこ

とを期待します。

1.最初はまごつきでしたが、次第になれてきました。2.テーマに関する用語一覽解説の配布は必須と思います。テーマにうとい人もいるので。また討議の核心にせまるためにも。ハイテクの時代になり、図や文章でホローする必要があります。ホローがあれば、討議も順調に進むと思います。いわゆる事前準備の大切さです。3..20人程度の集団ですと、ハンドマイクが必要になると思います。音声キャッチができない人もいるので。やさしい(適切な)心くばりで、徹ロンのご成果の向上を期待してやみません。

議論を進めていく上で、設問の選択基準が良くわからなかった。設問の問いの文言が大雑把に感じた。設問数が多く、成熟した議論にならなかった。様々な意見を求めるならば、前提条件を多く与えた後、長い時間を取って議論を進めていく方法が良いと思います。

4. 参加者の個々の意見
平成20年11月11日に参加者に対して 我々の意見書(案)をどのように見るのか、全体をどのように見たのかと、個人的にどのように見るのかについて自由回答をお願いしました。 については、出来る限り、名前を伏せて掲載する旨をお約束しましたので、ここでは について掲載します⁸⁶。

(72歳 男 職業：なし)

公序良俗に反するものには従前より規制があります。例えば映画が18才未満お断りの規制があります。時代が進み新しいメディアが登場した場合、直ちに、従前の規制の対象物の枠を拡げて、新しいメディアにも通用するようには出来ないものなのでしょうか、出来ないとしたら不思議に思います。

(46歳 男 会社役員)

今回の徹ロンでは、参加者の年齢層は幅広いものがありました。自分が考えていないこともあり、意義のあるものでした。また、資料についても、簡易なものではありますが、青少年の意見もありました。

しかし、報告はあくまで「大人」として青少年を見ている立場であり、実際に利用している青少年は、また違う意見も出てくると思います。多数の意見はもちろんです、少数の意見の中にも、重要な点が含まれていると思います。その見極めも大事ではないかと思えます。

⁸⁶ については「第1部3.2.参加した個々の市民の見方」に掲載しました。



徹ロン(2008市民討議会)
報告書

社団法人 東京青年会議所 ソーシャルデザイン特別委員会
徹ロン(2008市民討議会)プロジェクトチーム

2008年11月15日
